0009519000

0009519-000

318. 92221-Sy922-S

上海共同租界工部局年報

上海共同租界工部局

上海共同租界工部局

1941年

1942

ABI

318.92
Sy922
S

一九四一年

上海共同租界工部局年報

——一九四一年度行政報告並一九四二年度豫算——

日本語版第一號

318.9222/
Sy922s
S

日本語版序

上海共同租界市參事會は茲に最初の日本語版工部局年報として一九四一年度行政報告竝に一九四二年度豫算を刊行する。

惟ふに土地章程第九條によれば條約國領事團は毎年二、三月中に市參事會員選擧の期日を定めて十四日間公告し、且つ公布の日より二十一日以内に納税者大會を開くことになつてゐるのであるが、その際歳入出豫算を具して其の月内に公布すべきことが規定されてゐる。工部局年報は章程の右條項に基き毎年前年度の行政報告と併せて當年度の豫算を納税者に告知するため編纂刊行されたものである。昨年四月の特別納税者大會に於ける『臨時市參事會に關する決議』によつてかゝる納税者大會は當分開かれぬことになり、從來の市參事會及び納税者大會は關する一切の權限は臨時市參事會に附與されることとなつたから、工部局年報の意味も亦從來とは異るものあるに至つた次第であるが、茲にその慣行を尊重し、從來に比すれば稍々簡略ではあるにしても一應昨年度の報告と今年度の豫算との概略を記して納税者への報告に代へやうと思ふ。

ただ、茲に注意を喚起したいのは日本語版刊行に就いてである。從來の工部局年報は英文版を主とし、その外に若干内容を簡略化した華文版があつただけで、日本人納税者に對する報告も右の英文版又は華文版による以外方法がなかつた。大東亞戰爭以來再編成された工部局が茲に最初の日本語版年報を刊行し、これと併せて英文版及び華文版をも刊行するといふ方法に改めたのは、共同租界行政運營の新たな方式の一象徴と言つてよいであらう。

尤も嚴密に言ふと工部局年報の日本語版が出版されたのは本年が第三回目である。即ち、第一回は一

39394

九三九年度年報を滿鐵上海事務所が、第二回は一九四〇年度年報を岡本事務所調査室が夫れ夫れ自己の責任に於て邦譯出版し、工部局に對する日本人の認識を深めるに重要な役割を果した。本年報は工部局が直接刊行する最初の日本語版であつて英文版より邦譯したものではないが、それにしても前記の二書が基石となつて遂に實現されたものであることをこの際特記したい。のみならず、本年報の出版に關しても岡本事務所調査室の後身である上海市政研究會事務局と滿鐵上海事務所との勞を煩はした。記して感謝の意を表すると共に、本年報刊行の運びに至つた欣を頒ちたい。

昭和十七年六月

市參事會議長
岡崎勝男

上海共同租界工部局年報

目次

日本語版序
市政報告……（一）
第一款　一九四一年度の概觀……（三）
第二款　産業勞働……（七）
一、工業及び市民の生計に影響を及ぼした經濟狀況……（七）
（イ）電力供給の節減……（七）
（ロ）原料及び船舶の不足……（八）
（ハ）輸入金融の諸困難と輸出政策の諸影響……（八）
二、生計費……（八）
（イ）生計費に影響を及ぼす諸要因……（八）
（ロ）外人作給生活者の生計費……（一〇）
（ハ）華人勞働者の生計費……（一一）
三、賃銀及勞働時間……（一二）
（イ）賃銀條件を左右する諸要因……（一二）
（ロ）華人經營工場の賃銀……（一三）
（ハ）外人經營工場の賃銀……（一四）
（ニ）勞働者家族の生計維持に必要とする所得額……（一五）
（ホ）所見……（一五）
第三款　公共事業……（一七）
一、上海電車會社……（一七）
二、上海瓦斯會社……（一七）
三、上海電力會社……（一八）
四、上海電話會社……（一〇）
五、上海水道會社……（一二）
第四款　警務……（一三）

一、上海義勇團……（一二）
二、消防隊……（一三）
（イ）火　災……（一三）
（ロ）急護事務……（一四）
（ハ）火災防止……（一四）
（ニ）人　事……（一五）
（ホ）義勇豫備隊……（一六）
（ヘ）工　場……（一六）
三、警察部……（一六）
（イ）警視總監報告……（一六）
（ロ）交通課……（一八）
（ハ）刑事課……（二〇）
（ニ）政治事項……（二二）
四、刑務所……（二五）
五、法務局長報告……（二七）
第五款　衛　生……（四一）
一、緒　言……（四一）
二、生死統計……（四二）
三、傳染病……（四三）
四、病理試驗室……（四六）
第一部　傳染病……（四六）
第二部　衛生試驗……（四七）
第三部　恐水病豫防……（四八）
五、化學試驗室……（四八）
（イ）牛　乳……（四八）
（ロ）水質試驗……（四九）
（ハ）毒物學的及類似の試驗……（四九）
（ニ）阿片、モルヒネ等ノ麻藥……（五〇）
（ホ）有害瓦斯及火災の危險……（五〇）
（ヘ）食料品、酒類及其他飲料水……（五〇）
（ト）其　他……（五一）
六、工部局病院……（五二）
（イ）隔離病院……（五二）
（ロ）結核療養所……（五三）
（ハ）警察病院及刑務所醫療事務……（五三）
（ニ）其他の事業……（五三）
七、學校醫療班……（五四）
八、獸醫課……（五六）
（イ）牛乳の供給……（五六）
（ロ）肉類の供給……（五九）
九、市場及パン類製造業……（六〇）
十、防　疫……（六一）
（イ）マラリア防疫班……（六三）
（ロ）他に迷惑を及ぼす事項及營業……（六四）
（ハ）ペストの豫防……（六五）
（ニ）華人難民收容所……（六六）
（ホ）ユダヤ難民……（六六）
（ヘ）遺棄屍體及所有不明の棺の處理、納棺所等……（六七）
十一、鑑札に關する明細……（六八）
十二、墓地—統計……（六八）
第六款　工　務……（六九）
一、道　路……（六九）
二、橋　梁……（七〇）
三、提　岸……（七〇）
四、汚水渠及び排水渠……（七〇）
五、建　物……（七〇）
六、街　燈……（七一）
七、公園及び廣場……（七一）
八、新建築物……（七二）
九、土地課及び測量……（七三）
第七款　學　務……（七五）
第八款　音樂部……（八一）
第九款　華語研究及飜譯部……（八三）
第十款　圖書館……（八五）

一九四一年度決算報告……（八七）

一、財政概況……（八九）
二、經常部歲出……（九〇）
三、經常部歲入……（九一）
四、臨時部歲入及歲出……（九一）
五、教育會計……（九二）
六、娯樂義捐金……（九二）
七、會計制度……（九二）
八、銀行取極め……（九三）
九、米　穀……（九三）
十、收納狀態……（九三）
自一九三二年至一九四一年經常部收入比較表……（一〇三）
工部局一九四一年度一般會計歲入、歲出決算總括表……（一〇四）
工部局一九四一年度教育會計歲入、歲出決算總括表……（一〇七）

工部局一九四一年十二月三十一日現在貸債資產對照表……（一〇九）
最近五箇年間經常部歲出比較對照表……（一一三）
一九四一年十二月三十一日現在局債未償還現在額……（一一五）
工部局一九四一年十二月三十一日現在財產目錄……（一一六）
一、土地……（一一六）
二、建物……（一一八）
三、貯藏品備品及裝置等……（一一一）
一九四一年各種生產事業會計明細表……（一一六）
一、コンクリート製品製造所會計……（一一六）
（一）事業勘定……（一一六）
（二）貸借對照表……（一一六）
二、囚人勞働會計……（一一七）
（一）事業勘定……（一一七）
（二）貸借對照表……（一一七）
三、生產事業—整理勘定……（一一七）
一九四二年度豫算……（一一九）
一、經常部歲入……（一一一）
二、各種租稅……（一一五）
三、經常部歲出……（一一一）
四、臨時部歲入……（一一六）
五、臨時部歲出……（一一六）
工部局一九四二年度豫算總括表……（一一九）
工部局一九四一年十二月三十一日現在恩給表……（一一一）
索引……（一一七）

市政報告

上海共同租界市參事會は行政事項に關する年度報告並に一九四一年十二月三十一日を以て終る年度の決算報告及び一九四二年度歲入歲出豫算を納稅者に對して提出するものである。

本年度初に於る市參事會は、議長W・J・ケズウイック(W.J.Keswick)、副議長J・W・カーネー(J.W.Carney)、N・F・オールマン(N.F.Allman)、郭順、G・A・ヘーレー(G.A.Haley)、塙雄太郎、奚玉書、江一平、R・G・マクドナルド(R.G.MacDonald)、G・E・ミッチエル(G.E.Mitchell)、岡本一策、T・S・ポウェル(T.S.Powell)、袁履登及び虞洽卿の諸氏を以て構成されてゐた。

一月には、江一平氏が離滬のため市參事會員を辭任したので陳霆銳氏が其の後任に選任され、又二月にはカーネー氏が離滬の爲辭任し其の後任としてR・J・マクマレン博士(R.J.McMullen)が選任された。

四月十七日の特別納稅者大會に於て、當時の市參事會が關係各國代表に對して、N・F・オールマン(N.F.Allman)、J・Dキャリーエ(J.D.Carriere)、A・グラーテ(A.Glathe)、塙雄太郎、J・H・リデール(J.H.Liddell)、R・T・マクドネール(R.T.McDonnell)、R・J・マクマレン博士(R.J.McMullen)、G・E・ミッチエル(G.E.Mitchell)、岡本一策、T・S・ポウェル(T.S.Powell)、R・フオン・デアクローネ(R.von der Crone)及び矢島安造の諸氏並に華人市參事會員四名より成る臨時市參事會設置の承認を要請するの權限を與ふる歷史的議案が可決されたのである。

臨時市參事會の第一回會議は五月一日に開催され、華人市參事會員として張德欽、許建屏及び袁履登の諸氏が就任し、リデール氏が議長に、岡本一策氏が副議長に夫々選擧された。

年度中にミッチエル氏、キャリーエ氏、ポウエル氏及び岡本一策氏は離滬の爲め夫々辭任し、其の後任として
G・A・ヘーレー氏、C・J・シャープ氏(C. J. Schaap)、F・A・ポロック氏(F. A. Pollock)及び岡崎勝男氏が
夫々選任された。

第一款　一九四一年度の概觀

特別納稅者大會——一月二十三日上海競馬クラブに於て特別納稅者大會を開催。同大會の議事經過に關する詳細は二月十三日附の工部局公報所載の通りで、其の目的は家屋稅、地租及諸鑑札料金の增額に關する議案の審議であつた。同大會は市參事會議長ケズウイック氏及び市參事會員岡本一策氏に對する發砲事件に依り混亂に陷り遂に流會となつた。因て二月五日再開され、その議事に關する詳細は前記工部局公報所載の通りである。猶同大會に於て納稅者は市參事會提案の諸議案を可決した。

特別及年次納稅者大會——四月十七日上海競馬クラブに於て特別及び年次納稅者大會を開催。同大會の議事に關する詳細は四月二十一日附工部局公報所載の通りである。右特別納稅者大會に於ては、擴大された課稅權を有する臨時市參事會設置の權限附與に關する議案が可決され、其の外附則の部分的修正及び各般に亙る衞生事項に關する附則の追加が承認され、且又工部局の課稅上の評價手續及び之に對する控訴手續の改正及びこれを規定する附則第五十二條の制定を承認した。引き續き年次納稅者大會を開催し、後に記載する課稅不公平調査特別委員會の報告に關する議案承認、其の他年次納稅者大會の常例議案を夫々可決した。

工部局經費節約委員會——工部局經費節約委員會は一九四〇年度年次納稅者大會に於ける決議に基き任命されたもので、既に其の任務を完了し一九四一年三月中に最終報告を提出した。同委員會は、其の都度工部局公報を以て發表せる通り、中間報告として數回に亙り貴重なる報告を提出し、市參事會は此等の凡べてを採擇したのである。

選擧特別委員會——選擧特別委員會は市參事會選擧方法の改正に關する研究を目的として任命されたもので、二月十一日附工部局公報特別號を以て發表せる通りの中間報告を提出した。

滬西地區特別警察——一九四〇年二月に於る假協定に基く滬西越界路地區の特別警察署設置に關する細目協定が、二月一日市政府に於て市長及び市參事會議長との間に正式調印され、右協定に基き直に新警察署の設置に着手された。

電力使用制限——工部局は三月に、上海電力會社の燃料不足に依り電力使用制限の實施を緊急に必要とする旨を公表した。次で三月二十八日附工部局公報所載の通り暫定節電計畫を公布すると同時に市參事會は特別委員會を任命して電力供給の割當に關する各種の問題を調査研究せしめた。右特別委員會提出の報告は五月十七日附工部局公報特別號所載の通りであるが、又本年度中數回に亙つて電力使用制限强化に關する告示を公布した。

課稅不公平調査特別委員會——二月開催の特別納稅者大會に於る市參事會議長の言明に基き、工部局課稅制度に於る不公平を可及的に是

正する爲に市參事會は特別委員會を任命して之に當らしめた。同委員會の極めて詳細なる報告は、多數委員の報告及び小數委員の報告を併せ四月五日附工部局公報特別號を以て公表された。右多數委員の報告が四月十七日の年次納稅者大會に於て採擇されたのである。

特別學務委員會——特別學務委員會は一九四〇年十一月に設置され、五月九日附工部局公報特別號所載の報告を提出した。市參事會は學務委員會の勸告により右報告を採擇した。

テロ問題——市參事會議長は九月聲明書を發し、全居住民及びあらゆる政治團體又は結社に對して其の全機能を擧げて、共同租界の安寧秩序保持に對して衷心より協力されたき旨を訴へた。

洪水問題——本年度も夏期に至り甚しい出水に見舞はれ、市參事會は九月に出水最も甚しい部分に對する洪水防止工事費約四百萬元の支出を承認した。

工部局立圖書館——圖書館はグレン・ライン・ビルよりの移轉を餘儀なくされ、十二月に福州路市場の建物の階上に移轉された。

職員俸給問題——工部局職員に對する物價手當は隨時調整されることゝなつてゐたが、七月に至り人事委員會の分科委員會に於て月々の生計費指數に應じて調整することに決定した。因に年度末に於る物價手當の支給額は二八五%であつた。

危險物取締——本年度の下半期に至り、認可なき建物に危險物を貯藏したことが原因となつて火災が頻發した。因て工部局は斯る貯藏の極めて危險なることにつき屢々民衆の注意を喚起し、且つ斯かる危險物の蓄藏者摘發に努めた。

未登錄土地に對する課稅——共同租界内に於る未登錄方單土地に對する工部局の課稅權に關する領事團裁判所の判決は、十一月二十八日附工部局公報所載の通り工部局の勝訴と決定された。

滬西地區問題——十二月十日江灣に於て上海特別市政府との間に、滬西地區の財政及び行政事項に關する協定が調印された。右協定の全文は十二月二十六日附工部局公報に掲載された通りである。

蘇州河以北地區に於る工部局警察機能——市參事會は十二月に、一九四〇年三月日本側當局と市參事會との間に締結された協定の實施に關し日本側當局との間に交渉を進めた旨を發表した。右交渉の結果約三百名の工部局警察官が蘇州河以北の地區に增派された。

赤木親之氏暗殺——市參事會六月十七日工部局警察特別副總監赤木親之氏が暗殺團の魔手に斃れた事件を記錄し、同氏の逝去に對して深く哀悼の意を表すと共に其の功績を惜むものである。

食糧問題及價格統制——一九四〇年五月市參事會は、小賣價格の統制に關し通常の商慣習に對して工部局が干涉を及ぼし得る程强力のものでないことを明にしたのであつたが、其後に於て物價は漸騰し、特に米價の昂騰甚しく不安を增大するばかりであつた。五月に至り工部局は香港より米を輸入することに着手し、上海に於る香港米專賣の總代理店の形式を採つたのである。右は工部局が斯る重要物資の確實にして充分なる供給を行ふことに依り、これ等物價を左右し市場の統制力を把握する見地に出たのであつた。四月二十六日市參事會は其の意圖を發表し、五月十七日一市石百十元にて販賣を開始した。これにより五月より十月までの間は米に關する逼迫した不安を除くことが出來た。然るに十月に至り再び暴利行爲が盛んとなり、華人大衆の間には特に通貨に對する不安、東亞の政局に對する不安及び工部局は將來香港より充分なる米を輸入し得ざる事態に立至るものとの觀測等に依りパニックの豫想が盛んに行はれた。その結果工部局米の價格と所謂自由米の價格との間に甚しいデスパリテーを生ずるに至つた。

米の問題は不安の主なるものであつたが、其他多くの主要物資に對しても甚しい暴利行爲の行はれてゐることが明らかとなつた。斯くして事態は既に重大なる危機に當面せるを以て、市參事會は安寧秩序の保持の爲に附與された警察權を用ひることに依り相當の成果を擧げ得ることに期待を抱き、領事團に對して價格統制に關する法的權限の附與を要請すべしとの結論に到達したのである。因て市參事會は十月二十日小賣價格統制の權限附與に關する新附則の制定を領事團に要請した。右附則は十一月四日領事團の承認を得たので、市參事會は直に數種の嚴格なる價格統制に着手した。十一月九日を以て凡ての輸入米を工部局の統制下に置き、その卸値段及び小賣値段を規定した。許可なき米の移動を停止し、凡てのストック米を登錄せしめたのである。其後工部局營の米小賣所を設置し、又工場其他の團體が勞働者に供給する米は直接工部局より購入し得る機關を設けた。これに依り一般の信用を回復し、西貢米二等米は百九十元、同二等米は百七十七元であつたのが十一月の第一週間目には工部局の公定價格一市石百三十元に夫夫下落した。

第二には小麥粉であつた。現有ストックは全部移動許可制に依り固定せしめ、ストックを强制的に登錄せしめ、特定の輸入業者又は卸業者の協力を得て工部局自らの手で外國より輸入する計畫を立てた。

市參事會の方針は、工部局直接の統制品は數種の主要商品に限定して之に對して爲替割當を得んとしたのであつた。事實又極めて短期間ではあつたが爲替の割當を得たのである。其他の商品の小賣價格を統制するについては市參事會は輸入業者組合の協力を仰ぎ、右組合を組織することに依り廣範圍の輸入品最高價格を發表し得た。

右に關しては一切佛租界當局の完全なる協力もとに爲され、同當局の嚴格なる措置に依り暴利及び思惑の抑制に成功し得たのである。

爲替割當に關し照會が發せられ、市參事會議長及び他に一名の市參事會員の香港訪問に依り、工部局の統制下に供給する主要商品の上海への輸入につき工部局に多分の爲替割當が與へられたことに對して、兩氏の盡力を多とするものである。

統制を必要とされた主要商品中の一つは石炭であつた。因て市參事會は石炭委員會を設置して工業用及び家庭用の需要を調査せしめ、主なる輸入の對策を講じた。

大東亞戰爭——十二月八日日本と米英との間に戰爭が勃發した。上海の全生活局面は一夜にして急變し、市參事會は忽のうちに租界の歷史上未曾有にして未だ先任者の嘗つて經驗せざる問題に當面したのである。十二月八日の午后開催された特別市參事會に於て市參事會は日

本當局の意嚮に從ひ、共同租界の安寧福利の爲に從來通りの機能を遂行することを滿場一致可決した。同日中に日本軍の分遣隊は共同租界の各地點に進駐したが、何等の衝突又は波瀾も發生せず、工部局の凡べての市政事項及び各公共事業は平常通り運營を繼續した。併し乍ら上海の直面せる經濟問題は全く別個のものであつた。工部局に取つては最早主要商品を輸入するに何等途なく、專ら現有ストックの保存と公平なる分配に集中することの火急的必要に迫られた。市參事會は十二月十日附の布告を以て小麥粉の價格を公定し、且つ卸賣業者又は小賣業者にして其の所有する小麥粉のストックの販賣を拒否した者に對しては强制買上を行ふ旨を公表した。十二月十一日附の布告を以て共同租界内のストック米を徵發する旨を公布した。パン類の價格を十二月十三日附告示を以て公定し、菓子パン、ロールパン、ケーク及び特殊の菓子類の製造及び販賣を制限した。石炭及び煉炭の移動は許可を必要とし、醫藥材料、乳製等の多量移動は許可を必要とすることとした。十二月十八日附告示を以て自家用自動車の使用は主要業務又は主要目的以外に對して禁止した。開戰後二週間以内の中に、市參事會は主要商品の大部分につき販賣及び使用を統制又は制限するの已むなきに至つたのである。

本年度最後の重要發表は、收入の途を斷たれた借家人に對し、一九四二年三月一日迄は家賃不拂に依り立退を强制し得さる旨の十二月二十六日附告示である。更に市參事會は家賃紛爭に對する調停委員會の設置を公表し、且つ一九四一年十二月八日より一九四二年三月三十一日までの間に於て値上された家賃の無効を表明した。

第二款　産業勞働

本年度における當部の諸活動については茲に記さず、工業及び市民の生計に影響するところあつた經濟的諸發展を記錄するだけに止める。

一、工業及び市民の生計に影響を及ぼした經濟狀況

一九四一年の年初より十一月までの間に、租界の工業にはいろいろな困難が相繼いで立現はれた。これらの諸困難は次から次へと起つてくるその度毎にそのどれもがみな殆んど打超え難くに思はれ、その全影響は工業活動の由々しき低下を豫示してゐたが、恰かもこの時日本と英米との戰爭が十二月八日に勃發するに及んで、本市の工業に及ぼしたその影響はそれまでの一切のものを問題にならないと感じさせるに至つた程に根抵的且眼まぐるしいものであつた。戰爭が勃發してから三週間の後、十二月末に、租界内の勞働者の約三分の一を雇傭してゐる諸工場について調べてみたところ、その七五%が三ケ月以内に停業するに至るであらうといふ狀態であつた。一ケ月以上操業を續けるだけの原料を有たぬものがその大多數を占めてゐた。斯かる事情の下にあつては、新たに原料の補給がつかぬかぎり、租界の工業はやがて間もなく休止して了ひ、廣汎な失業が本市に蔽ひかかつてくるであらうことは明らかである。

記錄をとつておくため、本年度に起つた諸事件について簡單に述べておかう。年初には、沿岸封鎖が緩和された。上海から奥地への交易は完全に排除されてゐたわけではなかつたが、しかし、近隣諸省からの諸原料は事實上は上海に來なくなつて了つてゐた。出入船舶の減少、運賃高及び高率な保險料は、海外からの諸原料の到來を不安定にし且つその原價（コスト）を高くしてゐた。生計費の昂騰も原價（コスト）を高める作用を助長してゐた。しかし、一九四一年春には、前營業年度の好況を報告してかなりの配當を支拂つた企業がまだ數多くあつた。

(イ)電力供給の節減

本年度の停滯の最初のものは、二月の末に電力の消費制限が必要となつた時に起つた。上海電力會社の電力供給量の約七五%は工業用電力であつた。手はじめの處置として、過去十三ケ月間の月最高消費量の七〇%が千キロワット時を超過するものに對して各月普通料金の三倍を支拂はねばならぬことにしたが、この賦課は當時なほ工業が依然繁榮してゐた事實を示して、あまり効果がなかつた。そこで、割當量を超過する率の少いものの超過料金を六倍に、割當量超過率の高いものについての料金を二十倍から五十倍までに引上げることが必要となつた。この後者のひどい數字が告示されるに及んではじめて、工業界に協力の用意ある證左が見られた。市場が存在するかぎり、生産費がいかに高くつかうとも、營業は高い電力費を支拂つたところでやつて

行けたかの如くであつた。

(ロ)原料及び船舶の不足

第二の困難は原料の不足から起つた。米國は鋼鐵其他金屬類及び化學製品等の基本的諸原料の使用について國防用途への優先制を布くに至つた。一九四〇年に開始された輸出許可制が特に一九四一年四月及び八月に擴大されて、一切の金屬類、機械類、植物油脂、生ゴム及ゴム製品、多くの化學製品を含め非常に廣汎に亙るやうになつた。この政策は事實上、從來自由に接近しうるものであつた米國筋の原料供給から上海をば切離して了つた。船腹不足は、英本國からの輸入量を減退させた。濠洲からの羊毛供給も減らされて了つた。最後に、六月末に、獨ソ間の戰爭勃發によつて從來染料及其他化學製品を齎らしてゐたシベリア・ルートが閉鎖された。

(ハ)輸入金融の諸困難と輸出政策の諸影響

第三の困難は輸入の金融において見られた。七月末、米英及び聯合諸國はこれらの諸國に在つた支那占領地區內の商社及び個人の資產の「凍結」を聲明し、八月十八日、重慶政府は外國爲替取引をば法幣安定委員會の統制下に置く布告を出した。爲替は許可物資についてのみ與へられ、九月以降は指定八銀行が公定爲替相場以外のレートでの取引を中止することに同意した。

法幣安定委員會のプランに從つて輸入を許可された原料の範圍は、豫想以上に廣汎なものであつた。實際、それは諸外國の輸出制限及び船舶難のために事實上購入し得なかつた多くのものを含んでゐた。纖維工場のための棉花、ジュート、羊毛纖維、機械、ボイラー裝置及諸原料、電氣器具製造用原料、化學製品、アニリン其他染料、鞣皮原料、鞣革、半製ゴム等々が許可品目に入つてゐたのである。

しかし、輸入を認められる金額は、輸出の狀態に依存してゐた。二月の廣東省韶關を通ずるルートの封鎖、五月に相繼いで行はれた福州、寧波作戰による封鎖强化は、奥地支那への輸入ルートをせばめた。だが、最も重大な打擊は、第一回が八月に、引つづいて九月及び十月に、上海から輸出されてゐた最も重要な物資の多くが海關告示によつて輸出を禁止された時に下された。市場をもたぬ生產物をつくるための原料を購入するために爲替が不確定のまゝに供給されることを得ないのは明らかであつた。前途は暗澹としはじめた。

そこへ太平洋戰爭が勃發し、北東アジア以外の原料供給地との一切の關係が喪はれるに至つた。一九四二年に上海の工業が存續する唯一の可能性は、上海がなほ交通を保つてゐる諸地域から當該地域の產出する原料を獲得することと、工業の必需するこれらの原料及び石炭を運ぶ船舶を獲得することに在る。

二、生　計　費

(イ)生計費に影響を及ぼす諸要因

簡單ながら右に述べたやうな經濟狀況とその背景をなしてゐた政治情勢は、上海に居住する華人及び外人の雙方の生計費に大いに影響するところがあつた。その諸原因の若干を一層詳しく列擧するには、次の諸點に注意を拂はねばならぬ。

一、外國爲替——年初には爲替相場は下落しつゝあつたが、一月半から二月頃には太平洋狀勢の緊迫が海外に逃避してゐた資本の還流を促がしたので、法幣は當時は月平均五・三六九八米弗にまで昂騰した。しかし、三月、四月には低落傾向が再び現はれた。五月に入ると二月に作用した諸要因が再びその力を働かせるやうになり、法幣は引つづき六月及び七月の大部分にかけて昂騰をつづけた。七月末に至り米英が日支資產を凍結したので、輸入業者や投機者によるひどい外貨買ひの結果、相場は弱くなつた。法幣安定委員會は八月十八日に合法的認可を受けた輸入に對して指定銀行を通じて五・三一二五(米弗)及び三・一五六五二(片)で公定レートの爲替を供給すると公表したけれども、公開市場レートは最初しばらくの間昂騰しただけで再び崩落して了つた。事態は安定資金の割當制限と公開市場における供給減少のために十月に入ると惡化した。十月卅一日には法幣の爲替價値は米貨一弗に對して國幣卅九元の低位にあつた。公定レートで買つたにせよ公開市場レートで買つたにせよ輸入品は、國產品も同樣だが、非常な高値に賣られた。太平洋戰爭の勃發した十二月八日以降は、國幣元の爲替價値は米貨一弗に對して國幣約十五元へと昂騰した。

二、卸賣物價——卸賣物價は一九四一年を通じて昂騰をつづけた。華人勞働者の生計費指數における小賣物價は、外人生計費指數におけるよりも卸賣物價の傾向に一段と密接に追從した。卸賣物價が奔騰した三月、四月及び八月には、華人指數に急增が記錄された。一九四一年の卸賣物價の昂騰は、百分率で示すと左の如くである。

一九一四年	前年度に比較した卸賣物價の增加百分率
一月	六・五
二月	四・九
三月	一〇・七
四月	一一・六
五月	五・四
六月	〇・一
七月	五・七
八月	一一・五
九月	八・六
十月	一二・〇
十一月	二五・九

三、賃銀狀況——勞働者の賃銀は前年に比しかなりの程度に引上げられた。その結果としての勞力費高は更らに價格を昂騰させた。

四、投機、退藏、漁利——本年を通じて投機は旺かんに行はれ、物價騰貴の主な要因の一をなした。資本の潤澤なことが資金を有する者たちに各種の市場で投機をやらせることになつた。まともな仕事をもたぬ多くの者共は投機を收入を謀る手段と看做してゐた。物資退藏者は値上りを見込んで買込んだ。供給は實際消費のための需要との關係では豐富であると考へられたが、退藏者の賣惜しみが缺乏してゐるかのやうな感じを起させる傾向を助長した。加之、無數の小規模な家庭

の買溜めがあつた。物價が昂騰しつゝあるからには、もつと高くなるに先立つて、將來の使用のために家庭用品を何らかストックしておく方が賢明だといふ心理が一般に廣く働らいた。この熱病的な買込みは、物價騰貴に際しての一影響として看過されてはならぬものである。

このやうな情勢は小賣商をしてその利潤の開きを大きくさせることを可能にした。標準となる價格といふものがなかつた。賣りたがらぬ商店は、「ストックが無い」と稱した。やがて、値段の高い廉いに問題があるのではなく、どんな値段によつてにもせよ兎に角品物を買ふことが出來るか否かといふことが問題となる有樣になつた。外國爲替の入手が難かしくなつた本年の後半には、輸入品も地場商品もいづれもベラ棒な高値を現出した。だが、本年末に至り市政當局の一聯の物價統制對策の實施は事態を安定させた。

五、工部局の物價對策——工部局は佛租界公董局と協力し、急騰する物價抑制のため十一月初旬に至つて斷乎たる措置に出た。十一月十日、一切の輸入米の小賣價格が一市石百三十元に限定された。小賣の數量は一回十分の一市石（八廷）とされ、その後、十二月七日に二十分の一市石、十二月九日には五十分の一市石、十二月十六日には百分の三市石に制限された。この數量を超える米は一切警察當局の許可なくしては運搬を禁じられた。一切の米のストックが登錄を要するものとされた。工場、商店、事務所等の所有者や病院、學校等の諸機關に對する大口供給は特別事務局を介して認められた。

工部局の發議にもとづき輸入商及製造業者協議會が形成され、その進言によつて工部局は最高制限價格を遵守することを小賣業者に對して要求する告示を出した。指定物資をば價格制限を無視して賣つたり或ひは賣惜しむだりした店に對しては營業許可の取消を以つて臨むだ。後には、小麥粉、石炭、植物油、ラード、バター、マルガリン、ガソリン、ディーゼル油、燈油、燃料油、ソーダ等々のストックが、ストック保持のための措置として、登錄を要するものとされた。同時に、小麥粉、石炭、煉炭、ソーダ、砂糖等々の運搬及び購買數量も制限された。

（ロ）外人俸給生活者の生計費

一九三九年十月より一九四一年末に至る諸指數は、西洋籍外人俸給生活者の生計費が二年以上もの間不斷に增大したことを示してゐる。一九三九年十月を基準とする暫定綜合生計費指數は、一九四〇年の一四九・一五から一九四一年の二六九・一九へと、七九・五二%增大してゐる。本年度中には、一九四一年一月の一九一・九八から仝十二月の三六七・二七へと、八〇・四八%の上昇が見られた。法幣の購買力は一月には四七・九一%だけ減價してゐたものが十二月には基準期間における價値に比し七二・七七%も減價した。

一般指數の中、ロシア人の指數は一九四一年には一九四〇年よりも八三・五八%、一九四一年十二月には同年一月よりも九二・七二%といふ最も大きな上昇を記錄した。各國人別の指數は、左の如くである。

國籍別	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年に對する一九四一年の增加百分率	一九四一年 一月	一九四一年 十二月	一九四一年十二月の一月に比しての增加百分率
米國人	一四四・六八	二五一・九七	七四・一六	一八三・三七	三四九・三一	九〇・四九
英國人	一四七・一八	二五九・八五	七六・五五	一八七・〇八	三五三・六五	八九・〇四
ロシア人	一五〇・三三	二七五・七七	八三・六八	一九四・六九	三七五・二〇	九二・七二
其他	一五〇・三三	二六九・七〇	七九・五二	一九三・八八	三七〇・〇六	九〇・八七

外人全體についての類別指數の中、一九四一年一月に比し十二月における增大率の最も大きかつたのは衣服類で、食料品及び燃料が之に次いでゐた。

類別	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年に比しての一九四一年の增加百分率	一九四一年 一月	一九四一年 十二月	一九四一年一月に比しての十二月の增加百分率
食料	一六七・六八	三三〇・一七	九〇・九〇	二二九・三九	四七三・四四	一〇五・八〇
衣服	一六八・三四	二九九・〇二	七一・九	一九八・三三	四四〇・一六	一二二・九三
家賃	一三三・〇三	一九〇・九	五五・〇八	一二二・八五	二三一・八八	三六・三五
燃料其他	一五九・六四	三〇七・五二	九二・六三	一九三・七四	四〇七・六四	一一〇・四一
雜類	一二九・九四	二三三・一三	七一・七二	一七〇・一七	二・九三・八七	七二・六九

（ハ）華人勞働者の生計費

本年は上海勞働者生計費指數より作られた華人勞働者生計費修正指數が引續いて作成された。若干の種類（タイプ）の米及びその米の代りとなるものとして購買されてゐたものが姿を消したこと、入手し得る燃料の種類の變更、とても買へないやうになつて了つた若干の品目を除去したことによつて消費習慣に變化があつたので、それに伴つて指數に含まれてゐる諸項目や物品の品質及び數量が現實に合致するやう調整を加へられた。燃料費と家賃とが合併されて住居費とされ、雜費類中の二三の項目は食料品類に編入された。これらの變更は今日の統計慣行により一層合致するところのものである。

支那事變の勃發以降についての修正された一般指數は、上海の華人勞働者の生計費が稀にしか低下せず、ずつと上昇傾向を辿つてゐることを示してゐる。一般指數は一九四〇年の四三〇・六一から一九四一年の八七一・八九へと一〇二・四八%、すなはち前年指數の二倍以上に昂騰した。一九四一年十月に一般指數は一〇〇〇ポイントに達した。法幣の購買力は、一九四〇年には一九三六年の價値の二三・二二%であつたものが、一九四一年には一一・四七%へと低落した。一九四一年十二月の指數一一九四・二五は一月の指數五八一・六四に對して一〇五・三二%の增大を記錄した。法幣の購買力は一九四一年中には、一月の一七・一九%から十二月の八・三七%へと減價した。

類別指數における急騰は、一九四一年の最後の四ヶ月間に起つた。食料品類指數は九月に、衣服類指數及び雜費類指數は十一月に一〇〇〇ポイントを突破した。左表は一九四〇年に比較した一九四一年の增加百分率及び一九四一年一月に比しての十二月の增加百分率である。

類別	一九四〇年	一九四一年	增加百分率	一九四一年 一月	一九四一年 十二月	增加百分率
食料	四五・五一	九九・二五	一二三・七三	六三・八六	一三二・二七	一〇六・二一
住居	三九・六〇	六六・一七三	六六・八五	四七・〇六	八五・三七	七八・四六
衣服	三三・七〇五	六五・八六六	九五・三六	四三・三四	一〇五・八九七	一四四・八八
雜	三七・六四	七九・八三六	一二三・三三	四七・九一	一三四・四五	一八〇・一五

三、賃銀及び勞働時間

(イ)賃銀條件を左右する諸要因

勞働者の所得は企業の繁榮狀況の如何に懸かる。大抵の工業にとつてあまり有利とは云へなかつた狀勢の中にあつて、綿紡績及び綿織物工業は棉糸價格の昂騰の結果巨利を博した。毛織物工業の上海における歴史は日なほ淺いのであるが、輸入毛織製品が普通の消費者には買へないまでに高價になつたので、やはり同樣なブームを享有した。これらの工業における所得はいづれも增加した。搾油業においても亦、比較的に良い給與が見られた。本年後期における油の退藏が油の價格を昂騰させたので、そのお蔭げで搾油工場は儲けたのであつた。燐寸製造及び華人煙草工業は、本市以外に販路を開くことが困難だつたことや原料不足やのために不利な地位に置かれてゐたので、他の諸工業に比べては少ない給與しか拂へなかつた。原料不足に惱まされた他の製造工業としては、エナメル工業、製絲業、製粉業があつた。これらの諸工業は、本年は操業を年に二、三ケ月にまで制限せねばならなかつた。これらの諸工業の勞働者の所得は、したがつて、より少なかつた。機械工業、下着及び靴下製造業においても、同樣諸困難に逢着した。もつとも、貯へてゐたストックを賣却してかなりの利潤を擧げた例もあることはあつた。購買力の減少と絹絲價格高との雙方が相伴つたため、絹織物工業は人絹交織品或ひは人絹と綿糸の混織品の生産に轉換せねばならなかつた。製紙工業も亦、土産の乾草や襤褸や反古紙から粗紙を製造する方へ轉向した。良質紙は蓄藏してあつた輸入木材パルプのストックによつて造られた。一般に言つて、大量の原料ストックを有してゐた企業は相當な利潤を擧げた。製絲業の如き原料を全然確保し得なかつた企業や、海外又は奥地から原料を輸移入せねばならなかつた企業は、儲けられなかつた。

(ロ)華人經營工場の賃銀

一、貨幣賃銀指數——一九三六年基準一九四一年の華人經營工場勞働者の實際所得指數は四六七・六五で、一九四〇年の指數二四二・四七の二倍に近い。定額賃銀は、一九四〇年の一二七・二七に對し一九四一年の指數は二二一・八二で、七四・二九%の上昇を示してゐる。

實際所得指數(一九三六年＝一〇〇)

産業別	一九四〇年	一九四一年
機械	一七三・三三	四一八・五一
燐寸	一九一・九四	三四七・〇六
エナメル	二〇二・六五	四六六・八六
製絲	二一七・一八	五四九・七〇
紡績	三六八・八四	六九四・八八
絹織	一七一・〇五	三七八・五五
綿織	二七四・六九	四五一・三九
毛織	二六七・九三	四一〇・七二
下着	一一八・四九	三四二・九六
靴下	二四〇・八四	五六九・八九
製粉	二七五・三六	四五九・三六
搾油	二五三・五八	七三〇・一六
煙草	一五三・六三	二一二・九〇
製紙	二四三・〇〇	五三六・三九
印刷	一八〇・九六	三〇三・六一
全工業	二四二・二七	四六七・六五

二、定額賃銀實際所得及び勞働時間——各種別勞働者の定額賃銀と實際所得及びその一九四〇年に對する一九四一年の增加百分率は、左の如くに要約される。

勞働者の類別	平均定額賃銀(一時間につき) 一九四〇年	一九四一年	一九四〇年に對する一九四一年の增加百分率
男工	〇・〇九元三	〇・一五元六	六七・七四
女工	〇・〇六三	〇・一〇七	六九・八四
時間給	〇・〇七二	〇・一三八	九一・六七
出來高拂	〇・〇六八	〇・一一一	六三・二四
全勞働者	〇・〇七〇	〇・一二二	七四・二九
	平均一ヶ月所得		
勞働者の類別	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年に對する一九四一年の增加百分率
男工時間給	四三・六元〇七	八三・一元五二	九〇・六八
男工出來高拂	五一・八八四	九一・八九〇	七七・一一
女工時間給	二三・〇二四	五九・一九九	一五七・一二
女工出來高拂	三四・六七〇	六〇・〇八五	七三・三一
全勞働者	三四・八〇二	六七・一二二	九二・八七

全勞働者についての一九四一年の平均賃銀は平均一時間當り〇・一二二元で、七四・二九%の增加を、月額所得は平均六七・一二二元で、九二・八七%の增加を示してゐる。すべての勞働者の月額所得の主なる部分は諸手當が占めてゐる。それは平均して所得總額の六八・一六%を占めるが、煙草工業での三八・〇〇%から紡績工業の七六・七七%に至るまで樣々である。

一日の勞働時間は、煙草工業の八・二〇時間から紡績業の一一・五〇時間、製絲業の一一・八一時間に至るまで樣々であるが、調査した諸工業の平均は一〇・八四時間であつた。一ヶ月當りの操業日數は、製絲業では二〇・六二日、製紙業では二九・九一日、搾油業では三〇・一五日であり、平均は一ヶ月二四・五八日である。

三、實質賃銀指數——華人經營工場における實質賃銀は一九四一年に更らに低下した。一九三六年基準の實質賃銀指數は、一九四〇年の五六・三一*から一九四一年には五三・六四へ低下した。實際所得指數は一九四〇年の二四二・四七から一九四一年には四六七・六五へと九二・八七%の上昇を記錄してゐるのであるが、反對に生計費†が四三〇・六一から八七一・八九へと一〇二・四八%も昂騰してゐるので、その結果、一九四一年實質賃銀指數は一九四〇年よりも四・七四%の低下を示してゐるのである。

* 修正生計費指數より算出

† 修正指數

年度	實際所得指數	修正生計費指數	實質賃銀指數
一九三六年	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

一九三七年	八四・八三	一一九・〇九	七一・二二
一九三八年	九二・三八	一五五・二八	五九・四九
一九三九年	一一九・〇九	二〇二・九九	五八・六七
一九四〇年	二四二・四七	四三〇・六一	五六・三一
一九四一年	四六七・六五	八七一・八九	五三・六四

實質賃銀指數の示してゐるやうに、生計費指數に完全に照應するやうに從業員の所得を調整することは、雇傭主には出來ないことであつた。しかし、月々の實質賃銀指數を基準給與の各種等級について計算し、それを出來るだけ堅實なものとするやうに努めるといふ有益な方法が採られた場合もあつた。給與の低い勞働者の實質賃銀指數は、より高い給與をうける者の指數よりも高かつた。この原則は、一家の支柱をなす賃銀勞働者の所得は最低生存限度における一家の必要額に出來るだけ近くあるべきだといふことを認容する大抵の雇傭主の承認するところであつた。但し、この原則にしたところでその適用は、そのための經費を捻出する工場主の才幹如何に懸つてゐるのであつた。一般に、工業は、商店とてもさうであるが、賃銀を不斷に調整して行くために要する經費の捻出には非常な困難を嘗めた、それは本年の後期に至るにつれて特にさうであつた。

(八)外人經營工場の賃銀

今回初めて外人經營工場に就勞してゐる華人勞働者の所得に關する計數を公表し、賃銀狀態を一瞥完全に示すことが出來るやうになつた。機密に屬する給與書類を見ることを許容された工場及び公共事業會社の好意によつて基礎的な研究が一九四一年について滿足に行はれた。資料は一九三六年五月及び一九四一年について四十以上の經營につき賃銀表から直接に獲られた。二、三の工業については、その種の工場が本市には少數しかなかつたので、數字を入手し得た工場數は少數であつた。

本研究のための外人工場とは、西洋籍外國人によつてその經營及び實際の運營指導が行はれてゐるものと定義された。外國籍會社登記の下にあるものでも、實質的經營が華人によるものは除外された。但しその基準となるものは資本の國籍とは關係はなく、外人によつて經營されてゐる工場であつても資本は往々にして壓倒的に華人資本のものがある。

賃銀及び勞働時間——外人工場の勞働者の實際所得指數は一九四一年には四六五・五四で華人工場の指數四六七・六五よりも稍低い。これは、一九三七年以前における前者の基準賃銀が後者よりも高かつたからである。一九四一年の實質賃銀指數五三・三九は、華人工場勞働者の實質賃銀指數五三・六四に略等しい。しかし、外人工場の勞働者の實際所得は、左の比較に示されてゐるやうに、華人工場のそれよりもかなりに高い。

勞働者類別		一九四一年の實際所得月額
華人工場		八五・六七
外人工場		一三〇・一五
男工	時間給	五九・一元
	出來高拂	六〇・〇八五
女工	時間給	五九・一元
	出來高拂	六〇・〇八五
全勞働者		六七・一二二

外人工場の全勞働者の實際所得は一九四一年は平均一日當り四・七九元であるが、華人工場のそれは僅かに二・七三元である。この相違は、華人工場には女工が壓倒的に多いといふことによるところが大きい。外人工場における所得では、水道、ガス、電氣部門が平均一日六・二二元で最高を示し、食料品、飲料、煙草工業が五・七九元で之に次ぎ、金屬工業部門は五・五五元、運輸部門が五・四六元であり、最低は纖維工業部門（やはり女工が多いためである）の平均一日二・七六元であつた。種々の手當は外人工場勞働者の月所得額では七四・一六%を占め、纖維部門の五六・八五%より水道ガス電氣部門の七九・九八%まで樣々であつた。

勞働時間は外人工場の方が華人工場よりもずつと短かつた。すなはち、一一・五四時間操業してゐた纖維部門を除くと、一日八時間から九時間であつた。一ケ月當りの操業日數は科學器械及樂器製造部門の二四・五七日から道路築造部門の二九・〇九日まで樣々であつた。しかし、食料品、飲料、煙草部門は五月には僅かに一八・八八日しか操業しなかつた。

(二)勞働者家族の生計維持に必要とする所得額

一九四〇年には各種團體の參考に資するため、(一)戰前標準、(二)假想低下標準、(三)假想最低生存標準を維持するために要する一ケ月所得推定額が作られた。一九四一年における生計費指數八七一・八九を以つてしては、もはや一九三六年の標準によつて生計を營むことはいかなる勞働者にとつても不可能であつた。そのために從來の標準の代りにより低い標準及び最低生存標準が想定されたのであつた。左表は一九四一年一月及び十二月における右の兩標準のための所得がいかなるものであるべきかを生計費との關係において示すものである。

		一家の支柱たる勞働者の所得	其他の家族員の所得	其他の家族收入
(1)低下標準	一月	七三・九元七六	四七・一元八九	一七・六元二六
	十二月	一五一・八九一	九六・八九一	三六・一九一
(2)最低生存標準	一月	六二・九七七	四〇・一七三	一五・〇〇六
	十二月	一三〇・五九二	八三・三〇五	三一・一一七

一九四一年生計費によれば、一家の支柱をなす賃銀勞働者は、其他の家族員の所得及び其他の家庭收入があるものと假定して、低下標準を維持するためには月一五一・八九一元を、最低生存標準を維持するためには一三〇・五九二元を稼がねばならなかつた。

(ホ)所見

入手し得た諸資料から市民の生計に關して或る種の論斷を下すことが出來る。勞働者は一九三七年の事變勃發以後最もひどい窮境に投込まれてきてゐる。だが、物價が一九四〇年半頃以來益々高く且急速に騰貴するにつれて、俸給生活者が影響を受けるやうになつた。これらの家庭は、例へば代用品を買ふとか衣服や家具等の或る種の品々は買ふのを見合はせるとかして、購買の點での一定の彈力性を有つてはゐ

る。しかしながら、代用品のひどい値上りや、數年を經た今日では補給を差控へるわけにも行かなくなつて了つてゐるといふ事實が、一九四一年に入つてから俸給生活者を益々苦しめるやうになつた。諸手當の增額にも拘らず、これらの人々の受取る所得は益々物價昂騰に追ひつけぬやうになつてゐる。諸手當が增えるよりも物價が下つた方がすべての者の生計を改善させたことであらう。しかし、本年度末には、太平洋戰爭の勃發に伴ふ商工業に閉息によつて所得を喪ふ家庭が數多く生ずることが明らかとなつた。

第三款　公共事業

一、上海電車會社

本年は實に困難な年であつた。際限なき生計費の騰貴が產業勞働者の凡ゆる分野に對して深刻な影響を與へ、煽動や不安が起つた。使用人の賃銀や手當は物價の騰貴に適應するために屢々調整が加へられた。

物價の騰貴は單に國內物價のみならず、輸入品物價も絕へず騰貴を續け、この兩者が會社の經營費に尠からざる影響を及ぼした。料金は一月に引上げ、七月に再び經營費の著增を補ふために引上げた。尤もこれ等の料金改正は已むを得ぬ事情のため稍後れて實施された。

石炭不足の懸念から、會社の公共に對するサーヴィスを損じない範圍內に於て電力使用の節減に努める必要が起り、このために特別の方法を講じた。

一九四一年七月一日以降、無軌道電車運轉に對する工部局特權使用稅は、總收入の五パーセントに引上げられた。因に過去十一年間の特權使用稅は一・二五パーセントであつた。

會社の設備その他の資產は、一年を通じてよく維持せられ、凡ての運轉車輛は華盛路の本社修理工場に於て定期的に分解檢査を實施した。

一九四一年度統計表概要（一九四一年十二月三十一日現在）

電車	
軌道哩數	一八八六〇
單線軌道哩數	三六、二六六
電車臺數	
牽引車	一〇七
附隨車	一〇七
無軌道車	
道程哩數	三三、四五七
無軌道車臺數	一三
運轉	
車輛運轉哩數	九、九六八、七六六
乘客數	一五〇、三三、四六五

總支配人　A・A・エウイング

二、上海瓦斯會社

一九四一年事業成績	一九四一年	一九四〇年
家庭用瓦斯販賣量	一、二四九、五四八、〇〇〇立方呎	一、二五六、五〇〇、四〇〇立方呎
公燈用瓦斯販賣量	一四八、九八、八九五〃	一六六、一二二〃
本社工場瓦斯使用量	九五六、一八〇〇〃	一、二六六、九〇〇〃

合計	二二八〇六〇六四九五立方呎	二二六九五五三四一七立方呎
石炭瓦斯製造量	七九八一〇四四〇〇〇〃	七九八九九九〇〇〇〃
水性瓦斯製造量	四四一三九四一〇〇〇〃	四三三九七三〇〇〇〃
合計	一二三九五四〇〇〇〇〇〃	一二三二一九〇一〇〇〇〃
勘定外瓦斯消費量	七〇三二六三〇五〃	五二六一六五八八〃
右百分比	五七%	四二%
使用石炭量	四〇五四五五噸	四一七四一五噸
石炭一噸當り瓦斯生產量	一九四四〇平方呎	一九二四〇平方呎

瓦斯販賣量——本年度に於ける家庭用瓦斯販賣量は八五五、七一五一〇〇立方呎で、一九四〇年度に比し三四、八一六、〇〇〇立方呎即ち四・二五%方增加した。これは瓦斯料金が其他の燃料に比し極めて低廉であつたためである。

本年度工業用瓦斯販賣量は二九三、八三九、七〇〇立方呎で一九四〇年に比し四一、七六一、六〇〇立方呎、即ち一二・四五%方の減少を示した。これは原料入手難、貿易困難及び電力供給制限に因る產業不振のためであつた。

附加料金——瓦斯基本料金に對する附加料金率は左の如くである。

一九四一年一月一日——二月十四日	一五八%
一九四一年二月十五日——七月卅一日	二五〇%
一九四一年八月一日——十二月卅一日	一六〇%

瓦斯消費制限——本社に對する石炭供給が著しく制限を受けたに鑑み、瓦斯消費に制限を加へる必要を生じ、本社は工部局當局の認可を得て爾今家庭並に工業消費者が經濟上の理由で石炭或はその他の燃料から瓦斯の使用に轉換することに對し瓦斯供給を行はないことになつた。この制限は一九四一年六月一日より實施された。一九四一年六月一日より各消費者當瓦斯消費量は一九四〇年度の消費實績を超えざる量に制限されるに至つた。而して、割當量超過消費に對しては嚴厳な罰則が設けられることになつた。

原料費——使用石炭の平均價格は噸當り一六四元九九で一九三六年度の噸當り一五元七〇に比し實に九五〇%の激騰であつた。

工場設備——本年中に十六の垂直レトルトのバランスが再生され、本社第三號瓦斯ホールダーの調整も巧く完成した。

瓦斯配給——本年中に上海は甚大な出水に見舞はれ、低地に敷設せられた本管の洩水防止のため種々豫防手段が講ぜられた結果、幸ひ需要者に迷惑を及ぼさなくて濟んだ。

技師長　J・K・シンプソン

三、上海電力會社

一九四一年の電力總販賣量は六三五、九四六、二六〇キロワット時で一九四〇年の七八二、六四七、〇八九キロワット時に比し減少してゐるが、減少の理由は概して大戰が原料及び製造品の輸出入に影響して各種關係工場の操業が低下したことに因るものである。

本年度の最高負荷は一月六日に起り、一九四〇年の最高負荷一六二、五三〇キロワットに對し一五九、〇五八キロワットであつた。本年を通じて最高負荷は平常通りの季節的變動を辿り夏期には約一三〇、〇〇〇キロワットに低下した。而して十月より最高負荷は上向き步調となつて十一月二十四日には一四三、〇〇三キロワットにまで達したが、十二月に入ると例の如く引續き增大することなく却つて年末までに急速な低下傾向をみせ、負荷は一一二、〇〇〇キロワットにまで下つた。本年度負荷率は五二・八パーセントで一九四〇年六四・二パーセント及び一九三九年六八・九パーセントのいづれに比しても可なりの低下を示してゐる。

一九四一年中の消費者數と總接續負荷總量を一九四〇年の同種數字と對照すれば次の通りである。

一九四〇年	消費者數	接續負荷	一九四一年	消費者數	接續負荷
一月一日	七八、五七七	三五一、八五一KW	八五、五六九	三七、八八一KW	
三月卅一日	八〇、七八五	三六一、四三三KW	八六、五九八	三八四、二一六KW	
六月卅日	八二、九七二	三六九、四二八KW	八七、五三〇	三八六、三四三KW	
九月卅日	八四、二四二	三七三、二三三KW	八八、二六三	三八九、三〇四KW	
十二月卅一日	八五、五六九	三七八、八八一KW	八八、九四三	三九四、一六一KW	

本社の石炭手當狀況は漸次惡化の一途を辿つた。これは石炭輸入に對する船腹手當が益々困難になつて來たためである。本年中に手當した石炭總噸數は三九三、三三一噸で、その內一〇九、五三三噸は國外主として印度から輸入されたものである。本社の貯炭量は一月一日現在九二、〇〇〇噸を有してゐたものが年末には六五、〇〇〇噸にまで減退した。

かゝる燃料狀態から、當局に於て電力供給を制限する必要を生じて來た。而して、最初の電力制限は、既往使用量の七割に使用を制限し三月二十五日よりこれを實施した。然し乍ら、その後普通料金の三倍といふ超過料金程度では、事實上消費を認められた割當量にまで制限するには何等の効果を有しないことが判明したので、超過料金は翌月より普通料金の六倍に引上げられ、八月には更らに割當量を一割以上超過した超過分に對しては、普通料金の實に五十倍にまで引上げた。更に十二月廿三日より割當制限が再强化されて、消費は每月石炭使用量三二、〇〇〇噸で供給される電力量にまで規正せられることになつた。

江岸發電所における一五、〇〇〇KW發電擴張工事は本年中も引續き續行された。最初の計畫では新擴張設備は年末までに運轉の運びになるやう希望されてゐたが、種々の理由により一部最終部分品の到着が遲延した結果、現在では擴張設備は一九四二年上半期中に運轉開始の豫定になつてゐる。

次表は從來通り本年度と前年度との數字を比較した統計表である。

摘要	一九四〇年	一九四一年
設備能力KW（定格發電力）	一八三、五〇〇	一八三、五〇〇
最高負荷KW	一六二、五七五	一五九、〇五八
每時最高發電量KWH	一四八、五三〇	一四七、六一二
發電量KWH	八三七、五八六、六三四	六七七、〇三六、六五一

發電所年負荷率及發電量（毎時最高發電量を標準とす）	六四・〇%二	五三・〇%八
接續負荷 WK	三七、八八一	三九四、二六一
需要者數	八五、五六九	八八、九四三
工部局街燈數	五、七四三	五、七八八
私設街燈數	五、四四〇	五、四〇三
送電線哩數（地下線）	二五二・〇%三	二五二・〇%三
配電線哩數（架及地下線）	七〇〇・〇%一	七四九・〇%四

副總支配人　原口富一

四、上海電話會社

一九四一年度事業報告

前三年間に經驗したやうな電話使用に對する異常的需要は一九四一年にも引續き繼續した。然しながら、世界情勢のため自動裝置を海外より入手が困難となり本社の現有設備に對する擴張計畫は手持ストック及び現地にて入手出來る器具、材料を使用して實施し得る增設工事のみに制限せざるを得なかつた。更に新料金は、取扱通話數を豫定してゐた程度まで減少せしめるに何等効なく、期待してゐた程多くの電話を增設することも不可能となつた。これ等の事情から一九四一年末までに電話開通を待つてゐる架設申込者數を減ずることも出來ず、また可成りの新規申込者數が處理されないまゝに殘された。

本社は實行可能なる範圍内で設備を擴充し、一九四一年度中に五、二〇九本、即ち本年度始に於ける既設電話數の約六パーセントに相當する電話增設を行つた。一九四一年十二月三十一日現在に於いて既設電話數は九三、九六九本となつた。

會社の電話網内で取扱はれた通話量は依然として繁忙を極めた。一九四〇年末に實施された料金改正により使用率は一時減退したものの、その後忽ちにして恢復し、一九四一年度に於ける電話架設者一人當使用回數は一九四〇年のそれより僅かに低い程度に過ぎなかつた。即ち一九四一年中の通話總數は前年度の二四六、〇〇〇、〇〇〇回に對し、二三五、〇〇〇、〇〇〇回を示した。

本社の電話加入者と隣接地區の加入者間の通話は可成り增加し、本社の取扱つた通話總數は、一九四〇年年一一、〇〇〇、〇〇〇回に對し、一九四一年年一五、〇〇〇、〇〇〇回であつた。更に遠距離の地方との通話は市内通話に比し依然鬱々ながらも、これまた增加を示したが、これは新線の開通と電話の使用が一層普及したためである。前年には國際電話は僅かに日本と朝鮮とに限られてゐたが、本年中に滿洲國まで通話が可能になつた。

本社の設備は良好な狀態を持續し、高能率で運轉された。然し乍ら取扱に通話の繁忙から起る摩損增加、適當な代替材料の入手難、混雜を極めた家屋及び事務所の狀態から齎らされる設備破損、修理備品の盜難增加等の異常な困難は依然繼續した。

一九四〇年十二月七日より實施された改正料金は何等修正されず繼續された。然し乍らこれ分等新料金はこれによつて企圖してゐた樣な財政的結果を充分に齎らすことは出來なかつた。これは主として收入の中更に多くの部分が經營費增大に吸收されてしまつたからである。關係當局の協定によつて隣接地區の電話網への通話料金は一九四一年五月一日より十五仙に引上げられた。

副社長兼總支配人　C・W・ポーター

五、上海水道會社

一九四一年度の給水

本年度本社によつて供給された總水量は一八、八九一、〇〇〇、〇〇〇ガロンで、一九四〇年度に淨水及送水した量よりも一・三〇%方減少してゐる。

水質は工部局と本社との間に協定された標準に準據された。本年中に淨水に際して二二、〇三二件の化學的、物理的試驗が行はれ、また四、一八四件の細菌學的試驗が施行せられた。さらに給水設備の各箇處より一、五〇九件の試驗水を取出して本社所屬の試驗所で試驗された。又四〇四件の試驗水は別個に工部局の衛生局で試驗せられた。

本年中に〇・四四哩の本管が敷設され、一・〇三哩が移轉された。本社の本管の全延哩數は現在一九六・四八哩となつた。

技師長　W・P・ライアル

第四款　警　務

一、上海義勇團

本團は、本年度に於て警察援助に關する平常過りの任務を遂行し、共の外十一月二十五日までB區の守備に當り、十一月工部局が米の統制を實施した以後特別警戒の任務についた。

二月二十四日附を以て本團司令官J・W・ホーンビー大佐(Col. J. W Hornby)が共の職を退きG・H・マン中佐(Lt.-Col. G. H. Maun)が同司令官に就任し、J・モーファト大尉(Captain J. Moffat)は二月一日附を以て本部附となつた。

本團の隊員は、一九四〇年十二月には二、一四五名であつたが一九四一年十二月には一、六五三名となつた。右隊員の減少は主としてロシア人隊が警察部に編入されたためであり、共他隊員の離滬に依るものである。

年次閲兵式の代りに部隊檢閲が行はれたが、これに依る訓練の不足は教練課程の編成替へに依つて補はれた。特に執銃教練、暴徒追散教練及び市街戰教練に重きを置いた。

義勇兵全員の活動が居住民の利益の爲に多大なる貢獻をなしてゐることを再び茲に記錄するものである。

司令官　中佐　G・H・マン

二、消　防　隊

(イ) 火　災

警報回數——本年度中に消防隊が出動した回數は、火災八三六件、特別救急八三件、合計九一九件にして、一九四〇年度の回數に比して七二件の減少である。

火災件數の内譯は左の通りである。

大火……七三九
塵埃の出火及び小火……二
誤報(善意)……七一
誤報(惡意)……一七
煙突の出火……七

特別救急は火災以外の事件に對する消防隊の出動であり、共の多くは負傷者を生じた場合又は生命若くは財産に危險を生じた場合である。一九四一年度に於る特別救急出動件數の大部分は建物の倒壞、建物又は假構の一部の倒壞、冷凍用共他の瓦斯の漏洩、爆彈の破裂、電氣に依る事故及びボイラーの破裂であつた。

火災に依る損害——共同租界及越界路地區に於る火災損害の見積は一一、五六一、二五五元にして、一九四〇年度に比して三、四六五、二六三元の增加である。損害見積額三、五〇〇、〇〇〇元にのぼる大

火が一件あつたが、一年を通じて見る時、損害額が比較的大きいことは火災件數の增加又は火災程度の大きいことよりも寧ろ商品又は資材價格の暴騰に依るものである。

死傷——火災に依る死者は市民五三名及び華人消防手一名にして、特別救急に於る死者は市民三名であつた。

火災に依る負傷者は一六六名、其他消防隊士官及び消防手六〇名で、特別救急に於る負傷者は一五七名であつた。これ等の死傷者數は、一九四〇年度に比し死者市民九名、消防手一名、負傷者市民一一八名がそれぞれ增加し、消防手の負傷者は一六名の減少であつた。

ホース及使用水量——火災に於る使用ホースの延長は約五九哩にして、水の使用量は九、〇六一、七〇〇ガロンであつた。

ポンプの使用——ポンプは火災一六六件に使用された。

管轄地域外に對する出動——特別家屋稅の課稅地區（越界路及び共の隣接地）に對する出動の他に本隊の租界外に對する出動回數は一〇件で、火災八件に對して應援を與へた。その中主なるものは十一月二十九日佛租界消防隊の求援に依り朱保三路及愛多亞路角に於る危險物の貯藏に發生した大火に對する應援出動であつた。

滬西越界路地區——滬西越界路地區に於る火災件數及び被害程度は前二ケ年に比して減少したが、同地區には家畜用木造小屋や、木造又は燃え易き材料を用ひた工場其他の建物が極めて多く、火災の危險性が多分にあるため特に警戒を嚴重にした。

（ロ）急護事務

事故、自殺及び急患に關する救急車の出動回數は六、八八四件、病院班の取扱件數は五、一三一件で、その間通常患者の輸送回數四、一九八件、傳染病患者九三三件であつた。

（八）火災防止

本年度に於る消防隊業務の特徴は、危險又は發火性商品の蓄藏に因る火災發生の危險率增大に係るものであつた。右火災發生危險率の增大は、本年度初頭の頃より顯著となつたので、これに對する對策として工業社會部との協力に依り危險性を有する液體又は物資を用ふる特定の職業は鑑札を必要とすることにした。因て市參事會は七月一日を以て危險性液體の製造又は使用に關する鑑札規定を新に制定したのである。右鑑札規定の適用を受ける液體は、發火點華氏二五度以下のものと、二五度以上七〇度以下のもの二種に分類されてゐる。

危險品の貯藏に對して一齊檢査を行ひ、石油、エーテル等の如き商品の不正貯藏者多數を處罰した。

危險品の貯藏又は取扱ひに依る火災が數件あり、右に依る死者は消防手を含み二六名、負傷者二一名であつた。其の中最も死傷者が多數生じたのは十月二十八日四川路近くに於る多量の發火性貨物を貯藏した倉庫の火災であつた。この大火で消防手一名の死者を出し、殊に火の手が非常に早く可成り廣範に亘り附近一帶の密集家屋が類燒した。これに因て本隊は不正貯藏の摘發を嚴重にし、警察部は特別隊を編成して之に協力した。之と同時に工部局は、新聞、ラヂオを通じて市民に對し注意を喚起し、會社又は個人に對して貯藏に關する規定の遵守及び必要なる場所に對しては鑑札を要する旨嚴重なる警告を發した。この結果、本隊は危險品の藏匿者又は火災發生の危險性を有する狀態のもとに危險品を貯藏し居る者に關する多數の陳情及び報告を受け、これと同時に發火性又は危險性物資所有者にして貯藏鑑札の申請を爲すもの又は自發的に本隊の指示を仰いだものが多數あり好結果を收めた。斯くして不正貯藏の調査に對する一般市民側の協力に加へ、警察特別隊の應援は本隊の火災發生の危險性除去に關する困難なる業務に貢獻するところ大であつた。

一般に、市民は忠告に對して寧ろ感謝した樣子が窺はれ、事實また取扱つたものの多數は危險性に對する無知に依るものであることを發見したが、勿論規定に違反した者又は指示を無視した者は夫々處罰した。

本隊の火災防止に關する活動狀況は左の通りである。

檢査——本年度に於る隊員の檢査實施狀況は左の通りである。

種類別	檢査回數
一、鑑札家屋	五、一一二
二、鑑札申請家屋	二、九四二
三、建築中の建物	八二二
四、危險品の無鑑札貯藏	四九〇
五、普通檢査（工場、學校、食庫等）	一、六四一
六、各署消防車の試驗	一六二
合計	一一、一六九

第四款　警務

街頭消火栓の檢査……二五、一六一

危險品に對する許可證の發給

イ、荷揚又は貯藏……三五三

ロ、輸送……二六二

鑑札家屋——特に誤樂場等の鑑札家屋に對しては開場時間中に定期的檢査を行ひ、鑑札規定違反に對しては被鑑札人の注意を喚起した。定員の超過が最も多く、本隊の警告を無視して處罰されたものが三件あつた。

映畫館等に於る混雜を防止する爲に、幕合の字幕廣告を利用して觀客に非常口の場所と其の正しい使用方法を知らしめることゝした。經營者も之に協力し、成果を納めてゐる。

消火設備——單獨消火栓より消火ポンプ、ポンプ用接續栓、消火栓撒水器及び浸水器等の合成消火設備に至るまでの消火設備を有する家屋の數は合計一、五一〇にして、此等は凡べて本隊の監督下に置かれてゐる。

消火栓設備費の昂騰及び消火器具の入手困難に依り、消火設備に關する本隊の正規の規定條件に修正を加へ、適當なる場所に對しては消火栓の設備の代りに消火器を許可した。

處罰——工部局規定に對する各種違反責任者を本隊に於て起訴したものは五七件であつた。

出火罪を以て處罰されたものが數件あつた。

（二）人事

死亡――隊長代理は、一等消防手ヨー・ヴン・ツサオが十二月十八日、四川路弄四二三號に於る發火性物資の火災に際し一酸化炭素中毒に依り死亡したことに對して、深く哀悼の意を表すものである。同人は成積優良なる消防手にして勤續年限九年半であり、その逝去は深く惜まれてゐる。

昇進――本年度中に於る昇進者は左の通りである。

R・G・ワットキンス氏(R. G. Watkins)は副隊長に昇進し、隊長H・G・リード大尉の長期休暇に依る離滬に際し、十一月二十四日附を以て隊長事務を掌管することゝなつた。

四等士官C・C・ケーインス氏(C. C. Cayues)は三等士官に昇進し消防習士官A・E・ヴイラース氏は四等士官に昇進した。

(ホ) 義勇豫備隊

義勇豫備隊員は本年度を通じて頗る熱心で、數回の大火に際して貴重なる應援の役を果した。嚴格なる訓練課程が實施されたが出席率は極めて良好にして、同隊の能率は一九二七年に於る編成以來の最高水準に達した。

「スミス楯」(Smith Drill Shield)爭奪年次競技大會を十一月に開催し、訓練及び防火演習が行はれ其の正確さと能率を競つた。防火演習は同隊が火災に際して動員された場合消防隊に對して有效なる協力を爲し得ることを證明するものであつた。

最初の士官任命が行はれ、左の諸氏が任命された。

義勇隊士官　A・F・T・ホーランド

義勇隊副士官　S・C・スミス大尉

仝　G・A・ヂョンストン

(ヘ) 工場

工場は機械類、自動車、病院車其他備品の能率を維持し、又消防車車體の建造及び設備又は消防隊の備品の大部分を製作して消防隊の經費節約に當り、之に依つて輸入品昂騰の折柄經費の節約に多大の貢獻をした。

隣接消防隊――工部局消防隊と隣接地消防隊との關係は甚だ滿足すべき狀態が持續され、租界境界附近の火災に際しては各署とも緊密なる協力が行はれた。佛租界消防隊との間に、消火栓、ホース及ポンプ等の調節器が交換され、兩租界の大火に際しては相互に一層效果的に協力し得る方法が講じられた。

援助に對する感謝――消防隊は義勇豫備隊員、警察部、他の部局、上海水道、電力、瓦斯各會社の援助及び救護班の活動に關し協力を與へられた各病院に對して謝意を表すものである。

消防隊長代理　R・G・ワットキンス

三、警察部

(イ) 警視總監報告

工部局警察は一九四一年度に於て銃火を交じへた武裝兇漢に遭遇したこと六四件、その結果警察官の死者九名、負傷者二四名を出した。

年度末に於る警察官の實際數は、外人隊第一支隊四七二名、外人隊第二支隊二六九名、印度人隊五四七名及び華人隊三、五一五名であつた。右數字は事務關係職員を除くものである。更に本警察部の監督下にあるワッチマンの登錄人員はロシア人一六七名、印度人二三六名及華人三、八八七名であつた。警察部の規律は極めて良好であた。

殊勳章を授與された者は、外人隊第一支隊々員一一名及び第二支隊隊員二名、印度人隊々員一名、華人隊々員四四名であつた。右授賞は特に勇敢にして職務に對して献身的であつた者に對して行はれたのである。長期勤續章を授與された者は八一名、其他各課に於て表彰された者は四、八〇六名であつた。華人隊々員三名が勳功に依り佛公董局銅章を授與された。

教習生の採用に關しては格別の困難もなく、教習生の一般標準を保つことが出來た。外人隊は現在定員に達してゐないが、その不足は現地採用に依り近々の中に補充される筈である。

本年度に於る教習生三五〇名は既に教習課程を終へ夫々職務に配屬された。其の內譯は外人第一支隊一二一名、外人第二支隊二〇名、印度人隊六四名、華人一四五名であつた。本年度末に於て教習中の者は外人第一支隊二名、外人第二支隊二七名、印度人隊二二名、華人隊一二九名である。外人第一支隊に採用された外國人の大多數はロシア人補助隊の豫備隊員であつた。華人巡査に對する交通整理、警察業務及び教練補習課程は年度中引續き實施された。

本年度中に於て教習所幹部及び教習生が非常警戒に出動を命ぜられた回數は二六回、各署に配屬されてその應援に赴いた回數は四三回であつた。

本年度中に於て、外人第一、第二支隊及びロシア人補助隊員三二六名がトムプソン輕機關銃の使用訓練を受け、警察及監獄看手教習生四七八名、ロシア人補助隊員四二四名及び守衛巡査二一一名が自動式拳銃、連發式拳銃又は騎銃操作の訓練を受けた。

警察部各隊、ロシア人補助隊及守衛巡査の射擊演習回數は合計七、九二一回に及び、之に消費した各種口徑の銃彈は一二九、九二七發であつた。本年度を通じて射擊技能は例年通りの高水準を維持した。

豫備隊は、兇器携帶の强盜事件現場三件、狙擊事件八件、爆彈投擲事件四件、勞働爭議七件、乞食收容所事件一件及び誘拐事件に對する所轄警察署の檢索應援三件に對して夫々出動した。

尙同隊は四一回の補助勤務を行ひ、一、一七四の指定地點檢索及び其他八〇の檢索に當り、一、二〇六名を法庭看守として送り且つ三回に亘り各警察署所轄地域に對する應援を行つた。同隊の能率は常に良好であつた。

一九四一年一月十六日を以て義勇團ロシア人隊はロシア人補助隊として警察部に編入され、警備任務及び警察巡邏に配屬され且つ捕虜收容所の看守に當つた。

一九四一年三月十五日を以て、上海市政府との協定に基き、鐵道線路以東の滬西越界路地區警察權は滬西地區特別警察署に接收された。外人第一支隊より三六名、第二支隊より二七名及び華人隊より一四〇名が滬西地區特別警察署に派遣された。

本年度中に行方不明となつた子供の數は一、一二〇人で、その中兩親の手許に歸されたものは六九一人であつた。

救世軍指導に依る乞食收容所の開設に因て乞食に關する狀態は著しく改善された。本年度中の收容數は二、九六七人であつた。

警察部は度量衡に對する嚴重な檢査を行ひ且つ商店等五六八軒につき合計秤一、三三五、物差七九五を檢査し、その結果秤三六五及物差三六が不正であつた。その內秤四〇及物差八を沒收した。

(ロ) 交　通　課

中央區及び滬西地區の交通量は一九四〇年と同樣著しい輻輳振りであつた。

滬西地區の交通整理は三月十七日を以て滬西地區特別警察署の管轄となつた。

各種車輛鑑札數の合計は、一九四〇年度に比してさほど減少してゐないが、一九四二年度にはガソリンの不足に依り自動車鑑札數は大量的に減少する見込である。

交通事故及び死傷件數は昨年度に比して可成の減少を示してゐる。右に關する詳細の分類は後に揭げてある通りである。

自動車の警笛驕音防止特別週間を自五月十九日至二十四日の間實施し、不必要な警笛の使用防止及び不必要に高音なる警笛の除去に主力を注いだ。日本陸海軍及び佛警察、各國領事館當局の協力を得て、右週間實施の結果驕音防止に最大の効果を上げ得たのである。

訴訟手續——交通規則違反件數及び起訴件數は增加を示し、その內華人に對するもの七、二二四件、外國人一、三四九件であつた。違反總計は一九四〇年度の二六、一七二件に對し本年度は二七、五〇五件であつた。

十二月中に於て交通信號燈は每日午后七時までとし、比較的重要でない交叉點では手信號に依つて整理された。

交通訓練——本年度に於る「交通安全第一」の講演は各工場、茶館、學校及難民收容所等に於て約九一、九八五名に對して行はれた。

自動車運轉免許證——本年度に於る自動車運轉免許證の發給數は自家用車主四四〇名、運轉手二、〇一〇名で、運轉手免許六〇四に對する停止處分及び一〇九に對する取消處分が行はれた。

共同租界內に於る運轉手の登錄數は合計二八、八五五名にして昨年度に比して一、九〇一名の增加である。

行列——行列許可證の發給數は二〇、一二七件でこれに對する參列人員は合計三五四、六五〇名であつた。

自家用自動車の營業行爲——自家用自動車の營業行爲に依る違反は二二件であつた。これ等の凡てに對して確證を得た結果運轉手免許の停止處分を行つた。

貨物自動車——一九四〇年度の三、一一五台に對し、本年度鑑札數は三、〇五〇台で僅かの減少であつた。

積載量の超過に依り起訴され處罰を受けた車輛主は一、二一六名でその內外國人七七名、華人一、一三九名であつた。

營業用自動車——車庫の數は二八で前年度に比して一軒の增加である。

一九四一年末に於る營業用自動車の鑑札數は六一六台にして昨年に比し一三七台の減少である。右は蘇州河以北のみに限り運轉するもの、昨年度七五三台、本年五一台をそれぞれ含むものである。

貸馬屋——貸馬屋の鑑札は、四月に於ける貸馬車八台の鑑札取消に依り撤回された。

自家用馬車——自家用馬車は本年度中に六台より九台に增加した。

自轉車——自轉車の鑑札數は僅か乍ら減少し、昨年度の鑑札數五四、七五七台に對して本年度の鑑札數は五三、二三一台であつた。

自轉車運轉者——本年度中に於て處罰された自轉車運轉者は合計一〇、三二五名にして、その內三、八五六名は二人乘又は交通の防害となる物を積んだ者、三、四六八名は交通巡査の信號違反及び七八五名は曲乘又は危險乘車であつた。右に對する科料は一〇仙より一〇元の範圍である。

營業用人力車——一月に於る鑑札の發給數は九、四九六台であつた。四月に三ケ月間鑑札料の納入を怠つたもの一台に對して永久的に鑑札を取上げた。因て年度中每月鑑札を發給した人力車數は九、四九五台であつた。

二ケ月每の人力車檢査に依り缺陷あるものは九、〇四二台であつた。右の內七九九台に對する鑑札の停止處分を行ひ其他に對しては缺陷の補修あり次第鑑札の再交附を行つた。

街頭檢査に依り各種の缺陷ある人力車三七、九四〇台に對する鑑札、を取り上げた。右の內一一、二八二台に對しては鑑札の停止處分を行ひ其他に對しては缺陷の補修あり次第再交附を行つた。

一月一日現在の營業用人力車夫の登錄人數は三三、二五〇名であつた。一月六日に鑑札の更新を開始し二一、六五九名に對する鑑札のみが更新され、六、七七七名に對して新に鑑札が交附され、本年末に於る合計數は二八、四三六名であつた。三ケ月間のみ有效とする臨時鑑札が一、〇七二名に對して發給された。右は常備の車夫に代る臨時車夫に對する鑑札である。

車輛を汚し又は破損するが如き規定違反の物の登載に依り鑑札の停止處分を受けた車夫は一二八名であつた。所定の登錄簿の記載を怠つた車輛主三名が本年度中に召喚され、七元乃至三〇元の科料を課せられた。

自家用人力車——本年度に於る鑑札の發給數は昨年度前半期の八、八四五台及び後半期の九、〇七〇台に對して夫々八、三四一台及び八、四四八台であつた。

一九四一年度分の自家用人力車夫鑑札の更新は一九四〇年十月一日に開始され、六、一二〇名に對する更新が爲された。六、〇五八名に對する新規鑑札の發給が爲され、一九四一年度の鑑札發給數合計は一二、一七八名である。

自動車鑑札——一九四一年度の自動車鑑札數は左の通りである。

自家用自動車……七、〇六二台
營業用自動車……一、〇四八台

トラック、附隨車、有蓋貨車等……三、〇五〇台
乘合バス……二五九台
自動自轉車……六〇三台
自動車販賣用鑑札……六五台

陸海軍當局又は工部局用車輛に對して發給された鑑札は右數字に含まれてゐない。

事故——本年度に於る交通事故及び傷害件數は昨年度に比して著しい減少であつた。

事故	七、一八二件	減少	八六七
傷害	二、五〇八件	仝	九一六
死亡者	一二〇名	仝	六六
關係車輛數	一二、八三六台	仝	一、一九五
十六歳以下の子供			
負傷者	五九〇名	仝	一五三
死亡者	二一名		一二

（八）刑事課

犯罪件數に關する一般分析は左の通りである。

本年度に於る登錄犯罪件數の總計は一九四〇年度に比して四、九五六件の減少である。第一級（人命危害の重罪）の武裝誘拐事件は著しい減少を示し、一方に於ては第二級の武器携帶に依る强盜事件は八〇三件の減少を見た。詐欺又は恐喝、夜盜並に家宅侵入及び第四級犯罪の搔拂及び掏摸の事件も著しい減少であつた。

起訴された者の八二・三八％に對しては有罪の判決を得た。右は事件の調査能率の高い標準を示すに足るものである。盜難價格の合計は四二・二五％の增加を示してゐる。右の中兇器携帶の强盜に依る實際被害額は二一・九五％に過ぎない。然るに橫領、公金消費及び詐取に依る損失額は三五・五五％で、夜盜、搔拂ひ、掏摸及び竊盜に依る額は四二・五〇％であつた。

一九四一年三月十五日、滬西地區特別警察署が創設されて以來、同警察の賭博場及び阿片窟に對する嚴重なる取締に依り、犯罪狀況は幾らか好轉したが、年末にかけて經濟狀態が著しく惡化した事は共同租界の安寧秩序維持の責任をもつ者にとつて重大なる關心を引いた。

登錄された犯罪件數の統計に依れば、本年度に於て二六、〇二四件、一九四〇年度三〇、九八〇件、一九三九年度二七、八四七件、一九三八年度一九、〇六四件、一九三七年度一九、五五八件であつた。各種の理由に依つて搜査を拒否されたものは三一八件にして、一九四〇年度以來未解決のもの四〇九件を含め合計二六、一一五件に付き取調を行つた。右の中二、四七〇件は取調に依つて虛僞又は事實の誤なることを發見した。犯罪事件として取扱つた件數は一九四〇年度の二八、一四四件に對して本年度は二三、六一一件であつたが、右は年度末に於て未解決のもの三五二件を含んでゐない。本年度に有罪の判決をされたもの一一、八八三件、この比率は五〇・三三％、これは一九四〇年度の四八・六六％、一九三九年度の五二・八七％、一九三八年度の五六・四四％及び一九三七年度の五五・〇九％に對比するものである。年度末に於て搜査未着手のものは一一、一九三件にして、その比率は四七・四一％、右は一九四〇年度の四八・〇七％、一九三九年度の四二・三八％、一九三八年度の三六・七六％及び一九三七年の三八・四九％に對比するものである。

第一級犯罪（人命危害の重罪）——本年度に於てこの級に屬す犯罪は五二一件にして、右は昨年度の四八四件、一九三九年度の五〇四件、一九三八年度の三九六件及び一九三七年度の二七九に對比するものである。右の內有罪の判決をされたもの二一四件にして、これは昨年度の一五四件、一九三九年度の一八二件、一九三八年度の一四一件及び一九三七年度の一二五件に對比するものである。

右の內殺人事件によるものは七六件にして、これは一九四〇年度の七五件、一九三九年度の六三件、一九三八年度の四二件及び一九三七年度の二二件に對比するものである。被害者中工部局警察官は、華人刑事監察官一名、外人巡査部長一名、華人刑事部長一名及び華人刑事巡査一名で、滬西地區特別警察署の華人刑事警部補一名が武裝兇漢に狙擊された。又華人巡査一名は、武裝誘拐團追跡中に狙擊された。日本海軍陸戰隊員一名、日本人刑事部長一名及び日本人市民三名が暗殺團に狙擊された。ロシア人移民協會々長及び華人三名が政治テロに暗殺され、四行孤軍の隊長は同隊員に依つて刺殺された。華人銀行守衛一名が中央儲備銀行に爆彈四發を投じた兇漢の爲に狙擊された。華人婦人一名が强盜の爲に絞殺され、華人三名が痴情關係に依り殺害され、家庭爭議に依り殺害された華人婦人が二名あつた。華人ワッチマン一名が斬殺されてそのピストルを盜まれた。武裝强盜の銃彈に依り射殺された者又は負傷の結果死亡した者華人巡査二名、外人市民一名及び華人市民二名であつた。右は滬西地區特別警察署管轄の工部局道路上に於て暗殺された工部局警察特別副總監赤木親之氏の事件を除外したものである。

本年度に於る武裝兇漢の誘拐事件は旣遂四四件、未遂八件で、昨年度は旣遂六四件、未遂一六件、一九三九年度旣遂四件及び未遂三件、一九三八年度旣遂五件及び未遂なし、一九三七年度は旣遂五件及び未遂なしであつた。右本年度に於る事件中の二件は殺人罪を併合し、他の二件は殺人未遂罪を併合した。警察の力に依り又は身代金の支拂に依つて被害者が救出されたものは一九件で、被害者自ら誘拐者の手から脫出したものは四件であつた。殘餘の件數に就ては被害者の行方が未だに不明である。未遂事件は、告訴人の抵抗、告訴人の脫出、警官の現場到着、警察搜査隊に依る發見及び事件の通報に依つて失敗に歸したものである。

殆んど全部の事件を通じて、被害者は支那側の領土又は工部局道路に接する地域に監禁されてゐた形跡が明らかで且つ誘拐者は主に自動車を使用してゐる。夜間に於て行はれた事件は一六件にして白晝行はれたものは三六件である。

本年度に於る恐喝文書の通報件數二、〇三四で、一九四〇年度には一三七件、一九三九年度には一五九件、一九三八年度には一四八件、一九三七年度には八二件であつた。恐喝文書の大部分は暴力行使を豫

告する金錢强要の脅迫狀で、差出人は常に政治的關係のあることを主張したものである。

右犯行に係り逮捕された者は一二〇名で、その中有罪の判決をされた者は一〇二名であつた。本年度末には未決拘留の者は一名もなかつた。

本年度中に於て恐喝及び强要を目的として個人、住居、店舗及び其他の家屋に對する爆彈又は其他爆發物の仕懸又は投彈に關する通報は五六件であつた。右の內一八件に於て死者八名及び負傷者一〇一名を出し又家屋の被害を生ぜしめた。

第二級犯罪(財產侵害の重罪)——この級に屬す犯罪は、本年度に於て四、四七四件で、一九四〇年度五、九三一件、一九三九年度四、二一六件、一九三八年度二、六三五件、一九三七年度二、六四七件であつた。右の內本年度に於て有罪の判決をされた件數は一、八六五件で、一九四〇年度には二、三〇四件、一九三九年度には一、七一二件、一九三八年度には一、二六八件、一九三七年度には一、一三二件であつた。

本年度に於る兇器携帶に依る强盜事件及び未遂事件は九四六件で、一九四〇年度には一、七四九件、一九三九年度には九九二件、一九三八年度には六〇五件及び一九三九年度には四六七件であつた。右の內A區に於る事件は三〇四件、B區三五五件、C區一〇八件、D區一七九件であつた。殺人事件及び其の未遂事件は三〇件であつた。店舗、住居、其他の建物に於る事件は七〇五件で、他は路上に於て發生した。

右事件に關して兇漢の發射した銃彈のため死亡又は負傷の結果死亡した者、華人巡査二名、外國人市民一名及び華人二名であつた。同一の原因による負傷者は華人巡査一名、華人ワッチマン一名、日本人女子一名及び華人男子九名女子二名であつた。

兇器を携帶しない强盜及び其の未遂事件は四八二件で、一九四〇年度には五二六件、一九三九年度には二四一件、一九三八年度には七九件、一九三七年度には七四件であつた。右の內住宅に於て發生した事件は一七八件で、路上の事件は三〇四件であつた。

夜盜事件は五一九件で、家宅侵入事件は七七二件であつた。右に關し一九四年度には夜盜事件五六九件、家宅侵入事件一、〇三八件、一九三九年度には夜盜事件四八三件、家宅侵入事件七三〇件、一九三八年度には夜盜事件三二八件、家宅侵入事件四八五件、一九三七年度には夜盜事件五一六件、家宅侵入事件五六三件であつた。

盜難被害——本年度に於る盜難被害額は一三、七〇三、〇六九・三二元で、一九四〇年度には九、三〇六、二九六・〇九元、一九三九年年度には三、八〇七、五八三・八〇元、一九三八年度には二、一〇六、九二四・七八元、一九三七年度には一、六五七、三三五・三一元であつた。本年度に於て取返された財產總額は三、七二三、九八五・一七元、その比率は二七・一八%で、一九四〇年度の比率は二九・九五%、一九三九年度は二五・六九%、一九三八年度は三一・二二%、一九三七年度は三三・二〇%であつた。警察力の及び得さる事項としての橫領及び詐欺に依る報告被害額は總計四、八七〇、七五七・八五元にして盜難被害總額の三五・五五%である。昨年度の報告被害額の內取返された財產額は一四九、〇三三・四四元であつた。

(二) 政治事項

滬西地區——滬西地區特別警察署は一九四一年三月十五日を以て創設され、同警察署に對して左の警察官を補佐せしめた。

外人隊第一支隊

監察官	二名	監察官	一名
警視	三名	警視	一名
警部	九名	警部	四名
警部補	一二名	警部補	一〇名
巡査部長及巡査部長補	一三名	巡査部長	一一名
華人隊	一四〇名		

外人隊第二支隊

一九四一年十二月十日の工部局及び上海特別市政府間に締結された協定に依り、市政府は諸稅及び諸車輛鑑札料を徵收し、工部局は市政府の支辨する經費を以て工務、衞生、教育及び消防に關する業務を施行することゝなつた。本協定に依り、兩當局の一方に依り發給された自家用自動車鑑札は兩地區及び佛租界に共通することゝなつた。

難民——共同租界內の難民收容所の數は二ケ所減少し本年度末に於ては九ケ所、收容難民數は一一、六八八人で、一九四〇年度末には收容所一一、收容難民數は一三、五七〇であつた。

罷業及勞働問題——本年度の共同租界內に於る罷業數は、一九四〇年度の二三二件に對して二八二件であつた。罷業參加勞働者數及び損失勞働日數は、一九四〇年度に於る六九、三四八名及び二九七、八八六日に對して、夫々八八、四二三名及び六八〇、九五一日であつた。

罷業關係事業別の分類は左の通りである。

紡織業	四三	苦力	二二
絹織業	二〇	日用品業	一三
機械及鐵工場	三一	飲食業	五
煙草業	六	護讀工業	二
公共事業	一	其他	一一三
印刷業	二六		

賃銀問題に關する罷業八一件、一般勞働條件改善の要求に依るもの一五四件、勞働者の雇傭又は解雇に依るもの一九件、作業制度の變更に依るもの一件、其他の理由に依るもの二七件であつた。

上海に於る一九四一年度罷業統計は左の通りである。

	罷業件數	參加勞働者數	損失勞働日數
共同租界	二三〇	四七、六六六	三二八、九七六
佛租界	三四	一〇、三〇六	七〇、九七〇
支那側地域	一三	四、四四一	三、八八六
共佛兩租界	三一	七四、六六一	七三、九〇八
支共佛三地域	一	七〇	一四、七〇〇
合計	三九	一二七、六〇八	一、〇九九、四四一
一九四〇年度合計	二八九	二四、三〇	六九、八四八

本年度に於て、生計費は昂騰の一途を辿り勞働狀態は少しも好轉を

示さなかつた。

本年度中の勞働爭議の顯著なものは、商務印書館、福新煙公司、新怡和紡績、信和紡績、公和祥及び安達紡績であつた。

一九四一年度中に罷業及び勞働者の煽動に關する違法行爲に依り檢束された者は五〇〇名であつた。

米問題——一九四一年中に上海に入荷された米の量は、國米九一、四二〇石及び工部局米以外の外米二、五一六、七六三袋の見積である。米價は本年度を通じて昂騰の一途を辿つたが、その主なる原因は法幣購買力の下落、政局の不安及び投機業者の市場操作に依るものであつた。

米價調整委員會は一九四一年三月三十一日を以て解散となり、從つて米價は市場に放任された結果となつた。

工部局は米價の暴騰に對處する爲、一九四一年五月香港から蘭貢米の輸入計畫に着手し、五月十七日を以て右輸入米の販賣に乘出した。

佛公董局も亦七月十一日を以て西貢碎米の販賣を開始した。

九月には上海米穀統制委員會が二等泰米を最高小賣價格一市石一一六元を以て販賣を開始し、更に蘭貢米の最高小賣價格一市石一一〇元を以て第二回目賣出を始めた。

十一月九日工部局は佛公董局と協力して各種輸入米の價格を一市石一三〇元に規定し、且つ工部局發給の特別許可なき米の移動を禁止した。

五月十一日より本年度末までの間に香港より輸入された工部局米は一、一二八、三七七袋であつた。

米卸業及び小賣店の代表者にして本年度中に工部局警察に依つて處罰を受けたものは三三九件で、その内公定價格より高く米を販賣した者一六件、詐欺に依る者二二件、强請に依る者一件であつた。

本年度に於る平均米價は左の通りであつた。

粳米	一市石に付き	一四二·二三元乃至一四七·五三元
糯米	一市石に付き	一三九·六六元乃至一三〇·六八元
西貢米	一市石に付き	一二八·六六元乃至一三〇·六八元
蘭貢米（非工部局米）	一市石に付き	一三五·九元乃至一三六·六五元
工部局米	一市石に付き	一二六·三三元
佛公董局米	一市石に付き	八九·〇〇元

工部局は新に制定された附則第五十三條に依り、佛公董局と協力のもとに十一月より日用必需品の小賣價格統制を開始した。

新聞及其他の刊行物——本年度に於ては五一二種の各種刊行物、即ち華字新聞、雜誌、小報、畫報等及び英文、佛文、獨文、露文、伊文並に日文新聞及び定期刊行物が定期的に閲讀され、且つ警察の必要とする記事は毎日飜譯された。華字新聞の檢閲は本年度を通じて行はれた。十二月十四日以降に於ては二種の日刊英字新聞の檢閲が開始された。

本年度に於て華字紙關係者三名が暗殺され、外人記者一名及び華人記者一名が襲擊され、華人記者四名が誘拐された。

新聞社の建物に對する爆彈の投下及び不發事件四件が年度中に發生した。一件は爆發に依り大火を生じ甚大なる損害を生じたが人命の被害はなかつた。

禁止事項の掲載に依り處罰されたものは一一件であつた。

工部局警察に登錄された刊行物は外國語三四件、華語一一三件であつた。

映畫檢閲——警察が本年度に於て檢閲した映畫は一、二八九本、フイルム約三、五八七、九〇六呎で、その内特作映畫四二四本、豫告短編映畫七五八本、ニュース映畫一〇七本であつた。昨年度の檢閲映畫は一、四四八本、フイルム四、三六九、六四四呎であつた。

本警察の檢閲官は映畫廣告畫面及び其他の廣告類をも檢査した。

右映畫の製作國は、米國一、〇二〇本、中國一二九本、英國四八本、ソ聯七八本、日本九本、佛蘭西二本、獨逸三本であつた。

一九四一年末に於る映畫館の數は共同租界内三五、佛租界内一三である。

中歐避難民——本年度末に於る上海居住の中歐避難民は一九四〇年度末の約一八、〇〇〇人に對して約一六、七〇〇人である。

本年度中に於て工部局收納課の受領した移民證明書の手數料及び査證料は六七、三四八元であつた。

警視總監代理　H・M・スマイス

四、刑務所

本刑務所の收監者總數は本年度を通じ概して不變であつたが、夏季に於ては從來通り若干の減少を示し、冬季に入つて增加した。一方日日の平均數は一九四〇年度に比較して減少したが、斯る傾向は一九四二年度に於ては持續し得ない見込である。一月一日現在に於る三部の收監者合計は七、六五六人で、その内七、五四三人は華人囚であつた。一年を通じて收監者最高數は一月二十四日の七、七二二人、最低數は十二月三十一日の七、一七五人であつた。

職員の新規採用——本年度に於て外人教習生九名、印度人教習生一名及び華人教習生五六名を現地採用した。適當な印度人教習生を採用することの困難に再び逢着した爲、華人に依つて之を補充した。適當な華人教習生を募集することは困難ではなかつた。

規律——規律の維持は良好で、一〇名の華人職員の免職があつたに過ぎなかつた。

保健——職員の健康狀態は一年を通じて極めて良好であつた。印度人職員一名、華人職員一名の死亡者を出し、それ以外に印度人職員一名、華人職員一名が病氣に依つて退職させられた。

經費節約——本年度中に於て各般の經費節約が講じられ、その内主なるものは華人部囚人の給食に關するものであつた。物價の昂騰に依り華人囚の朝食米の量を五〇%減少して、その代用食として玉蜀黍及び高粱を混入した。右給食の結果何ら健康上に惡影響なく、朝食には米を廢止して全部玉蜀黍及び高粱を代用することにつき目下研究中である。玉蜀黍及び高粱は米に比較して約二〇%安價である。

武器携帶による犯罪——本年度中依然として武器携帶による犯罪者

が横行し、强盜及び搔拂に依る囚人一、九一三人が收容され、十二月三十一日現在の合計は三、三四〇人であつた。

華人部――一月一日現在の華人部の囚人數は七、四一四人であつた。一月二十四日の囚人數七、四八五人が本年度最高數で、九月二十一日の六、九六三人が本年度最低數であつた。

本年度に收監された囚人數は合計一〇、三七五人、釋放された數は合計一〇、二三五人で、同部に於る一日の平均數は七、一七六人であつた。

特赦釋放――本年度中に於て特赦に依つて釋放された者は僅に一三人であつた。特赦法の制定に依つて釋放された者はこれを以て三、〇五一人に達したわけである。

假釋放――上海に於る實狀に鑑み、重罪の判決を受けた囚人に對し法令に依り假釋放の申告を行ふことは當を得た處置とは考へられないのである。因て本年度中に取上げられた囚人は八五二人であつたが結局申告された者は七〇人に過ぎなかつた。本年度中に實際釋放された者は六七人で、その中四四人は一九四〇年中に申告された者であつた。假釋放の規定に依つて釋放された者は、一九三八年の特別釋放を除き現在合計六六八人である。右の內一二一人は再び逮捕され更に一定期間の懲役を宣告された。

保釋――保釋令は六月三十日まで再び延長される旨の通達を五月十六日に受理した。更に一九四一年末まで延長される旨の通達を九月二十一日に受理した。

本年度中に審査された者は二九一人で、その中七九人が申告された。保釋令に依り本年度中に實際釋放された者は八五人で、その內二九人は一九四〇年中に申告された者であつた。

死亡率――本年度中に於る死亡者は三二四人で、一九四〇年度に比して九名の減少である。右の內一二六人は醫師の診斷に依れば入獄前から致命的病氣に犯されてゐたものであつた。死亡者一九〇人は肺結核其他の結核病に依るものであつた。本年度に於る概算死亡率は千人に對して四五・一五人、訂正死亡率は二七・五九人、一九四〇年度には千人に對して五四・五〇人及び三五・八一人であつた。

病氣釋放――癩病患者の囚人二名を本年度中に病氣釋放した。

控訴、通信及面會――刑務所當局が辯護士に依賴する餘裕のない囚人の爲に各種法廷に對する控訴手續を取つた數は一、一四三件であつた。

刑務所に於て拘留中の囚人の緣故者及び知人の面會を許可した數は二二、六八六件で、本年度中に囚人のために書いた手紙及び投函した手紙の數は八、二二〇本であつた。

感化院――感化院に於る收容者數は一月一日現在一二九人、十二月三十一日現在八三人であつた。最高數は一月の一三二人で、最低數は十一月二十四日及び二十五日の八〇人であつた。本年度中に收容された少年の數は一三八人で釋放された數は一八四人であつた。少年達の健康及び規律は一年を通じて極めて良好であつた。

本年度中に於ては休養設備が增設され、一方從前通り教育及び職業指導の課程が實施された。

工業社會部附屬の工部局少年保護課のドー・イ・リー女史より多大の援助を與へられた。

聖書協會及び救世軍に依る恒例の日曜日禮拜が行はれ又聖書協會に依る聖書其他多數の寄贈に對して謝意を表すものである。

感化院收容の判決の他に懲役の判決を受けた少年八八人につき特に審議され、その中一八人に對して申告し十二人が釋放された。これを以て、一九三六年に右制度が制定されて以來、合計一〇三人がこの特典を享受した。

外人部――外人部の收監數は本年度を通じ概して不變で、一月一日現在の合計數一一三人、十二月三十一日現在の合計數一〇五人であつた。本年中の最高收監數は六月十六日の一一九人であつた。

囚人の健康及び規律は良好で、死者はなかつた。

本年度中に收監された囚人は二八一人で、釋放された者は二七三人であつた。右收監數の中領事館警察に依つて逮捕された囚人は一九人、釋放された者の中領事館警察關係の者は二三人であつた。本年度に於る一日の平均數は一〇八人であつた。

保釋令に基く申告に依り釋放された者は一名で、假釋放令に依つて申告又は釋放された者はなかつた。

囚人作業――囚人の作業は本年度を通じて最高限度まで行はれたが、作業場の不足のために囚人の數を制限せざるを得なかつた。本年度を通じて日曜日を除く一日の平均作業囚人數は二、三五五人であつた。

印刷部は工部局各部局よりの文房具、書籍、用紙等の注文が絕えずあつた爲に、極めて好成積を擧げた。

警視總監代理　H・M・スマイス
工部局刑務所々長　W・C・グラント

五、法務局長報告

訴訟件數――一九四〇年度の一二六、二七二件に對し一九四一年度に於る全訴訟件數一二四、二一五件は、上海第一特區法院及び江蘇高等法院第二分院に起訴された。一九四一年度に起訴された全訴訟數の內一〇三、九一六件は行政犯であり、二〇、二九九件は刑事犯であつた。一九四〇年度には六三、三二三件の保釋保證金が沒收され、二二七件が却下されたのに對し、一九四一年度には起訴された行政犯の全件數の內六六、三一七人が出頭を怠りその保釋保證金を沒收され、二二八件が却下された。結局三七、三七一件の行政犯が裁判に附され、その內三七、三六四人が有罪の判決を受け、七人が放免された。刑事犯一、一〇七件は却下され、結局二〇、一九二件が裁判に附され、その內一七、九四九人が有罪の判決を受け、二、二四三人が放免された。行政犯及び刑事犯にして裁判に附された件數合計は五七、五六三件であり、これに對し一九四〇年度は六一、四一七件であつた。その內五五、三一三人が有罪の判決を受け、二、二五〇人が放免された。これに對し、一九四〇年度に於ては五九、四四三人が有罪となり、

一、九七四人が放免された。

加ふるに、一九四〇年度の一、一五〇件に對して一九四一年度に於る個人的刑事訴訟は七二三件であつた。又衛生局及び工務局に依つて起訴されたものは、一九四〇年度の三、七一六件に對し一九四一年度には三、八六七件であり、交通課に依つて起訴されたものは一九四〇年の五、二九六件に對し六、八二三件であつた。

本年度中に於て起訴された事件數及び其の性質に關する明細表は參考に供する爲に法務局に備付けてある。

有罪の比率——刑事犯で告訴された者の八六・五%、行政犯で告訴された者の九九・九%が有罪の判決をされた。これに依り一九四一年度の有罪平均比率は九三・二%であり、これに對して一九三〇年度は九三・一%、一九三一年度は九一・四%、一九三二年度は九二・五%、一九三三年度は九二・五%、一九三四年度は九三・九%、一九三五年度は九五%、一九三六年度は九六・六%、一九三七年度は九三・三%、一九三八年度は八九・三%、一九三九年度は九五・八%、一九四〇年度は九五・一%であつた。上海第一特區法院及び江蘇高等法院第二分院が開設された一九三〇年四月一日以後の有罪判決の比率は九三%である。この有罪比率は他の裁判所の記錄に比較して穩當である。

控訴(a)市參事會に依るもの——一九四一年度に於て市參事會は八件の控訴をなし、三件の訴訟事件が一九四〇年度から繰越された爲に合計一一件であつた。本年度中に一〇件の訴訟が審問の結果左の通り判決された。

再審に回附されたもの	二件
控訴棄却されたもの	五件
刑を加重されたもの	三件
計	一〇件

一九四一年十二月三十一日に於て大審院で審理續行中の市參事會に依る上告事件は一件である。

控訴(b)被告に依るもの——一九四一年度に於る被告に依る控訴件數は一、一六三件、前年度より審理繼續のもの二九八件で合計一、四六一件であつた。その内一、二一九件が一九四一年度中に審理の結果左の通り判決された。

訴訟延期のもの	一件
刑を免除されたもの	二件
審理不受理のもの	四件
無罪を判決されたもの	四一件
訴訟棄却されたもの	八〇五件
控訴を却下したもの	二四三件
再審に回附されたもの	四件
刑を加重されたもの	二件
減刑されたもの	一一七件
合計	一、二一九件

一四九一年十二月三十一日に於て裁判續行中の被告に依る控訴件數は二四二件で左の通りである。

大審院に於て係爭中のもの	五九件
控訴院に於て係爭中のもの	一八三件

領事團法廷——一九四〇年度に於て工部局を相手として起訴された民事訴訟二件は工部局側の勝訴となつた。本年度には工部局を相手とする訴訟事件はなかつた。

法的解釋及照會——本年度中に於て法律上の解釋を附したもの三一件及び法律上の照會を發したもの一一〇件であつた。右に關しては法務局に於て參考に供す。

附則、鑑札規則及文書——本年度中に起草した附則、鑑札規則及び文書は一〇件であつた。右に關しては法務局に於て參考に供す。

係爭中の訴訟——一九四一年十二月三十一日に於て高等法院及び地方法院に係爭中の訴訟件數は九五件、控訴件數は二四三件合計三三八件である。更に拘留命令に依り被告の拘留中のもの二四件である。

執行停止判決——一九四一年度に於ては新な件數二、〇九九件に對して刑の執行停止が行はれ且一七七件に對しては控訴に依り刑の執行停止が爲された。

刑事訴訟——刑事訴訟に關する事件七三、六二二件が工部局警察に附託され、刑事訴訟事件八、九五六件は司法警察に依つて取扱はれた。

民事訴訟——民事訴訟事件六七、八七四件が執達吏に依つて取扱はれた。

中國法の飜譯——一九四一年度に於る中國法の飜譯數は六件であつた。右飜譯は法務局に於て參考に供するものである。

法務局長　R・T・ブラヤン二世

第五款　衛　生

一、緒　言

死亡率が疾病研究者にとつて殆んど參考にならなかつたことは本年が第三年目である。外國人の死亡率は昨年度の一三・六九%に較べて一〇・一一%に減少してゐるが、これは引上げ其他の原因に依り本年度に於る外國人の人口構成が著しく變化し、殊に年少者の數に重要な變化があつたためで、嚴格な意味では昨年度との比較にはならない。更に多くの體の弱い人達がより健康的な地域に轉じた傾向があつた。

本年度に於る租界内の華人死亡者は、昨年度の三七、四四〇人に較べて、四八、五九九人が記錄されてゐる。本年度も過去三年間と同樣租界内の正確な人口數を得ることが出來なかつた。夥しい數が一年を通じて絶えず上海に出入したため人口の減少を生じてゐるかも知れないが、寧ろ增加した可能性の方が多いのである。從つて死亡數も昨年度に較べて明瞭に增加を示してゐる。この死亡增加は年度中に著しい傳染病の猖獗がなかつたため、特に其の原因を指摘することは出來ない。因て營養不良と住居の惡條件が續いたこと、多數の人口がアンペラ小屋や設備の惡い且つ人間の多過ぎる家屋に居住してゐる狀態が其の主なる原因と考へられるのである。

華人間に結核及びチフス患者の數が激增し、且つ赤痢患者の數も相當多數出た有樣であつたが、これは主に前記のような住居の鮨詰狀態や非衛生狀態に原因するものと思はれる。實際こうした生活狀態がなくなり又は改善されざる限り他に救濟の方法は殆んど望めない狀態である。更に麻疹に依る死亡數も增加を示してゐる。

腸チフス——華人の腸チフス患者は激減し格別問題がなかつた。特に外國人の罹病狀態が昨年度と同樣であつたことについては未だその原因を突きとめ得ない狀態であるが、この增加は人口の稠密と營養不良が原因してゐることが先づ考へられるのである。併し營養狀態は昨年度に較べて幾分良くなつてゐるので、チフスの原因がヴイタミンBの缺乏から來るとの學理上の證明に依れば罹病數も當然減少しなければならない筈である。尤もこの學理も未だ充分確證されてゐるとは言へない。

天然痘——天然痘の件數は近隣地方で流行してゐたに拘らず極めて少かつた。これは最近數年間の廣範圍に亘る種痘の成果が漸く現れて來た爲と思はれる。

コレラ——本年度に於るコレラの流行は相當劇しかつたが、容易ならぬ問題を惹起するまでには至らなかつた。最初は七月に發生し、八月の末が頂上となり、九月には殆んど影を潛めた。最初の羅病者は紹興から入つたので、これで二年間引續きコレラ菌が上海に外部から持込まれた形跡が明らかである。

デング熱——本年度はデング熱發生の報告がなかつた。これに依つて見れば昨年度に於る發生は上流地帶より持込まれたもののようである。これについて興味ある問題として、約二五年前までは上海にデング熱は可成り決つて流行してゐたが昨年再發するまで暫く上海から姿を消してゐた。

其他の事業——化學及び病理試驗室では本年度を通じて食料品の檢査に集中した。近年急激に發達した食料品の罐詰製造に對する監督に特に主方を注いだ。罐詰ピーズの綠化に用いる銅の量についての改善に特別の考慮を拂つた爲にこの誤用を最少限度に喰ひ止めることが出來た。上海の牛乳供給についても特別の注意が拂はれたが生產費暴騰の折柄諸檢定を嚴格に實施することは困難であつた。

棺及屍體の處理——本年度に於て本局が火葬した屍體の數は合計二五、三二三で、本局の監督下に普善山莊に依つて埋葬された棺の數は一、六八七であつた。これ等の棺を埋葬する墓地は郊外の遠隔の地に移轉し、市民からの從來の抗議を一蹴することが出來た。一二、〇三七の棺に對して鄉里搬送の許可を與へられ、五〇、〇四一の棺は納棺所で保管を監督した。

以上上海に於る比較的變則な狀態にもかゝわらず衛生狀態は極めて滿足すべきものであつた。

謝辭——屍體の火葬及び埋葬に依る處理並に棺の鄉里搬送許可の發給に關し援助を與へられた日本軍當局、公共衛生諸般の事項につき密接なる協力を與へられた佛公董局、資料の提供に關し協力を與へられた上海防疫委員會及び引續き水を無料で供給された上海水道會社に對して深甚なる謝意を表すものである。

統計一覽表

位置	北緯三一度一五分、東經一二一度一九分
標高	略海面の高さ
租界面積	五、七二三エーカー又ハ八・九四平方哩
居住家屋數（九月調）	
洋式家屋	一三、九九〇
華式家屋	七九、五九四

右家屋數は現在課稅を除外されてゐる北部及東部越界路の家屋を含ます。

共同租界內の人口（推定）

一九四一年度平均	外國人	九二、四一七人（越界路を含む）
	華人	不詳
死亡率	外國人	一〇・一一％

各國領事館、難民協會等の協力に依つて外國人人口の可成り確實な推定を得ることが出來たが、或る國籍人については强制的登錄が行はれてゐないため適當なる斟酌が加へられた。

華人人口は、殊に兩租界の間で絕えず移動し且つ事變の爲に生じた變則狀態に依つて正確を期することは到底不可能であつた。共同租界に於る人口は未だに二百萬乃至二百五十萬と思はれる。

平均降雨量　年四四・六六吋

二、生死統計

出生——出生登錄制度は外國人居留民に關する限り滿足に實行されて居り、一七箇國人の出生數が記錄された。これに關し現在では、醫師の出生證明書の副本が領事館に送附され、領事館は斯る證明書に記載されてゐない出生數を本局に通告する仕組となつてゐる。

外國人居留民間に於る出生登錄數の合計一、二四四人の內男子六二二人、女子六二六人であつた。これは人口一、〇〇〇人に對し一三・四六人の割合であつて、昨年度は二二・九〇人であつた。

華人間に於ては姙婦の極めて小部分が所定有資格者の助產を受けるに過ぎない爲に、左に揭げる數字は實際の出生數に較べて僅か一部分に過ぎない。出生登錄を奬勵するために本局は美麗な出產認知證を發給してゐる。この形式は人氣を博し、多數に依つて出生證明書の代りに使用されてゐる。

華人間の出生登錄合計一六、〇七一人の內男子八、三〇四人、女子七、七六七人であつた。

外國人死亡率——外國人死亡者合計一、二三八人の內九三四人が居留民であつた。一九四〇年度の死亡率は千人に對して一三・六九人であつたが、本年は千人に對して一〇・一一人であつた。居留民死亡者の五一・八二％は華人を除く東洋人で、右東洋人は全外國人居留民の八五・三一％を占めてゐた。

平均死亡年齡は、昨年度の三四・三一年に對し、本年は三六・四一年であつた。十五歲以上の成年の平均死亡年齡は一九四〇年度の四四・二七年に對して本年は四六・七三年であつた。

一歲未滿の幼兒死亡率は全體の八・六七％で、その主なる死因は先天的虛弱、肺炎、下痢、腸炎及び其他の消化器系の病氣であつた。

華人死亡率——死因の主なるものは結核、チフス、肺炎、其他の消化器系の病氣及び老衰であつた。

死因不詳のもの、內二七、一六七件は放置された屍體であつた。これらの屍體は路地、路傍、又は空地に放置されたもので普善山莊に依つて拾ひ集め處理された。右は登錄死亡者合計の五五・九〇％を占めるものであるが、その死因について分類することは不可能である。屍體の多くは乞食、貧困者、女兒及び死產兒である。

三、傳染病

發生屆出——一九四一年六月十四日以前は於ては開業醫の强制登錄制度がなかつた爲に、傳染病の發生屆出に關しては支障がたえなかつた。從來屆出の爲されたものは病院、陸海軍當局、日本總領事館及び登錄醫師の死亡者報告及び自發的通告に過ぎなかつた。

屆出を要する疾病——現在屆出を要する疾病の種類は腸チフス、パラチフス、發疹チフス、天然痘、痲疹、猩紅熱、ヂフテリア、インフルエンザ、ペスト、結核、マラリア、コレラ、赤痢、回歸熱、流行性腦脊髓膜炎、炭疽病、恐水病、住血吸蟲病、脚氣、嗜眠性腦炎、コレラ樣下痢及び癩病である。

共同租界內の病院其の他で取扱はれた租界外居住者の傳染病屆出に關しては、本局は隣接市當局へ報告することを常規の處置としてゐ

る。

(イ)傳染病發生及死亡數

(註)上海港灣規定に依れば、傳染病の流行とは慣例上、一日の平均發生件數三件のものが一週間繼續することを云ふのである。

腸チフス、パラチフス類——この病氣は二月の初旬から十二月の初旬まで流行した。其の他の期間は風土病の程度であつた。

外國人間に於る腸チフス患者數は一七七件、その內死亡は二九件。パラチフス患者數は四六件、その內死亡四件であつた。

全罹病者の七八・五三%は華人以外の東洋人患者であつた。

華人間に於る腸チフス患者數は二、四七五件、その內死亡は二、〇四八件。パラチフス患者數一〇九件の內死亡は七八件であつた。

發疹チフス——羅病狀態を一九四〇年度に比較すれば、外國人では略同數であつたが、華人では著しい減少であつた。本年度に於る外國人患者數一一五件の內死亡六件、華人患者數一三六件の內死亡三三件で、昨年度は外國人患者數一二九件の內死亡一六件、華人患者數六八三件の內死亡一三七件であつた。

天然痘——この病氣は一年を通じて發生したが極めて散發的であつた。外國人患者數は一七件、其の內死亡は三件であつた。右の內二ケ年以內に種痘した者一四名、六ケ年以內の者一名、未種痘者二名であつた。

華人患者數五八件の內死亡は二一件で、幼少の頃種痘を受けた者一二名、二ケ年以內の者二名であつた。

麻疹——年度の初めには散發的であつたが二月中旬に至り流行の程度に達し、六月中旬まで續き其の後は再び散發的となつた。

外國人患者數二四五件の內死亡者は二〇件、華人患者數六八六件の內死亡は四三三件であつた。

猩紅熱——この病氣は一年を通じて發生したが極めて緩慢な狀態であつた。外國人患者數は僅か二九件で死亡者はなく、華人患者數六〇件の內死亡は六件であつた。

ヂフテリア——この病氣は一年を通じて發生し、外國人患者數一〇五件の內死亡は一件、華人患者數四七三件の內死亡は一〇五件であつた。

インフルエンザ——この病氣は九月の最初の二週間流行の程度に達したことを除けば、一年を通じて風土病の程度であつた。外國人患者數一八八件の內死亡三件、華人患者數一七三件の內死亡は一四六件であつた。

ペスト——人間にも鼠にも發生したかつた。

結核——通告を要する疾病中結核死亡が最高であつた。結核に依る本年度外國人死亡率は千人に對して一・三九六人で、一九四〇年度は一・五五一人、一九三九年度は一・二五二人であつた。

外國人患者數二四二件の內二一九件は肺結核で、死亡一二九件の內肺結核が一〇六件であつた。

華人患者數三、九九二件の內肺結核三、五九一件、死亡三、〇九六件の內肺結核が二、七〇七件であつた。

マラリア——外支人共に罹病件數は減少したが、死亡件數は增加を示した。一九四〇年度の外國人患者數一六八件の內死亡者なしの狀態に對して本年度は患者數一三八件の內死亡六件であつた。又一九四〇年度の華人患者數五〇〇件の內死亡二八件に對して本年度は患者數三九〇件の內死亡六五件であつた。

コレラ——コレラは本年度も流行の程度に達し、死亡は華人四八件、外國人一件であつた。この病氣は明らかに外部より持込まれたもので、最初の發生は紹興から到着後間もない十歲の華人女兒であつた。本件は工部局病理試驗室に於て細菌檢査の結果七月一日に眞性コレラであることが判明した。共同租界居住民の第一回發生屆出は膠州路一七一號弄二七三居住の三八歲の華人苦力で、同人は六月二十八日に華人傳染病院に收容されたが、本件も七月一日に眞性であることが判明した。

この病氣は七月中には散發的な狀態であつたが、八月二日前の一週間から流行狀態に入り、八月三十日前の一週間が最高であつた。これに依る患者數は一三八件、內五六件が共同租界居住民で全部共同租界內の病院に收容した。

通告された外國人患者六名の內五名が租界居住者で、二名は助かる見込のない者であつた。租界居住の華人患者三七〇名の內死亡者は四八名であつた。

他の機關に依つて通告され且つ確認された二件を除き、患者は全部工部局試驗室に於て決定された。

共同租界內に於て治療を受けたコレラ患者統計表

	屆出	決定	死亡
外國人			
共同租界	四	四	一
支那側領土	一	一	一
*不明	一	一	—
計	六	六	二
華人			
共同租界	三〇五	三〇五	四三
佛租界	九九	九九	一〇
周邊の支那側地區	三四四	三四四	四七
*不明	六五	六五	五
計	八一三	八一三	一〇五

(註)*印は住所不定の乞食の如き者で租界內居住者とし取扱つたものである。

工部局病理試驗室に於て決定したものは左の通りである。

最初の決定——華人　七月一日

最終の決定——華人　十一月九日

赤痢——赤痢は六月最初の週に流行狀態に入り、十二月中旬まで繼續した。アメーバ性赤痢はユダヤ人避難民間に最も多く、屆出件數五八四件の內四九〇件は眞性患者であつた。

外國人患者の屆出件數九七七件の內アメーバ性赤痢は五四八件で死亡一五件、細菌性赤痢は二四五件で死亡二八件、分類不能一四八件で

死亡九件であつた。

華人患者數一、〇六九件の內死亡は五七三件であつた。

回歸熱——十月を除き一年を通じて發生し、三月より七月の間が最も多かつた。外國人患者數は三一件で死亡なし、華人患者數五五一件の內死亡一〇三件であつた。

流行性腦膜炎——外國人患者數一二件の內死亡六件、華人患者數一四一件の內死亡六二件であつた。

炭疽病——租界居住の外華人には罹病又は死亡者は出なかつたが、租界外居住華人一名が死亡した。

恐水病——華人一名が手當を受けなかつた爲に死亡した。別に租界外居住の華人一二名が罹病し全部死亡した。

脚氣——通告された外人患者數六件は全部致命的であつた。華人患者數三九八件の內死亡二六七件であつた。

嗜眠性腦炎——外國人患者數二件の內一件は致命的であつた。華人患者數三件の內二件は致命的であつた。

癩病——印度人患者が一名、華人患者九名の內死亡者は四名であつた。

血吸蟲病——外國人の罹病者又は死亡者はなかつた。華人患者七名の內死亡者は一名であつた。

コレラ樣下痢——外國人患者五名で死亡はなかつた。華人患者數三七七件の內死亡五七件であつた。

四、病理試驗室

本報告書は、一九四〇年十二月一日より一九四一年十一月三十日までの中央並に上海公濟醫院試驗室の活動及び一九四〇年十月一日より一九四一年九月三十日までの恐水病豫防接種室の活動狀況に就て記載したものである。

本年度中に四九、七二三の檢査物並にカーン氏及びワッセルマン氏反應試驗の血清數四、四三九を受付け、その內試驗件數は七五、七五五であつた。

第一部　傳染病

(1)消化器系統

コレラ——コレラは本年で五年連續して流行した。最初の菌檢出は六月三十日に行はれ、これは稻葉型原型菌であつた。最終の菌檢出は十一月九日に行はれた。

九、〇六一件の檢便を行ひ、その內陽性であつたものは八三五件であつた。檢査物はアルカリ性寒天培養基に塗抹し、疑ある集落はO型中間型（彦島型）菌血清を使用して豫備凝集反應に依つて試驗した。流行期間を通じ隨時多數の菌について、特異血清に依る試驗を行つた結果何れも稻葉型原型菌であることが判明した。旅行者に對する檢疫規定に依り、消化器系疾患の罹病兆候なき人々からも多數の檢疫檢査物が提出された。

腸チフス群傳染病——ウイダール反應試驗の爲に提出された檢査物の血餅を培養する方法が繼續された。上海の如く各種の病菌が次から次へと豫防接種される土地では、この方法が最も手取り早い診斷方法であり且つ病菌の系統に關し最も信頼の出來る識別が得られ、從つてウイダール反應だけに據るよりは流行病原菌の鑑別に效果があるのである。試驗の結果は左の通りである。

チフス菌が壓倒的多數を占めてゐる點は注目に價ひするものである。

年度別	血液培養件數	陽性件數	陽性率	分離せる菌の種類 チフス菌	パラチフスA菌	パラチフスB菌	其他のサルモネラ屬
一九三七年	一二四二	一四〇	一一·二七%	一三六	四	—	—
一九三八年	四二八一	四一七	九·七四%	三八五	三	四	二五
一九三九年	三〇三〇	四一三	一三·六〇%	三六五	二五	五	八
一九四〇年	三二〇二	一八九	六·〇九%	一四六	三	二	一九
一九四一年	二〇四四	二〇六	一〇·〇八%	一八一	八	五	二
計	二三六九	一三六五	九·九六%	一二二三	五二	二六	七四

血液培養に據る陽性件數月次比較表

年／月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九三六—七	八	三	一	一	一	四	一四	七	七	一八	一六	六〇
一九三七—八	二三	一五	九	八	六	五四	七四	六七	六五	四六	三九	一一
一九三八—九	八	一〇	七	二	四	三九	七一	七五	七八	五一	四〇	二八
一九三九—四〇	二一	四	五	七	九	一五	二八	二三	一六	一八	一五	一八
一九四〇—四一	八	七	六	一四	三三	三〇	四八	四一	三八	三三	二一	
赤痢——一一、六七七件の檢便を行ひ、赤痢アメーバの陽性一五六件、フレキシー菌の陽性七一〇件、志賀菌の陽性二一四件であつた。檢便數も陽性率も昨年度に較べて格別變化してゐなかつたが、志賀菌罹病者が著しく增加し、一九三七年度に於る全罹病者の五·七%より一九·八%に增加してゐる。

(2)性病

黴毒——カーン氏及びワッセルマン氏反應試驗を受けた血清の數は左の通りである。

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
カ氏及ワ氏反應試驗を受けた血清の合計數	三三六一	三一二三	三一〇四	三五八四	二八七一	三八一六	四二六五
完全一致	八九·三五%	八八·〇八%	八八·三四%	八八·三四%	八五·〇二%	八七·七九%	九一·六八%
完全不一致	二·六一%	二·五九%	二·九〇%	一·八七%	二·四〇%	一·七三%	一·一〇%
一部不一致	八·一四%	九·三二%	八·七六%	九·七九%	一二·五八%	一〇·四八%	七·三二%

(3)其他

マラリアの檢査件數は昨年度と略同數で、四日熱のものは發見されなかつた。アノフェレス蚊幼蟲は四月より十月までの間に例年の通り發見された。

第二部　衛生試驗

(1)水質

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
上海水道會社水栓標本數	二二	二七	二六	二六	二二	二二	二八	二七	二二	二二	二二	二四	二四四
不合格數	—	—	—	—	—	—	一	二	四	三	二	—	三
上海水道會社消火栓水標本數	三	三	六	四	五	四	四	四	四	四	五	五	四九

| | | |

ムが檢出されたもの一件であつた。

シヤンナトリウムを含有する驅蟲劑に依る中毒死が發生し、毒藥販賣の更に嚴重なる取締を必要とする。

放火の疑ひあるものにつき檢査を行つた結果、黃燐の使用が最も多かつた。煙幕彈を檢査した結果、爆彈を倒した際に濃硫酸に接解する樣に火藥の混合劑が裝置されたものがあつた。

暴動鎭壓隊使用の催淚彈を製造した。

(二)阿片、モルヒネ等の麻藥

商標登錄に關し痲醉劑及び危險なる藥劑含有の有無を家傳藥の見本一一四件につき試驗した結果、これ等は全部痲醉劑を含んでゐなかつた。後日阿片癮者治療藥と銘打つた藥品のストックから採取された見本の中には少量のモルヒネ又はモルヒネの誘導體が含まれてゐることが發見された。これ等の違反者は夫々處罰を受けた。

警察部は痲藥含有の疑いある藥品の見本四〇件を提出し試驗を求めた。試驗した粉末三三件の內一三件はモルヒネ又はモルヒネの誘導體を他の藥劑と混合したものであつた。二〇件は痲醉劑を全然含有しないものであつた。代表的な痲醉劑粉末はモルヒネ、フェナセチン、カフェイン、ペロナール、コデイン及び少量のフェノルフタレエインの含有劑である。

或る黑褐色液體は砂糖液と阿片の混合物を含有することが發見された。藥劑五件について試驗した結果、三件は施藥量のモルヒネを含有してゐた。カコヂル酸ナトリウムのレツテルを附した注射液は痲醉劑を含有してゐなかつたが、鹽酸コデイン溶液を含有してゐた。

(ホ)有害瓦斯及火災の危險

有害瓦斯につき調査を行ひ、適當な匡正方法を指示した。化學藥品を製造する新設工場の瓦斯放出設備の樣式は工場建築許可前に檢査された。消防隊は火災の危險及び可燃性物品の貯藏方法に關し屢々本局と協議した。

(ヘ)食料品、酒類及其他の飲料水

バター、マーガリン、ラード、煉乳、粉ミルク、食油、ヂヤム、其他の罐詰食料品、酢、ソーセジ、穀物、着色糖菓、砂糖、パン類、味の素、調味料、コーヒー、味噌、酒精、麥酒の見本につき試驗した。

バター見本一六件の內純良のもの一三件、水分過多二件、マーガリン混合のもの一件であつた。鹽以外の防腐劑を混入したものはなかつた。

コーヒーの見本一件は大麥、コーヒー及びアラビアゴムの混合物を含んでゐた。

ヂヤム類の販賣に關しては規定されてゐない。上海製ヂヤムの大部分は食用には適してゐるが、外國製に比して一流品とは云へないものである。ジヤムは貯藏に耐る爲に果實を砂糖と水で煮詰めて製するもので、罐詰用果實ほど良い物は用られないのである。

煉乳見本八件について試驗した結果、二件は脂肪分不足であつた。多くの上海製粉ミルクは一部脫脂せる脫脂乳で製造するために製品の脂肪含有量は二六%以下である。因てこれ等の粉ミルクは純粉ミルクと稱することは出來ない。

罐詰ピース見本二二件について試驗の結果、綠色着色劑として全部銅劑が使用されてゐた。過量の銅劑を用ひた品については沒收、又は商品の破壞に依つて幾分好轉を示したが、一ポンドに對して結晶硫酸銅一ゲレンの規定使用量を超過した見本が可成り多數あつた。

可溶性錫の檢出につき罐詰食料品見本四六件を試驗した結果、一ポンドにつき二ゲレンの認可量を超過したもの六件であつた。多くの罐詰製造業者は未だに惡質の罐を用ひ、近代的製罐方法を採用する者は少いようである。

穀粉見本一一件は純良であつたが、馬鈴薯澱粉を混入したもの一件があつた。

辛子及び胡椒の見本はすべて純良であつた。

ウイスキー見本三件につき試驗した結果、カラメルで着色し、果實エッセンスで香味を加へた水とアルコールを混合したものが二件あつた。

本年度初頭に試驗した着色糖菓見本五六四件の內密陀僧(一酸化鉛)を含有するもの四件、群青を含有するもの一件であつた。これは近年に於る混ぜ物見本數の最低率であつて、有害着色物使用禁止の努力の結果に依る好轉を示すものである。

本年度の初に於て委託販賣のラード見本一一五件につき檢査した結果全部純良品であつた。共同租界內のラード製造工場は本局の監督下に置かれてゐるが、多くの工場は未だ幼稚な方法で製造されてゐるため稍々色が惡く又時々加熱した際に惡臭を放つものがある。

(ト)其　他

醫學上及び診斷上の目的で試驗された檢査物は左の通りである。

尿	一三二件
尿結石	二件
腦脊髓液	六六件
十二指腸液	一三件
血液(糖、尿素、尿酸、鹽化物、非蛋白窒素、フアンデンベルグ氏試驗、カルシウム等)	一四九件
耐糖試驗	一一件
糞便(潛出血、脂肪鑑別百分率決定等)	六七件
胃內容	四五件
人乳	二件

調劑室、備品課及び處分所に依頼された見本の試驗はアルコール、オリーヴ油、鹽化ナトリウム、桐油、フエナゾン、ガロール、殺菌劑骨粉、肝臟粉及びタンク粕であつた。

薄荷油三六件及び薄荷腦見本一八件につき試驗した。

一般化學分析は石炭見本四五件、煉炭見本一九件、錫見本一一七件、燃料油、合金、糖蜜、練齒磨、各種工業藥品及び醫療藥品であつた。醫療藥品を良い加減に調劑することが未だに行はれてゐる狀態である。依頼された炭酸蒼鉛、炭酸マグネシュウム及び酸化亞鉛は炭酸カルシュウムを混合したものであつた。賣物の最も甚しかつたものは加

里明礬が吐酒石の代りに、酒石酸が臭酸ヒヨスチンの代りに販賣されてゐたことである。

依頼された輸入棉花の見本が黄色く色褪せ、膠着狀態を呈してゐたので、これは化學的作用に依る被害と思はれてゐたが顯微鏡檢査の結果腐敗した纖維より生じた胞子及び菌の爲であることが判明した。麻袋についても同樣な被害が生じたが試驗に依り同一原因であることが判明した。

上海製エーテル見本四一件及びエチレン瓦斯見本一件につき試驗した。包裝及びレツテルの不完全なものにつき見本を取つたものはシヤンカリウム、鹽化水銀、驅蟲劑等であつた。違反者は夫々處罰された。

各種食料品の目方を檢査し、米を量る升目の檢定を行つた。目方の足りないパン類販賣件數は著しく減少した。違反者は處罰した他、多くの場合目方の足りない品物のストツクを沒收した。

六、工部局病院

外人隔離病院は四月二十二日大西路六三號に移轉し、病床設備二四を有する結核患者用病舍が新に設備された。

その他の病院では設備の變化はなかつた。

(イ)隔離病院

傳染病入院患者數は一九四〇年度に較べて減少し、その内チフテリア患者が著しく減少した一方天然痘及び腦脊髓膜炎患者の數が幾分增加を示した。外人隔離病院の入院患者合計は二三〇名、華人隔離病院入院患者の合計は二、〇六六名、昨年度は夫々二五五名及び二、六〇八名であつた。入院患者數の内チフテリア患者の數四五九名が最高で、その内一六三名が喉頭チフテリアであつた。この病氣に依る死亡者は一一八名全部が華人で、殆んど全部が手當の後れた小兒であつた。殘念ながら一般民衆は未だにこの病氣が油斷のならぬ病氣であることに無知で、病狀が惡化して初めて氣が附く程度である。教育のある人達でさへ子供が重態に陷らない前からチフテリアの手當をすることを厭がる傾向があるのである。喉頭チフテリアは益々舊式な手當法を好む向が多いが、これは患者が、病院ではすぐに切開手術を行ふと云ふ觀念に支配されてゐるためである。

流行性腦脊髓膜炎に對する治療法の比較研究は本年度も續行されその結果は左の通りである。

治療分類　B　M&Bのみ

C　抗腦脊髓膜炎球菌血清及びM&B

D　抗毒素及びM&B

この研究の開始以來腦脊髓球菌腦膜炎患者二〇三名に對し右三種の治療を施し、その結果は左の通りである。

分類B	患者八二名	死亡者二一名	死亡率二五・六%
分類C	患者六一名	死亡者一四名	死亡率二二・九%
分類D	患者六〇名	死亡者一四名	死亡率二三・三%
合計	患者二〇三名	死亡者四九名	死亡率二四・一%

腦脊髓膜球菌腦脊髓膜炎に依る死亡率は左の通りである。

一九三八年度	四六・二%	一九四〇年度	二八・七%
一九三九年度	三七・七%	一九四一年度	二四・一%

其他の傳染病患者については格別報告することはない。コレラ入院患者も極めて少く死亡率は僅一五%であつた。桿狀菌赤痢患者は少數であつたが、サルフアグアニヂン治療の結果は良好であつた。

(ロ)結核療養所

虹橋に於る結核療養所は開院されなかつた。公濟醫院に於る結核患者用設備は病床三二(男女共)で、大西路に於る工部局隔離病院の設備は男子患者用のみの病床二四である。本年度中の入院患者は男子一〇一名、女子三八名で死亡者は三三名であつた。

(ハ)警察病院及刑務所醫療事務

警察病院入院患者合計二、二四〇名の内印度人二九八名、其他は華人であつた。外來患者科で取扱つた患者數は二七、八一三名、戈登路より移轉された成都路の新設診療所で取扱つた患者の數は一五、五七六名であつた、本病院は工部局レントゲン科を合併して因人の保健監督、職員の健康診斷、新嘉坡路に於る捕虜收容所の保健監督及び種痘並に注射擔當職員の監督に當つてゐる。

工部局刑務所に於る本年度の新收監數は外國人部二七六人、華人部一〇、八四四人であつて、一日の平均收監者數は七、三〇八人であつた。刑務所病院に於る入院囚人の數は二、五九一人、攝生室收容患者數は三、八四〇人であつた。從來通り結核患者が非常に多く、その大部分が死亡する狀態である。保健擔當職員のその他の任務は毎週調理場及び作業場の檢査、新に收監した囚人の種痘、體重減退の徵候ある囚人の監視及び職員の健康診斷である。

輸血科が初めて設けられた。九月以來日々の給食量を改正し、朝食の米の量を半分に減じ同量の玉蜀黍又は高粱とした。これは經費の節約となるのみならずカロリー價も米と變らないのである。この結果は良好にして近き將來に米の大部分をこの代用食に替へる豫定である。

(二)其他の事業

刑務所及び警察病院の結核科及び性病科の双方で行はれた大手術件數は合計一七三件で、輸膽管手術、胃腸手術、胸部手術、銃創の手術及び其他數件であつた。小手術件數は七四二件であつた。脊髓痲醉を施した件數は二四五件。手術後の死亡件數七件の内三件は災害に依る傷害患者であつた。

精神病患者は引續きカントリー療養所に入院させてゐる。

本年度に於る結核患者は一、四一八名、性病患者は四三、三四五名で、昨年度は夫々一、七〇〇名及び四四、〇〇五名であつた。

巡廻看護婦及び結核巡廻診班は從來通り英國婦人協會に最も多く派遣され、又結核患者及び結核保菌容疑者の家庭及び英國婦人協會療養所にも派遣された。

中央洗濯所の機能は本年度を通じて良好であつた。

看護婦教習生の訓練課程は好成績であつた。

七、學校醫療班

學校醫療班の目的は單に病弱兒童に治療を施し、彼等をして教育の恩惠を享けるに適せしめる樣にするのみならず、進んで病氣を豫防し、兒童を體育して以て闊達明朗な市民を作るにある。

學校醫療班の活動は以下の標題に集約せられた通りである。

工部局學校——華人小學校に於て定期の身體驗査、廣汎な豫防醫學の計畫、或る程度の缺陷の矯正、輕い疾患の治療及應急手當等が行はれた。これ等の仕事を華人中等學校に對しても行ふべく既に充分準備されてはゐるが、必要な職員の任命に依り來春學期早々實際的な活動が遂行される樣要望されてゐる。

外人學校に於ける活動は、衞生及保健に關し學校當局と協力する程度に限られてゐる。

補助金交附華人學校——視學課は工部局の補助金交附學校表にある此種の華人私立學校に對して絶えず活動した。

特別工部局經費節約委員會に依り提案された通り移動醫療班の施設を、或る程度工部局補助金交附の華人學校にも擴張さるべき事が慫慂された。此の計畫は一九四二年中に實行される樣希望されてゐる。

工部局華人小學校

兒童の體格驗査——本年度中の兒童體格檢査數は次の如くである。

學校名	女子	男子	合計
克能海路一九九號小學校	五二	一一九	一七一
新閘路一四六一小學校			一三四
西摩路六六〇弄二一號小學校			二二八
新嘉坡路二九號小學校			三三六二
合計			三五六

どの場合にも缺陷（缺陷のある場合）を明瞭に示し、適當な治療方法の概略が書かれた書類を兩親に送つた。

これに關聯して、缺陷のある特別病弱兒童に對する醫療保護に關する計畫が市參事會に依り勸告され又承認されたので、來年度は實行されるであらう。

次表は本年度學校診療室に於て取扱つた患者數の明細を示すものである。

種別	患者數
傳染性疾患	一一二三
傳染性疾患（患者に接觸したもの）	二一五
傳染性疾患（疑似患者）	一五
眼疾	二四
皮膚病及傳染性皮膚病	一六二
咽喉疾患	二五〇
呼吸器疾患	一〇五四
事故に依る傷害	二八九
急性齒疾患	一三九
耳疾	二二
胃腸疾患及傳染性胃腸疾患	四六九
各種腺炎	一九
手術	一四
原因不明の發熱	九四一
其他	九二二
合計	五六五八

輕症患者——これ等の患者は工部局立華人小學校に於て毎日開診されてゐる學校診療室で治療を受け、眼疾、疥癬、小膿疱疹、手足疱疹（水虫）、化膿創、輕傷等のある者で放つて置けば何時までも手當を受けず遂には治療を受ける餘裕のない爲に學校を缺席するに至るような貧困兒童に對しては特に注意を拂つた。

トラホーム診療室——工部局華人小學校に於て常設のトラホーム診療室は、本年度を通じて診療を行つた。然し乍ら此等診療室は人員不足のため數に於ても度數に於ても制限を受けてゐる。

トラホーム患者の症狀の分類は次の通りである。

輕症	一二九一
それ程重くないもの	五四九
重症	二三八
合計	二〇七八

治療の進行狀態——本年度は八八名の兒童が一時治療を中止された。本年再驗査された二九二名の內で、二三三名は滿足すべき治療狀態であつたが、三三名は再發或は再び感染の徵候を示して居り、再度治療の必要を認められた。十二ヶ月間の監視を終へて再發の徵候なき二六名の兒童は治療を中止した。

如何なる場合にも、兒童は感染を避ける爲に自分個人のタオル、盥ハンカチーフ等を使用する樣嚴格に命令されてゐる。

特殊の場合に治癒を速めるに役立たしめる爲め家庭治療用½%硫酸亞鉛溶液を原價で供給する事が決定された。

學校身體檢査に依る要監視兒童の處置（學校保健作業）——學校の身體驗査で發見され、治療又は家庭での注意を要する種々の病氣に罹つてゐる兒童がこの部類に屬する。

一九四一年中に監視處置を受けた兒童數	一二三三
右兒童の疾患件數	二四八四
兩親に依り治療を施された疾患件數	一五九一
種々の理由に依り兩親が未だ治療を施さない疾患件數	五八七
兩親宛の注意書紛失に依り寫を送つたもの	二〇六

缺席兒童の家庭訪問（學校保健作業）——病氣に依り學校を休學した兒童がこの部類に屬する。

訪問を受けた兒童數	二七三八
傳染病（接觸患者及び疑似患者を含む）	三八一
眼疾	一五一
皮膚疾患	一二二
咽喉疾患	九六
呼吸器疾患	五三一
事故に依る傷害	六〇

胃腸疾患……二〇九
手術……三
原因不明の發熱……四三一
輕い疾患……二七八
其の他……四七六

家庭訪問制度は學校に於て傳染病を防ぐ重要なる要素となるべきである。

家庭に於ける罹病者を發見する事に依り、一定期間通學を禁止し、多數の學級に傳染病が蔓延するのを防止する事が出來る。不幸にして、地域的な困難のため、一部は監督を免れてゐるが、然しこの種の生徒數は明らかに減少してゐる樣である。

工部部局補助金交附の華人私立學校——此の種の學校は、本年中外人及び華人衞生監視官夫々一名より成る視學課に依り絕えず監督が行はれた。

工部局補助金交附表に依る學校は昨年度の一三九校に比し本年度は華人私立學校一三五校であつた。

本年度に一八の新しい學校が此の表に加へられ、種々の理由に依り一四校が除外された。

監視——次の如く三〇三七回に亘り監視官に依り視察された。

工部局補助金交附華人學校……二九二八回
新しく補助金交附の申請を行つた學校……一〇九回
合　計……三〇三七回

此等の監視の結果「校舍狹隘」又は「設備不完全」の通告件數は一一三件で、微細な點で種々の缺陷の改良を要求した工部局衞生課の通告四二四が各學校に送附された。

近年顯著な校舍狹隘の弊害は、本年は明らかに減少した。最近認められた時限の短縮に依り校舍狹隘、設備不完全は共に消滅するか、あつても極く僅かとなるであらう。

工部局補助金交附の全華人學校に於て同學期に登錄されたる兒童及生徒の總計は四六、二一三名である。

八、獸醫課

(イ)牛乳の供給

有鑑札牧場——有鑑札牧場から生產される鮮乳及びクリームは約二、三二四頭の乳牛（水牛三〇頭を含む）より搾られてゐる。これ等は二六箇所の牧場に屬して居り、その內A（T・T・）級牧場五、A級一二、B級九である。日々の平均牛乳生產量は三八、〇〇一ポンドで昨年度に較べて八・四九％の增產である。この生產量の內八五％はA級の牧場から生產されてゐる。

日々のクリームの平均生產量は三六九ポンドで一九四〇年度に於ては二八五ポンドであつた。

概說——本年も亦昨年と同樣牧畜業者に取つては困難な年であり、或る面では寧ろ昨年度よりも一層困難な問題があつた。殊に飼料不足の爲に價格は昂騰の一途を辿つた。日本人經營の牧場以外は外國から牛を輸入することが出來ず、牛の補充又は增加を必要とした牧場では已むを得ず上海近方から高い代價を拂つて牛を入手する以外に方法がなかつた。燃料費も昂騰を續け且つ使用人の賃銀も生計費の昂騰に伴つて一定期間毎に値上しなければならない狀態であつた。斯くして生產費の增加に依り牛乳の小賣價格も數回に亘つて値上げするの已むなきに至り、年度末に於る牛乳の價格は昨年度の一〇〇％乃至一七五％增しであつた。

飼料の或るものゝ不足及び其他の飼料の騰貴のために牧場の中には品質優良な牛乳を生產するに必要な營養分を牧牛に與へることの出來ないものさへも生じた。燃料費昂騰のために燃料の使用制限を必要とした結果殺菌を充分に行ふに足るだけの蒸氣の溫度が保たれてゐないことがあつた。

以前のパーク牧場の跡に設けられた牧場一件に對して鑑札を下附した。B級牧場一件は數回に及ぶ牧場規則違反に依り鑑札の取消處分を受け約一ケ月間營業を停止した。A級（T・T・）の牧場一件は多數の牛に結核菌反應があつた爲にT・T・の格式を剝奪されA級に下げられた。他の一件は再度の規定違反行爲に依りB級に下げられた。鑑札條項違反に依る處罰件數二四件の內A級七件、B級一七件で、罰金の總額は六六〇元及び四〇圓であつた。

見本の細菌學的檢査に依る不合格件數は、檢査見本の數が昨年よりも多かつたにもかゝわらず稍々少かつた。常規の化學的試驗の結果は成積不良であつた。これは主として非脂肪固形物の不足に依るものであつて、その原因は或る種の飼料の不足の爲に牧牛の飼育が不充分であつたことにあるようである。

水を混入した見本の數は昨年度の一〇件に較べて六件であつた。フオスフアターゼ試驗は低溫殺菌法に關する小さな缺陷を發見するに非常に役立つと同時に起訴手續上にも便宜を與へるものである。

結核菌檢出の爲の常規の牛乳試驗を行つた。生牛乳見本一五件につき試驗した結果七件が陽性で、八件の殺菌牛乳見本は全部陰性であつた。不良牛乳三二四ポンドを沒收した。

無鑑札牛乳の販賣——無鑑札牛乳の販賣に關しては絕えず注意を拂つて居り、非衞生な搾乳所からの供給を無くする爲に凡る努力が拂はれてゐる。この種の不法營業を行ふ華人は非常に少くなつたが、本年度中に於て處罰した件數は合計二二件で罰金の總額は三、二〇〇元であつた。

他方印度人の無鑑札牛乳販賣者が特に東部地區に於て未だに見受けられる狀態である。印度人に對して本年度中に英國裁判所に依つて課せられた罰金は非常に重く、中には罰金が重かつた爲に營業繼續不能に陷つた者もあつた。印度人の處罰件數は合計九件にして罰金の總額は二、七八五元であつた。

無鑑札牛乳見本二九件につき分析を行つた結果、一七件、即ち五八・六二％のものは二・二六％乃至四九・六二％の水が混入されて居り二件は脂肪分の不足、二件は非脂肪固形物の點で不合格、即ち、合計二一件、七一・四一％は不良のものであつた。見本二四件につき細菌

學的檢査の結果一八件、七五%のものが不良であつた。

有鑑札牧場明細表

牧場等級別	牧場數	本年度乳牛數	一日平均牛乳生産量（封度）	牛乳及グリーム見本常規試驗 化學試驗 合格	化學試驗 不合格	細菌學試驗 合格 R—P	細菌學試驗 不合格 R—P	處罰件數	通告件數
A級（T・T・）	五	四五〇	八、六四四	一一四	一三	二一七	一六	〇	二七
A級	三	一四四三	二二、六七	二二	九八	二六六	四	七	二一〇
B級	九	四三一	五、八四〇	二六四	二九	一七	三	六	一三四
一九四一年度合計	二六	二三二四	二七、〇〇一	七一〇	五六〇	五六三	四	一五二	三八一
一九四〇年度合計	二五	二六六八	二二、〇六二	六三〇	五三	五三	一三	一五三	二四九
一九三九年度合計	二三	二三五五	二二、三〇三	七七九	七六九	六一八	二	一六四	一九四

（註）R＝生のもの　P＝殺菌せるもの

牧牛に對する獸醫檢査——牛乳及び牧場規則に依り、有鑑札牧場の乳牛に對して行つた常規の臨床檢査數は一一、〇三〇件であつた。これに對して一九四〇年度の檢査數は九、〇五〇件であつた。

乳房結核の疑ひあつた牛の數一八頭の内三頭は病理試驗室に於ける決定に基き强制屠殺を命じた。八頭については目下生物學的檢査を續行中である。

結核菌檢査——本年度中に行はれた年二回の檢査の結果、結核菌に侵されてゐた牛群の數は七件、その内A級（T・T・）の牛群が五件でその牧牛の數は四五〇頭、全有鑑札牧場の牧牛總數の一九%であつた。牧牛群二件は、A級（T・T・）に昇格する運動中のものであつた。

檢査數は「健康」牛群の牧牛數を含み合計一、八五二件で、その内四・六九%が陽性反應のものであつた。

傳染性流産檢査——本病に關しては六ケ月の期間を置く隨意檢査が牧牛二二頭を有する「健康」牛群一件についてのみ檢査された結果一〇〇%陰性であつた。

其他牛の傳染病——本年度中には傳染性肋膜肺炎の發生はなかつた。

牛肺疫及口蹄病——この疾病は四年間繼續して發生を見なかつた。

炭疽病——この疾病は各牧場で散發的に發生し、之に依る牧牛の死亡數は二七頭で昨年度と同數であつた。

結核——結核の罹病狀態は從來と變りなく、本年度に於る牧牛の死亡數は一二頭、一九四〇年度には八頭、一九三九年には二五頭であつた。

（ロ）肉類の供給

屠殺場——牲畜の供給量は最近に於る變則狀態のために平常よりは遙かに少かつたので、屠殺數量も比較的少かつた。こうした數量の減少と法幣の暴落に依つて牲畜の價格は暴騰し、その結果羊の價格は六〇〇%、犢の價格は二、二五〇%の騰貴となつた。

一方に於て本年度中に屠殺された牛の數は、過去三年間に比較して多かつた。一九三七年七月以降は停止されてゐた羊及び山羊の屠殺は十一月一日より再び開始された。

奥地から上海へ輸入された精肉は主に水牛及び豚の肉であつたが、本年度に於てはこの數量は增加し合計八三三、五一一ポンドに達した。

屠殺場の大部分は七月三日附を以て株式會社上海牲畜市場に貸與された。この貸與部分は家畜小屋、屠殺室、冷凍室、精肉市場、冷藏所及び附屬事務室で、その他に凡ての牲畜に對する管理及び屠殺權が移讓された。然しながら本衛生局は依然として民衆の食用に供する牲畜及び肉類の檢査を行つてゐるのである。

本年度中に屠殺及び檢査を行つた牲畜の數は合計一〇七、六一七頭、その内牛二六、〇六一頭、犢二一一頭、水牛八、四二四頭、豚六九、二九三頭、羊三、〇〇七頭、山羊三八五頭、馬二三六頭で、その内特殊用途のもの牛八、八五四頭、犢三頭、水牛一頭、豚四、四四二頭であつた。

病畜——水牛二頭が炭疽病に罹つてゐた。水痘は豚に最も多い疾病で、豚の廢棄數は主にこの疾病に因るものであつた。その他の廢棄は「化膿創」及び「死亡又は瀕死」に依るもので、これは豚に最も多く、その原因は主として上海への輸送途上の種々の困難と輸入業者の取扱の不注意に因るものであつた。

精肉市場——半切、四切、骨拔、仕上及包裝された各種牲畜の數は昨年度の五八、三二〇頭に對して本年度は二三、三四一頭であつた。

冷凍肉の數量は一九四〇年度の三、五六二、〇三九ポンドに對して本年度は九〇八、六〇四ポンドであつた。

以上の數字は七月三日迄のもので、同日以降は本市場は株式會社上海牲畜市場の管理下に置かれた。

冷藏所——七月三日迄の間に冷凍又は冷藏された精肉の數量は昨年度の四、一〇二、一五七ポンドに對して一、九一二、六九六ポンドであつた。

本年度中に冷藏室第一、第二、第三、第四號の冷凍コイルを增設し

た爲に冷凍能率を著しく增進し、又電力の消費量を多量に節約することが出來た。

豚屠殺場——蘇州河以南に在る二ケ所の私設豚屠殺場での豚の屠殺及び檢査數は本年度九ケ月間に二四一、六六〇頭で、一日平均屠殺數は八六八頭であつた。豚の廢棄數は合計三九・五頭、總屠殺數の〇・〇一六%であつた。廢棄されたものは、「死亡又は瀕死」二四頭、「水痘」一〇頭であつた。

肉類供給明細表

	屠殺牲畜數												
	牛	犢	羊	豚	水牛	山羊	馬	屠殺合計	收入合計
工部局屠殺場	二六〇六一	三一	三〇〇七	六九二九三	八四二四	三八五	二三六	一〇七六一七	×一九四七三一六六元
私設豚屠殺場	—	—	—	*二四一六六〇	—	—	—	二四一六六〇	△七三六九四七〇元
工部局豚屠殺場	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	二六〇六一	三一	三〇〇七	三一〇九三三	八四二四	三八五	二三六	三四九二七七	二六八四三六三六元
一九四〇年度	三一七五五	一三六	—	四一七八〇三	一七九八七	八	八四	四五八八六三	一六七八六七三九元
一九三九年度	二三二九五	九六六	—	四四一九〇五	二三二五	一	一三六	四七〇四九八	一〇九九三七五三元

（註）× 屠殺、檢査、牲畜小屋及精肉市場に對する整理積立金（七月三日迄）並に檢査料に依る收入

△ 檢査料收入、* 一九四一年九月六日迄の豚の屠殺數

九、市場及パン類製造業

工部局公設市場一七の內本年度末に於て營業中のものは一四であつた。現在東虹口市場は他の團體に貸與され、齊々哈路及び楊樹浦市場は賣却された。以前に私設市場であつた西摩路市場を九月に工部局で借受けた。この市場は多數の外國人を顧客とするもので、借受後數ケ所の改造を行つてからは運營狀態は極めて良好である。西部地域の三ケ所にある私設市場は人口の密集地帶に對して供給を行つてゐるもので顧客の數も相當多數である。一般に困難な時期にもかゝわらず、工部局經營及び私設市場の何れも可成りの成績を上げ、商品の品質數量共に可成り滿足すべき程度を保つことが出來た。市場商品其他の食料品の價格は月々昂騰の一途を辿つた。

各市場は局員に依つて毎日檢査され、又屢々早朝檢査を行つた結果市場間の諸條件は好成績に維持された。牛肉、獸肉、家禽及び魚部については特別の注意を拂ひ、檢印なき肉類、不正確な秤、雌雉の販賣及び家禽に對する殘酷な扱ひ等が主なる違反行爲であつて、これ等違反者に對する多數の召喚狀の送達を必要とした。夏期には夜遲く檢査を行つた。これは主として主要な娛樂場所に對する檢査で、無鑑札業者の製造したアイスクリーム、氷菓子等の販賣を防止する目的で行はれたのである。細菌學的試驗の爲にこうした場所から多くの清涼飲料水見本が取られた。

ホテル、レストラント及び一等、二等級の華人飲食店は凡べて定期檢査が行はれた。調理場の蠅除裝置の取替へ、食器室並に生物調理室及び夏期に於る生物料理の禁止に關する取締規則は從來通り實施され好結果を納めた。又多數の北京風料理屋は著しい改善振りを見せた。

綠化劑として銅を使用したグリーン・ピーズ罐詰の販賣に關しては特に注意を拂つた。

パン類及び菓子類製造業者に對しては絕えず監督を行つた。目方檢査のために多數の見本を配達途上に於て取つたが目方の足りない品物を配達する違反者が極めて少かつたことは滿足すべきものである。

一般日用品小賣價格

一九四一年度平均價格と一九四〇年度及び一九三一年度平均價格との比較表

品目	單位	一九四一年	一九四〇年	一九三一年	十年間の比較 金額	十年間の比較 指數
牛肉	一ポンド	元 三〇三	元 一三八	元 〇三一	＋二七三	＋八七七四二
羊肉（腿）	同	二八〇	一七五	〇三一	＋二四九	＋八〇三二三
豚肉（チョップ）同		三〇三	一四八	〇四一	＋二六三	＋六三九〇三
鰕	同	一五三	〇六六	〇二四	＋一三九	＋五三七五〇
鹽魚	同	二四四	一二	〇二八	＋二〇六	＋五四二一二
鯖	同	二五六	一四一	〇六八	＋一八八	＋二七六四七
雉	一羽	四七〇	二四四	一二四	＋三五六	＋三二三二八
野鴨	同	三九二	二四七	〇六六	＋三二六	＋四九三九四
鶏	同	一三二	〇七八	〇三二	＋一〇〇	＋三二二五〇
鵝	同	〇八八	〇四四	〇一九	＋〇六九	＋三六三一六
兎	一匹	三七七	一一三	〇四九	＋三二八	＋六六九三八
卵	一打	二七九	一三六	〇三九	＋二四〇	＋六一五三八
鶏肉	一ポンド	二五四	一二八	〇四一	＋二一四	＋五二一九五
鴨	一羽	六九二	三二〇	一三七	＋五五五	＋四〇五一一
林檎	一ポンド	〇九〇	〇三五	〇二七	＋〇六三	＋二三三三三
バナナ	同	〇七一	〇三〇	〇二二	＋〇五九	＋四九一六六
柑橘	同	〇九三	〇三二	〇二三	＋〇七〇	＋三〇四三五
ザボン	一個	一九二	〇六〇	〇二九	＋一九三	＋五六二〇七
桃	一ポンド	〇七〇	〇四四	〇二八	＋〇四二	＋一五〇〇〇

馬鈴薯	一ピクル	三六・三三	一四・三七	三・一九	＋三三・一三	＋一〇三八・五五
玉蜀	一ポンド	〇・三〇	〇・一八	〇・〇九	＋〇・二一	＋二三・三三
隱元豆	同	〇・八八	〇・五三	〇・一六	＋〇・七二	＋四五〇・〇〇
青豌豆	同	〇・七一	〇・五六	〇・一四	＋〇・五七	＋四〇七・一四
トマト	同	一・二七	〇・六一	〇・一八	＋〇・九九	＋五五〇・〇〇
キャベッ	一個	〇・三〇	〇・二〇	〇・一一	＋〇・一九	＋一七・一三
パン(白)	一ポンド	一・〇二	〇・四八	〇・二〇	＋〇・八二	＋四一〇・〇〇
小麥粉(米)	五〇ポンド	三三・三五	二〇・六二	六・六五	＋二六・七〇	＋四〇一・五〇
小麥粉(支)	同	三〇・七六	一三・六九	三・〇五	＋二七・七一	＋九八・八三
米(輸入)	二〇〇ポンド	一三五・六八	六三・八〇	一四・二七	＋一二・四一	＋八五〇・八〇
石炭(家庭用最高品)	一噸	四三・七九二	二二・三〇	三三・〇〇	＋四一四・九二	＋一八〇四・〇〇
石炭(ストーブ用)	同	四〇・九五七	一九・七二四	三四・〇〇	＋四〇五・五七	＋一二九・二八五
大麥	一一四ポンド	四〇・四一	二三・四〇	五・六三	＋三四・七八	＋六一七・七六
糠	同	二六・〇五	一四・四九	三・五二	＋三・三三	＋六四〇・〇五
爲替(買)		一元＝三片½	一元＝三片⅚	一兩＝一志四片¼		

十、防　疫

種痘――一九四一年度の種痘期間(自一九四〇年十月至四一年九月)に種痘を受けた者は五九八、三一六名で、一九四〇年度の種痘期に種痘を受けた者六八四、七九六名に比較して八六、四八〇名の減少であつた。これは本年度中に於る天然痘罹病件數が比較的少かつたことが一部の說明になるようである。

幼兒及び初痘の種痘者數は六三、〇九三名、子供三六三、七四八名大人二七一、四七五名で、右は收容中の華人難民の種痘者一八、〇五九名を含むものである。

其他の種痘者で右合計に含まれてゐないものは工部局刑務所の一一、〇六五名である。

「花朝」(支那人間に種痘にききめのある日と信ぜられてゐる陰曆二月十五日)に種痘を受けた者は四一、二〇六名で昨年度に較べて四、六四七名の增加であり共同租界に於るこれまでの記錄である。

前年度通り自動車防疫班は全期間を通じて工場、大商社、學校、難民收容所及び無斷居住者の小屋の集合地で種痘を行つた。

コレラ豫防注射――自一九四〇年十二月至四一年十一月の期間中にコレラの豫防注射を受けた者は四八六、六七八名で、昨年度より三九、八四四名の減少である。これはコレラが流行の域に達したが別に重大性を帶びるまでには至らなかつたことに依るものと思はれる。

證明書の發給數は旅行用一〇三、四六五件、當地用六〇、四二〇件であつた。右數字は衞生局の各出張所發給の當地用證明書の數を含んでゐない。

難民收容所の收容者の殆んど全部及び無斷居住者多數に對しても注射を行つた。

淺井戸の水は毎週常規の處置としてクロール消毒を行つた。

コレラ豫防として共同租界又は越界路の貧民に對する無料の水が今年度も上海水道會社から寄贈された。

蠅の驅除――本年度は一九四〇年度に較べて稍々多數の蠅の驅除に携はる職員が使用された

永續きの雨期と洪水が蠅の襲來との戰を大きくし、間もなく著しい蠅の發生を見るに至つた。

一般市民からの苦情は比較的少かつたが、大部分は塵埃處理場附近の居住者からであつた。こうした苦情は塵埃の處理が完了すると共になくなつた。

滬西特別地區の放任狀態にあつた塵芥捨場が甚しい苦情の原因となつてゐたが、工務局がこの處理に當るようになつてからは問題が起らなくなつた。

本局の用いた蠅の驅除方法は(一)成蟲の蠅、蛹及び卵の撲滅、(二)繁殖場所の取除き又は處置、(三)成蟲蠅の毒殺、(四)捕蠅器の使用であつた。

骨削場、豚毛乾燥場及び繭屑乾燥場は最も良い蠅の繁殖所である。糞溜等も亦主な繁殖場所であるからして、こうした繁殖場所に對しては定期的に藥劑を撒布し、又塵埃は出來るだけ地下に埋めた。

卵及蛹の捕獲器は設立つたが夏の末にかけて盜難の爲に餘り設立たなくなつた。弗硅酸鹽の毒藥を入れた罐を各所に配置したがこれも多くは盜まれてしまつた。

多くの食料品店主は切身又は料理された食料品に覆をしなかつた爲に處罰されたが、鑑札を有する商店では殆んど本局の要求を守つた。

(イ)マラリア防疫班

本班の活動は、資材の騰貴及び使用人賃銀の昂騰にもかゝわらず前年度と同樣に廣範圍に亘り充分に行はれた。前期末に於て特定の資材及び器具其他の部分品の買入について見通しが良かつた爲に今年度の支出を著しく節約することが出來た。高價な除蟲菊の粉末劑の代りに、同樣の化學的効力をもち、しかも餘り値段の高くない他の藥品を用ることに依つて經費を節約した。マラリヤ蚊の繁殖場所の根絕、又は藥品を撒布すると同時にデング熱流行地帶の蚊の繁殖場所又は繁殖の可能性ある場所の排除に努めた結果デング熱は昨年程多くはなかつた。上海週邊の村落ではマラリアが猖獗し、しかも惡性のものが近方に可成り流行してゐるにもかゝわらず、現在この病氣の危險性が共同租界の衞生問題に重大な要素となるまでに至つてゐないことは滿足すべき狀態である。

埋立及排水工事――埋立、土盛及び排水工事に多大の關心を持つて居り、本年度中にも可成り有益なる工事が完成された。工務局は住宅の塵埃に依る池の埋立や低地及び濕地の土盛を行ひ多大の協力を與へた。住宅の塵埃を使用することは惡臭を放つことや蠅の繁殖場となることに鑑み適當でないことも考へられるし、又埋立や土盛が却つて附近の住宅地の排水狀態を惡くし、出水を誘發するおそれはあつたが、適當な排水工事に依つて溜水をなくし又は少くすることが出來た。昨年度の報告書に於て詳細に記載されてゐる通り、共同租界內の溜水を完全になくすることは種々の困難が伴ふものであつて、殊にこの三年來租界の內外にあるクリークの沈泥のためにこの困難は益々加重されてゐる狀態である。

マラリア病の調査――マラリア患者調査班及び成蚊撲滅班の調査に據れば、マラリア患者の數は五二九件であつた。これは昨年度の調査數より三〇%の減少である。

食蚊魚――食蚊魚の米洲小鰕魚は蚊の幼蟲驅逐に重要な役割を演じて居り、共同租界及び越界路地區の裝飾用の池一四八件で使用された。この魚の效果は池の中に繁茂する水草や池の廻りの草を定期的に取り除くことに大いに依存してゐる。出水に依る流失、新設の個人の池、クリーク反び租界週邊の空地等にある池で色々な理由で幼蟲驅除劑が使用出來ないものに對してこの魚を本局の養魚場から補給した數は約五三、〇〇〇匹である。蚊の幼蟲驅除にこの魚が效果のあることをラヂオや新聞で盛んに廣告した結果需要者が非常に增加した。魚は千匹五十元で、配達の要求ある場合には一哩につき一元を餘分に請求することゝした。

幼蟲驅除劑、殺蟲劑及噴霧器――本季節中に於て一般的に使用された蚊の幼蟲驅除劑は二等品の石油、重油、除蟲菊の精劑、パラディクロールベンヂン、石鹸及び水の乳劑であつた。本季節中に使用された濃厚驅蟲劑は一〇、五〇〇ガロンで、四月、十月及び十一月には十五分の一に稀められ、夏期には十分の一に稀められた爲に實際撒布された量は一一二、八〇〇ガロンであつた。噴霧器の中大きな池、沼地及びクリークの驅蟲に使用されたものは高壓自動ポンプで、これはトラックで運搬され、手押ポンプは自轉運搬車で、小型自動ポンプは大型自轉運搬車で運ばれた。その他に背囊型噴霧器及足踏ポンプが使用された。成蚊其他の蟲類に對する殺蟲劑としては除蟲菊の精劑、パラディコロールベンヂン又は一等品の石油に溶解した樟腦油の混合劑が使用された。その他數種の殺蟲方法が實際に即應して夫々試驗された。蟲の驅除方法としてはデヴイルビス自動ポンプ、電氣霧吹器及び手押ポンプが使用された。ポンプの豫備及び部分品が本班の修理工場に適當に備へてあつたために破損又は部分品の紛失の爲に仕事が後れるようなことは最少限度に喰ひ止めることが出來た。

(ロ)他に迷惑を及ぼす事項及營業

鼠の襲來、住宅の煤煙、屍體の遺棄、場所を辨へぬ大小便、糞便を排水溝に捨てること、梗塞した排水溝及びその他のものにして一時的に他人に迷惑を及ぼす事項は夫々即座に措置された。多數の住宅用家屋が小規模の工場に作り替へられた爲に、各種の作業工程より生ずる塵、騷音及び煤煙が他人に迷惑を及ぼすものがあつた。

これ等に對しては夫々の處置が講じられたがその他の家屋で他人に迷惑を及したものは紡織工場、綿屑工場、繭屑乾燥場、豚毛及び骨の乾燥場、亞鉛鑛及染色工場、製煉工場、製藥工場、鍍銀及び錬磨工場、製茶所、製材所、羽毛工場、煉炭工場、製革工場、ぼろ及び麻袋工場であつた。多くの新設工場では豫め斯る妨害を豫想した迷惑防止設備が設けられてゐた。

海格路方面では未だにクリークの不潔が問題になつてゐる。同方面に於ては糞便汲取及び塵埃の掃除が不完全なために、これ等を無分別にクリークに捨ることゝ、多くの染色、製藥及び製革工場の排泄物がクリークに流されてゐること等の爲に水が引いた場合には甚しい不快を與へてゐるのである。

鐵道附近にある五ケ所のコークス製造工場の煤煙は甚しく附近に迷惑を及ぼしてゐる。

(ハ)ペストの豫防

本年度中に捕捉した鼠の數は、一九四〇年度の四三、三〇八匹に對して四三、七二八匹であつた。死鼠一〇、九一四匹については試驗室で檢査した。

本年度は上海に於て人間又は鼠にペストの感染を見なかつたが、浙江省ではこの病氣が發生したとの通告に接したので、川やクリーク沿岸の鼠又は特に倉庫の鼠の撲滅に特別の注意を拂つた。

鼠の侵入に對して一般市民から協力及び指導を求められた數は可成り多數に昇つた。

一般防疫事務表

	一九四一年	一九四〇年
コレラ豫防注射	四八六、六七八	五二六、五二二
種痘	五九八、三一六	六八四、九七六
初痘職痘内容採取數(管數)	――	三
外國人傳染病調査	一、七五二	一、六五一
華人傳染病調査	六、六六〇	五、八九一
華人出生登錄	一二、九七五	一三、八八〇
華人死亡調査	一四、六三六	一一、六八五
傳染病發生後の消毒	七、一六二	六、四〇七
常規の消毒(警察署、下宿屋等)	三一四	五三八
消毒所に於る物品の消毒	二〇、二九六	三〇、九八六
家屋の清掃及石灰洗滌	六、八九一	六、二二七
遺棄屍體の處理及埋葬	一二、二三〇	九、九七七
煤煙の被害調査	五五	五二
迷惑を及ぼす營業調査	一八四	三〇八
乞食舟の移轉	――	――
無斷居住者の小屋の移轉	一、〇〇〇	一一
市民の苦情申入及調査	九八〇	一、一一七
非衛生狀態の通告	五九、七〇四	四八、七〇八
通告及警告	四、五九八	四、三六一
鑑札家屋及其他の家屋の檢査	一〇七、五九五	一〇四、三〇二
鑑札下附の申請	五、二〇一	四、九一八
處罰(行商人二二六件を含む)	一、九六四	一、八四四
試驗用見本(アイスクリームを除く)	三、五六二	三、六五九
試驗用アイスクリーム見本	四六七	五四一
不合格アイスクリーム見本	一五七	一四〇
腐敗食物の廢棄(ポンド)	六一、五四五	一〇〇、四〇五
驅蝨消毒を行つた井戸	三四、六四二	三二、〇五八
非衛生井戸の使用禁止	三六	一七
清潔な水の供給	――	――
棺に對する許可證の發給	六七	八二

ペスト豫防——捕鼠數　四三、七一八　四三、三〇三

ペスト豫防——試驗所に送られた死鼠一〇、九一四　四、七〇一

種痘數一覽表

	大人	子供	合計
學生	一七、六九一	七一、七六六	八九、四五七
工場勞働者	五七、二九九	五、五八七	六二、八八六
衛生局出張所	一五〇、一〇二	一七、五三一	三六、四三三
人力車鑑札所	九、一五九	—	—
通行人	一五、〇八八	六三、〇六四	七八、一五二
難民收容所	八、八〇二	九、二五七	一八、〇五九
其他の機關	一三、三三四	八三六	一四、一七〇
總計	二七、一四七五	三三、六八四一	五九、八三一六

右の他刑務所病院に於る種痘の件數は一一、〇六五件であつた。

コレラ豫防注射數一覽表

	大人	子供	合計
學校	一九、五八一	五九、七六〇	七九、三四一
工場勞働者	八、三二九五	五、〇八五	八八、三八〇
衛生局出張所	一七、〇〇二	二五、六四九	一九七、六七〇
人力車鑑札所	—	—	—
通行人	三八、六一四	三九、四三四	七八、〇四八
難民收容所	七、二四〇	三、九四三	一二、一八三
其他の機關	三〇、七七七	一、二九五	三二、〇七二
總計	三五、一五一三	一三五、二六五	四八六、六七八

(二)華人難民收容所

收容難民の數は一月には一五、九八二名、十一月には一一、九三九名、右の期間に四、〇四三名減少した。一九四〇年度には一七、四〇六名であつた。

收容所の數は本年度中に一五から一二に減少された。

現在上海に於る物價高の爲、難民は收容所から出ることを厭ふ結果最初豫期した程の人數の減少がなかつた。

二大收容所は夫々四、一二三名及び四、九五二名の難民を收容して居り、前者は北部地區に在り、後者は西部越界路地區に在る。最小の收容所では僅かに一〇一名を收容してゐる程度である。

傳染病——傳染病罹病者は前年度に較べて少かつた。本年度を通じて發疹チフス患者の發生はなかつた。これはすばらしい現象で、一九四〇年度の如きは流行の域に達し合計三九六名の患者を出した程であつた。天然痘患者は一名、コレラ患者は二名であつた。結核患者が本年度も一番多かつたが、これは已むを得ざる事情で人が多過ぎることにも原因するものと思はれる。腸チフス及び赤痢患者は相當多數であつた。

衛生狀態——大多數の收容所の一般衛生及び清掃狀態は滿足すべきものである。人の多過る狀態は依然として多かつた。低地に在る收容所の或るものは雨期には水浸になつたが保健及び建物の何れにも格別の被害はなかつた。

(ホ)ユダヤ人難民——東部

收容難民の數は昨年度の二、一一五名に對して二、〇九三名で收容所は以前と同樣五でつあた。

收容所に對して定期檢査が行はれた。消毒劑及びワクチンは本局から供給したが、種痘及び注射は收容所の醫務員に依つて行はれた。

各收容所の衛生狀態は本年度を通じて滿足に維持された。

病院設備——入院を必要とする患者に對しては適當な病院設備が常に用意されてゐた。滬山路收容所を除く凡べての收容所は臨床設備を有し收容所內又は外部の患者に對しても醫療手當を施してゐる。

傳染病——罹病者は合計三九九名であつた。その主なる病死は赤痢一七八名、インフルエンザ八四名、痲疹五四名で、赤痢患者が他に比較して最も多かつた。赤痢は難民收容所に最も共通した病氣のように思はれる。發疹チフス患者は一四名であつたが、精密なる調査の結果收容所內には虱が發見されなかつたのでこの病氣は外部から持込まれたものと思はれる。

(ヘ)遺棄屍體及所有者不明の棺の處理、納棺所等

遺棄屍體及び所有者不明の棺の取片付及び處理は上海普善山莊との緊密なる協力のもとに行はれた。遺棄屍體の發見について、電話等の通告に依る市民の協力が多くなつた爲に取片付及び處理を一層敏速に行ふことが出來た。

遺棄屍體及び薄弱な棺の火葬は羅別根路の火葬場で行はれた。新しい火葬台が作られた爲に燃料を節約することが出來た。

本年度中の火葬屍體の數は二五、三二三件で、昨年度に較べて五、〇三一の增加であつた。

虹橋路近くの埋葬地は使用を停止したので、住宅地より數哩離れた西方の地域を新に使用することゝなつた、本年度中に埋葬した數は堅固な棺のもの九、六八七件であつた。

現在火葬場一五箇所、納棺所二五箇所、公會納棺所一一箇所、合計五一箇所に對して嚴重なる監督を行つてゐる。本年度末に於てこれ等の納棺所に保管されてゐる棺の數は五〇、〇四一箇にして、本局は所定の衛生規則の遵守狀況につき定期檢査を行つてゐる。凡べての納棺所は本局に對して死亡者を報告する義務を課せられて居り、各衛生局出張所で處理した報告件數は三三、三九七件であつた。

民船で奥地に輸送された棺の數は一二、〇三七箇で、昨年度に較べて僅かの減少であつた、これ等の棺は全部檳榔路の納棺所を通じて査照された。其他の方法で上海から輸送された棺の數は閘北向け一、九二六箇、南市向け一、八五七箇及び汽船で外港へ輸送されたものは一〇九箇であつた。奥地向け棺の輸送許可證は日本海軍陸戰隊の好意に依り發給された。

	一九四一年	一九四〇年	一九三九年
衛生局に依る火葬件數の合計	二五、三二三	二〇、二九三	三七、三二六
民船に據る奥地輸送棺の合計	一二、〇三七	一三、七八	一〇、三三〇
本局監督下の納棺所に保管された棺の增加數	九、一四四	二、六〇三	一、六一二
上海普善山莊に依る火葬棺の合計	九、六八七	九、二四四	九、〇九九

十一、鑑札に關する明細

昨年度より持越された鑑札申請書の數	三六三
鑑札申請書の受理數	五、二〇一
小　計	五、五六四
鑑札申請書の認可數	二、五五五
鑑札申請書不許可數	二、四二九
本年度末に於て審査未了の鑑札申請書の數	五八〇
小　計	五、五六四
鑑札申請書取扱數の合計	四、九八四

十二、墓地—統計

墓地	開設年度	閉鎖年度	埋葬總數	埋葬數	一九四一年度		
浦東	一八五九	一九〇四	一、七三	閉鎖			
山東路	一八四一	一八七一	四六九	閉鎖			
八仙橋	一八六九		三、九七六	六〇	空地 指定地 一等 二等	四〇一	四二
靜安寺路	一八九八		五、六〇三及び火葬一四七九	九七及び火葬三五	空地 非指定地 一等 二等	五九七	一七一
虹橋路	一九二六		三、四二九	三八六	空地 非指定地 一等 二等	四三二	三二五

貧民の部

第六款　工　務

本年度の最も重要な特筆すべき事項は、洪水による諸障碍の大部分を取除く計畫にもとづいた工事が秋から開始されたことである。

洪水は工部局の力を以てしては如何とも出來なかつた諸原因のために近年益々厄介なものとなり來つてゐるものであるが、何らかの防止策を講じる必要が、六十八年前に降雨量記錄がとられ始めて以來の最高記錄である本年度の六五吋といふ異常な大降雨によつて、特に强調された。道路上の出水は、三日間に八吋二分の一といふ大降雨によつて滬西地區の道路が七日間に亘つて洪水に浸された以外にはいづれも短期間のものではあつたが、四月だけを例外として、毎月少くとも一回はあつた。

滬西地區の洪水防止は、何らか廣汎な計畫を樹てたのではその完成に數年を要するところの多額の經費のかゝる困難な工事となるものと思はれるので、この地區についての計畫は愚園路に据付けた排水ポンプの餘剩能力を使つて愚園路から洪水を追出すこと及び地豐路、開納路、惇信路の各所に地盛りすることに限定されてゐる。この工事は本年度末には殆んど完成に近づいてゐた。

高潮と大降雨との雙方によつて洪水にあふ中央區及び北部地區に於いては、潮水が地區内に浸入するのを防止するために、すべての排水渠に防水瓣を取付け、また潮が高くなつてゐる間にも排水量を維持するためにポンプを裝置してゐる。

一、道　路

本局がこの二三年來試みてゐるところの、老朽道路から取剝がした再生材料を道路建設及び修理のために使用する方法が尙ほ引續き行はれて居り、本年度道路工事のために要したアスファルト材料の量は平常年であつた一九三六年の所要量の僅かに一〇%にまで引下げられた。

總延長七、六〇〇呎の碎石道路がタール鋪裝碎石道路に改造された。すなはち、左の如くである。

凱旋路——別禮南路と安和寺路・愛文義路との間、全長四、八〇〇呎
安和寺路・愛文義路——凱旋路以東全長九〇〇呎
法蘭斯路——大西路以南、全長一、二〇〇呎
哥倫比亞路——陸家宅以南、全長七〇〇呎

總計一九六、〇〇〇平方呎に達するコンクリート道路面が左の箇所に敷かれた。

北京路——四川路以西と河南路以東並びに浙江路以東
虞洽卿路——跑馬廳路以南、福州路の交叉地點、南京路以北、白克路以北
九江路——英華街と浙江路との間
愛多亞路——虞洽卿路以東

康腦脫路——延平路以東及以西
跑馬廳路——馬霍路以西及び威海衛路との交叉地點
威海衛路——重慶路以東
愛文義路——卡德路以東、戈登路以東及び以西、西摩路以東及び小沙渡路以西
大西路——惇信路以東、安定盤路以東、地豐路以東
愚園路——安定磐路以東及び以西、地豐路以西
戈登路——楠榔路以南
福煦路——威海衛路以西
新閘路——小沙渡路と西摩路間及び卡德路と成都路間
惇信路、地豐路及びキンニア路の各所が土を盛上げて改修された。
地藉一一九號の地點で四川路が擴げられた。

二、橋　梁

本局の管理する橋梁數は四九で、内譯は左の如くである。

鐵　橋	七
コンクリート橋	二一
木　橋	二一

福建路橋及び山西路橋の橋杭と橋板とに修理が加へられた。江蘇路の歩行橋は修理しても使用に耐へぬものとなつたので十月に通行を禁止した。

三、堤　岸

小沙渡路以東の西蘇州路の蘇州河沿ひの木造堤岸及び斐倫路——武昌路間の北揚子路の黄浦江沿の木造堤岸に修理が加へられた。

四、汚水渠及び排水渠

全長一六〇呎に及ぶ汚水本管が本年度に敷設され、また、全長二一一呎の汚水連絡管が敷設された。
本年度の連結管總數は七一で、二、〇二六の便所に連結してゐる。
本年度末に於ける現存連結管總數は二、三六四に達し、四九、五三八の便所に連絡してゐる。
全長三一〇呎に及ぶ六吋乃至二呎の路面排水渠及び暗渠が本年度に敷設された。加之、全長三三〇呎の家屋接續管が敷設された。

五、建　物

左の廳舍建築工事が本年度に完成された。

本廳々舍——構内建物の一階增築
吳淞路消防分署——車二輛收容のための擴張工事
成都路警察署——武器庫として使用するための物置の擴張
戈登路警察署——中央棟を華人宿舍への模樣替へ及び酒保の新築
普陀路警察署——各棟全部に水洗便所を造つた
訓練所——教室設備
隔離病院——大西路六三號の建物を隔離病院に改造した
警察病院——成都路警察署に病室の設備
八仙橋墓地——南西の境壁を取毀して新境界に再築した。
屍體假置場——西部地區の地籍五九六九號の土地に新たに屍體假置場と檢屍室とを新築した。
共同便所——共同便所を二箇所に設置した。
收稅局——靜安寺路警察署構内の北西隅に收稅局出張所をつくつた。
圖書館——圖書館を北京路二番地から福州路市場の最上階に移した。
滬西公立學校——雨天體操場を構内の北西隅に移し、自轉車置場を造築した。
トーマス・ハンブリー公立女學校——假校舍の模樣替へ及び地豐路への學校移轉。
格致工藝學校——蓬路及荊州路公立學校——校舍の修理と大西路六五號への學校移轉。
新嘉坡路公立學校——校舍を二棟增築して學校を擴張した。

六、街　燈

街燈總數は左の如くである。

六〇燭光		一、七八九
一〇〇〃		二、一二七
二五〇〃		二、四二七
四〇〇〃	五	
六〇〇〃	九	
八〇〇〃		
一、〇〇〇〃	七	
計		六、三六四

七、公園及び廣場

ゼスフィールド公園——公園の西部が擴張され、小地域が苗園のためにとつてある。兵營の現存建物の一つが保存されて休憩所に改造された。
園内の地取りについての多くの改良が本年後半に完成した。從つて一九四二年には今までよりももつと見事な廣々とした花觀が見られる筈である。
本年度の入場者數は一、五〇五、七三二名で、一九四〇年度に比し一四三、〇六四名の減少であつた。
膠州公園——運動場は、テニス倶樂部三三、蹴球倶樂部二〇、ホッケー倶樂部四、野球倶樂部二によつて使用された。
本年度の入場者は一五七、五九五名で、一九四〇年度よりも一三二、九一九名少かつた。
黃浦灘公園——この公園は一層よく人に知られるやうになり、入場者數は一九三九年度の四五八、〇七七名、一九四〇年度の二二四、〇二二名を超えて八三六、五八二名もあつた。
虹口公園——ジュニアー・ゴルフ倶樂部のローン・ボール・コートが擴大された。
運動場は、テニス倶樂部三四、蹴球倶樂部一、野球倶樂部一、ローン・ボール倶樂部五によつて使用された。
野外演奏會——各公園で音樂季節の間にオーケストラ演奏會七回、

ブラス・バンド演奏會九回が開催された。

公園入場者——

ゼスフィールド公園及動物園	
一回入場券	三七六、〇四〇
定期券(子供を含む)	一、一二九、六九二
計	一、五〇五、七三二
膠州公園	
一回入場券	四、六四〇
定期券(子供を含む)	一五二、九五五
計	一五七、五九五
黃浦灘公園	
一回入場券	五一、八四五
定期券(子供を含む)	七八四、七三七
計	八三六、五八二
南洋路及蘇州路兒童遊園地	
大人	八七、四七七
子供	一六八、四一八
計	二五五、八九五
總計	二、七五五、八〇四

八、新建築物

新建築物許可申請が二、五七九件（一九四〇年は三、一六九件）受付けられ、その内一、五七四件が許可された。許可を與へられた建築物の評價總額は六五、四九〇、六二〇元で、一九四〇年の二九、五六〇、〇五〇元に比し三五、九三〇、五七〇元の增加であつた。許可を與へた小建築四、〇八一件の評價總額は、一九四〇年の一、〇八八、〇〇〇元に比し二、九八六、二八〇元であつた。

許可を與へられた建築物の內譯は、華式住宅及店鋪九九二（一九四〇年は九二九）、洋式住宅一四八（一九四〇年は九六）、アパート二五、事務所向建物一六、銀行向建物二、洋式店鋪四五（一九四〇年は三二）劇場四、學校五、工場二八、其他工業用建物九五、倉庫五七、車庫九其他建物九一八で、合計二、三六七件（一九四〇年は二、五五五件）である。許可された衛生施設は二〇九件（一九四〇年は一八四件）に達し、二、〇二六の洗濯臺を含む、老朽建築物の取毀しは、華式家屋七五（一九四〇年は一四一）、洋式建物四（一四九〇年は一一）であつた。華式家屋の純增加は九一七（一九四〇年は七八八）軒である。

課金賦課のための建築物評價は一、三三三件（一九四〇年は一、七〇八件）、工事中の建物の實地檢査七四、五九四回（一九四〇年は八四、九六八）が工務局の檢査係員によつて行はれ、許可申請受付數一、二一件（一九四〇年は一、三五四件）、そのための檢査回數は二、七九九回であつた。

定期檢査は本年度も行はれ、補助金交付學校についての報告は一九四〇年の九〇校に比し一二六校について作成された。

工部局規則並に建築規則違反に關する注意書は二、一八八通（一九四〇年は二、四二〇通）、無許可建築に對する注意書は二、〇二〇通（一九四〇年は二、七三三通）あつた。本年度は四四三件の無許可建築物が所有者によつて取除けられ、四二八件が本局によつて取毀され、七一三件が許可證を發給されて合法化及び必要な箇所の建築規則に合致する變更が行はれた。

九、土地課及び測量

茂海路擴張のための〇・五二〇畝及びジョルダン公園擴張のための〇・六一二畝を含む總面積一・八〇六畝の土地が、道路及敷地擴張のために收用された。

成都路が、地藉一九八五號の土地に面した箇所及び威海衛路との交叉地點において擴げられた。

東百老匯路以南の元芳路は、原所有者たる Shanghai & Honkew Wharf Co., Ltd.（公和祥碼頭公司）に讓渡された。

左の道路計畫は廢棄された。

瑞金路——如皋路以北
如皋路——瑞金路——兆豐路間
平凉路——黎平路以東
溪城路
鴨綠路——周家嘴路以東
宜昌路——小沙渡路から共同租界境界まで
西蘇州路——同
山海關路——梅白格路——派克路間

左表は一九四一年に遂行された仕事の細目を、それに先立つ五ケ年間と比較して示したものである。

種別	一九四一年	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
測量への立會	一六	—	—	—	七四	一八八
領事館からの提出に依り複寫された租界外にある地所の公式圖面	—	—	—	—	三一	五四

工務局長　A・F・チムソン

第七款　學　務

工部局立學校――一九四一年中に工部局が維持經營した學校は十六校で、華人學校は十二校、外人學校は四校であつた。これに加ふるに五ケ所の小學校校舍で職工の爲に夜間學校が開かれた。而して變則的狀態のために新しい困難な問題が累積したにも拘らず授業成績は一年を通じて非常に良好で、生徒も情勢の變化によく適應して來た。生徒の出席も良好と云ふべく又退學者も少く、工部局立晝間學校の十二月における生徒數は八、三三六人(外人一、一六六人、華人七、一七〇人)であつた。これに對し前年同期の在校生徒數は八、二六七人、(外人一、二九六人、華人六、九七一人)であつた。外人學校には三十二ケ國の生徒が在學してゐた。

外國人男子學校の合併――十二月に工部局は學務委員會の勸告を承認して一九四二年一月一日より公立トーマス・ハンブリー男子學校を地豐路十號の西區公學校校内に移轉し、兩者を合併した學校を公立トーマス・ハンブリー西區學校と呼ぶことになつた。かゝる方法が採られたのは經濟と能率の點からで、即ち在校生徒數の減退、多數の職員の退職を補ふべき適當な教員の不足、公立トーマス・ハンブリー男子學校の借地契約滿期に伴ひ他に適當な場所を得られない等の事情から決定せられたのである。而しての計畫の實行可能性に關しては、先づA・V・T・ディーン氏(A. V. T. Dean)、ヴイクター・ハンソン氏(Victor Hanson)及び助言者として督學官も加つた學務委員會の特別委員會によつて嚴密に調査された。西區公學校の建物は兩校を合併した約五百名に上る生徒を充分收容するに足る教室を有してをり、また運動場は廣く、便所、雨天體操場、圖畫教室等の設備も何等不便を感じなかつた。

授業料及奬學金――學校經費の急增のため二月より授業料が改正された。更に工部局が從來經營費の三分の一を授業料で補塡してゐたのを新たに約半分までを授業料から捻出することに決したため、秋季學期間に授業料を若干引上げることが必要となつた。

然し授業料引上げの一部代償として四つの外人學校で奬學金として授業料の全額若くは一部を生徒に給費することになつた。そして凡ての父兄に給費生制度のあることを通告した結果、三五八件の申込みがあり、申込者の約七五パーセントが給費されることになつた。

本年度において授業料の全額支給及び教科書支給を含む奬學金を授與された者は二十三名であつた。この内八名は華人中學校の貧困ながら成績優良の生徒で、學年半ばより奬學金を授奬された者である。一方十五名は六月の試驗成績の結果、學年始めより奬學金を授與された者である。同樣の奬學金を更に一年間繼續して授與された者は四十四名である。結局中等學校生徒で奬學金制度の恩典に浴した者は全部で六十七名である。

各學校報告の拔萃――以下は各學校より提出された報告書より拔萃したものである。

（イ）華人學校

（1）華人公學校　兩季學期中の生徒數は六〇〇名を越えてゐた。六月中の一兩日は出水の爲に若干の生徒が通學不能となつた他は本年の出席率は非常に良好であつた。本校は初等科を三ケ年及び高等科三ケ年で普通教育を修業するもので、この六ケ年を修業した生徒の大部分は公立學校の卒業證書を授與されることになつてゐる。而して學校卒業生の約半數は專門學校及び大學に進みその他の者は實社會に入つてゐる。

（2）エリス・カドーリー公立華人學校　春季學期に學級の數は一つ增へ、全校生は五八三名を算へるに至つたので、生徒數は本校始まつて以來の多數となり、前學期に比して三八名增加した。尤も九月の新學年初めには全校生徒數は五五五名に減少した。

生徒の操行と勤勉の程度は非常に良く、學業に對して益々熱心さを加へて來たことは工部局立學校卒業試驗において最上級生が示した特に立派な成積によく反映してゐる。而して六月十日の卒業試驗を受けた三十五名中、十名は第一類、十九名が第二類に入つた。一方賞狀を授與された者は全部で五十名に上つた。かくの如く多數の者が賞狀を得たことは本校の記錄すべき成績で、教員及び生徒の精勵を物語るものである。

（3）蠡中丞華人公學校　春季學期の生徒數は四五七名であつた。八月末學校が元の校舍に移轉して以來生徒の數は四八八名となり、一九三七年以來の最高記錄を示した。

九月になつて木工の課目を復活した。物理、化學及び生物學の如き科學課目を教授して、實驗及び實物教育をも併せ用ひた。作業室及び實驗室は再び十分に利用出來るやうになつた。生徒の一般健康狀態は著しく良好であつた。コレラに對する豫防注射及び天然痘に對する種痘を奬勵し、五月には衞生局の手により學校內で三六二名の男子生徒に豫防注射を施し、十一月には二二〇名に種痘を施した。

工部局立學校卒業試驗は六月に施行され、十二名が卒業し、四名が優等で卒業した。

（4）華人工藝通常公學校　現在の校舍が中部の學校地帶からかけ離れてゐるためか、相當數の男子生徒が秋季學期末に中途退學し、その數は入學志願者の數を凌駕する狀態であつた。從つて春季學期に於る生徒數は四二二名であつたのに對し秋季學期には四一五名に減じた。男女生徒並に職員の出席率及び健康狀態は頗る良好であつた。

授業は格別の障碍に遭ふこともなく行はれ、化學及び物理の學課も再び行はれるやうになつた。然し生徒自身による個人實習は現在では平常通り行ひ得ない狀態に置かれた。技藝の課目は時間割の上では未だに單に用器畫となつてゐるが、假校舍における修學上の不便は時間割中の重要學課に差支へを與へなかつた。二學級の卒業學年四十二名の男子生徒が一九四一年度工部局立學校卒業試驗を受驗し、三十三名が成功した。

（5）華人女子中學校　春季學期及び秋季學期の生徒數は夫々五二二名及び五八九名であつた。一方四六一名の入學志望者中一九六名が入學を許可された。

本年度中の學課には何等變更を見なかつた。但し科學の課程は道具や材料の入手難から學習に或る程度不便を感じたので生徒による實地教育の代りに教師が實驗を行ひ、これを生徒に見學させることにした。英語には特別の注意が拂はれ、英語と支那語の寸劇等を生徒にやらせた。また音樂の興味を喚起するため、有名な指揮者の指揮する工部局管絃樂團の演奏を生徒に聽かせた。十八人の生徒に對して學校卒業證書が授與され、これ等卒業生中十七名は目下華人大學で勉强中である。

（6）華人小學校　本年末までには四つの小學校が各々本來の校舍で授業を行ふことゝなり、三校が完全に授業を開始した。

春季及び秋季學期に於る小學校の全生徒數は夫々四、四六一名及び四、五五二名であつた。

卒業試驗は一月と六月に行はれ、四二九名の兒童に卒業證書が授與された。六月には十五名に對して華人中學校入學奬勵金が授與された。受驗者總數は男子一〇七名、女子五四名で、その中四一名が工部局立小學校の兒童で、他の一二〇名は私立小學校の兒童であつた。

工部局經營の夜間學校四校中、三校は男子、一校は女子夜學校である。夜間學校は凡べて小學校校舍を使用して開設してゐる。春季及び秋季學期間に於ける全兒童數は夫々九八〇名及び一、三八六名であつた。終業證書を授與された兒童は九七名であつた。

九月には克能海路小學校で夕刻小學校が開設されその兒童數は二五〇名であつた。この學校は夕方午後四時より六時半まで授業を行ひ、經濟的理由から晝間學校に入學出來ない不遇の兒童を收容する爲に開設されたものである。

三月十日には克能海路小學校內に建築された兒童圖書館並に圖書室が開設されるに至つた。讀書室は每日平均約一三〇名の兒童が入室してゐるところから見ても兒童間に極めて人氣のあることが判る。

補助金を交附してゐる華人小學校の教授方法を改善せんが爲に、夏季休暇中に新閘路小學校に於て教員夏季講習會が開催された。この講習會には教育心理學、教室操作法及び小學校の諸學課教授法を含む十二の學課が講義された。これが爲講義者として著名の教育家及び專門家が招聘され、諸々の學課教授法を實地について講義した。この講習會には三九校の異つた私立小學校から一〇三名の教員が參加した。

（ロ）工部局立外人學校

（1）トーマス・ハンブリー男子公學校　學課には大した變化はなかつた。然し生徒數についてみれば學年始に初等科入學志願者數が減少した。從つて初等科の最下級の二學級を一つにせねばならぬやうな狀態になつた。尤も殘餘の學級に對する入學者數は何時もの通りであつた。九月からは授業料に可なりの引上げを行つた。然し給費生制度は個人的困窮を緩和するに寄與する所大であつた。從つて生徒數もさして減少しなかつた。一九四一年十二月現在に於ける生徒數は二四三名

であつたに對し前年同期は二六三名であつた。尤も年末には三三名が退學した。

(2)西區公學校　本年は變遷多く然も或る程度の進歩をみた年であつた。一九四〇年の劍橋大學證書試驗には受驗者一三名の中一二名が合格し或者は非常な好成績であつた。支那語試驗に於ては六名を下らざる者に證書が授與された。一名の生徒は本校の傳統をよく守つてセント・ジョーヂ奬學金を獲得した。ヘンリー・レスター奬學金は未だに交附されてゐない。

一月に於ける生徒數三〇一名は十二月には二五九名にまで減少した。斯る生徒數の減少した原因は全く外國人の引揚げに因るものである。八年の歴史を誇る西區公學校はトーマス・ハンブリー男子公學校と合併することになつた結果今後は存在しなくなつた。然しこの學校の庭に學んだ過去及び現在の卒業生は將來も尙その業績と傳統と名聲に對する榮譽を保持し續けるであらう。

(3)女子公學校(愚園路)　六月末にかけての出水は生徒の出席を妨害したにも拘らず本年上半期に於る學業は順調に進捗した。秋季學期は幸先よく始つて出席率は滿足すべきものであつた。然し年末にかけて交通の不便に鑑み一部制を改めて從來の二部制とした。劍橋大學入學資格試驗の結果は又も素晴らしい成績で三一名の受驗者中二九名が合格し、内十四名は入學試驗を免除された。其他にジョージ・ランニング氏奬學金を獲得した生徒もあつた。

(4)公立トーマス・ハンブリー女學校　一月の學校始に於ける生徒數は三一六名を數へたが一年を通じての生徒數變動は極めて微少のものであつた。幼稚園から公學校卒業程度までの中等教育を施す課程内容は六月迄變更を加へられなかつた。然し六月からは更に廣大な場所に移轉したので技藝と體操の時間割を增す餘裕が出來た。未だ實驗室は有しないが植物學教授用に一室取つてあり、この室は相當廣いので植物學の實地教育を施し得るようになつた。

一九四〇年十二月の劍橋大學入學資格試驗には四名の生徒が受驗し四名とも入學試驗免除になつた。英國商業會議所主催の初等簿記及び速記試驗には一二名の生徒が應じ、内五名が成績優等賞を獲得した。

補助金交附學校――一九四一年の補助金交附に對する申請は、特別にその目的を以て任命された學務委員會の小委員會によつて審査された。この結果生徒數五二、五三四名を包含する一三五校の華人學校(内一一七校は舊、一八校は新)に對する補助金の交附及びこれに對する補助金額六十萬五千元が承認された。而して承認總額中二萬元は夕刻小學校に對する補助金として、一萬五千元は成年勞働者に對する夜間技術學校經營費補助金として、又五千元は補助金交附の華人小學校教員夏季講習會費補助金として夫々特別の項目が設けられた。一年の間に四校が種々の理由で補助金交附資格を剝奪された。

外人學校に對する補助金交附豫算は四九萬五千元であつた。右金額中四十萬二千元は日本居留民團の學校に分配され、殘額九萬三千元は他の外人學校に夫々分配された。

特別學務委員會――この委員會は昨年度年報に記述されてゐる通り經費節約委員會の提案により工部局の教育組織竝に方針を調査する目的を以て設置されたものである。同委員會は一九四〇年十一月より一九四一年四月末までに至る期間に數回に亘つて會合を開き、その調査期間中に多數の外人、華人、工部局及び補助金交附學校を訪問した。以下は同委員會報告の拔萃で、工部局立學校及び教育方針の能率に關する現行制度を論じたものである。

現在の工部局學校はよく高度の能率を維持して居り、如何なる學校に比しても遜色なく、又獨立の各國居留團によつて維持されてゐる學校の多くに比すれば遙かに良好である。而してこれ等各國居留民團の學校は居留民團の財源竝に組織程度等の諸要素に因り各々相當の差異があるものである。從つて工部局立學校はこれ等居留居團にとつて教育程度及び學校設備をどの程度にすべきか好適な標準を提供するものである。

委員會の結論及び勸告の要旨を摘記すれば左の通りである。

一、教育の職能は原則として各居留團に歸屬すべきもので、工部局との關係は第二義的乃至は補助的關聯にのみ限定すべきものである。

二、工部局の方針は補助金交附制を擴大するやうに仕向け、即ち各國居留民團立の學校を增加し、工部局の資金により教育を直接與へることは大いに制限すべきである。

三、教育資金を現在家屋税の二%及び地租の二%に等しき額に制限してゐること(現在では既に理論上の制限に過ぎない)はこの際廢止すべきで、當分の間は現在工部局が掌握してゐる教育事業を維持するに充分な資金を以て賄ふべきである。

四、教育資金は工部局收入に對して日支外の三者が税金を以て納入してゐる金額の比率に從ひ(A)華人、(B)日本人、(C)其の他外國人生徒の福祉の爲に利用すべきである。

五、財政狀態の許す限り第三項に規定された如き制限以上の經費を教育に對する追加資金として計上し、該追加資金は第四項に記したる原則に基いて支辦すべきである。

六、現存工部局學校の經營乃至財政上の責任を各國居留民團に移管せんとすることは理論上第一、第二、第四項に含まれたる主義と合致して望ましいけれども現狀ではこれは實行不可能である。

七、補助金交附は當該分科委員會の指示に從ひ、より柔軟性ある新方針に依り、共同租界全體の利益を計ると共に現存の學校を援助せんとする特別教育計畫を支援し實行せしめるにやう交附せねばならぬ。

八、補助金は營利目的で經營されてゐる學校には交附すべきでない。

九、補助金の交附を受けた學校は凡べて視學官の派遣を受けるべきである。

十、工部局立學校の經營に關する直接費は苦痛を與へざる程度で授業料を以て回收すべきである。

以上の委員會報告は四月に提出され、學務委員會の審査を經て市參

事會に於て採擇されたものである。

學務部長　H・G・ハックステップ

第八款　音　樂　部

上海が著しい經濟的不況と生活費の昂騰に見舞はれ乍らも、一九四一年度の成績が、音樂の演奏並に財政問題の雙方に於て非常な成功を收めたことを記錄し得たのは本部長の深く滿足する處である。本年度末の數ヶ月間交通の便が非常に惡くなり、また入場料の引上を見たにも拘らず、一般音樂愛好者達は日曜日管絃樂演奏會に集ることを思ひ止まるやうなことはなかつた。一月十六日以降五月卅一日迄の期間に於る演奏會の開催回數二一回の中十五回はライシャム劇場を滿員の盛況たらしめ、また十月十二日以降十二月廿八日迄の期間に十二回に亘つて行はれた演奏會の中、八回は切符賣切れの有樣であつた。

特別入場料に依る三回の特別演奏會は、そのプログラムの音樂的重要性並に演技の非常な高級性において特記すべき價値がある。これ等三回の特別演奏會は左の通りである。

(A)四月十三日の復活祭特別演奏會でベートーベンの「コーラル・シンフオニー」とゾルタン・コダリーの「プサルムス・ハンガリカス」(これは上海に於て最初のもの)の二つを獨唱、合唱隊と增員した管絃樂團とで演奏した。而してこれが大成功で一般の要望もあつて四月廿七日の日曜日には同じプログラムを再演奏し、これまた滿員の盛況であつた。

(B)一九四一年十月十二日の第二十三回管絃樂演奏會シイーズンの第一回演奏會には偉大なるボヘミアン作曲家アントン・ドヴオラック誕生日百週年を記念して、チエッコスロヴアキアのソプラノ歌手ソニア・クセヨヴアの共演を得て演奏した。

(C)アリゴ・フオア博士が工部局管絃樂團の唱首及び獨奏家として二十年の永きに亘つて關係したことを記念して特別演奏會を開催した。この演奏會は(a)ヴイヴアルデイのAメーヂヤコンサート、(b)ベートベンのDメーヂヤ、(c)マツクス・ブルツクのGマイナーのヴアイオリンコンサートを主とし管絃樂團の伴奏でフオア博士が演奏した。

夏期を通じての惡天候が野外管絃樂團及びバンドの活動を著しく阻害した。即ち非常に良いプログラムと人氣ある聲樂家及び獨奏家の共演を得て幾度びか特別演奏會の準備を整へたが、それ等の多くは不幸に天候不良のため中止の已むなきに至つた。

然し四回(內三回はジエスフイールド公園、一回はフランス公園)の演奏會は極めて多數の聽衆を得、非常に安い料金にも拘らず平均收入は一千三百元に達し滿足すべきものであつた。

一般公開演奏會以外に主任指揮者による全員管絃樂及び副指揮者による半員管絃樂は個人契約で演奏した。冬季には日本音樂同好會主催の交響樂演奏會が虹口に於て二回開催され非常な成功を收め、また夏季にも二回半員管絃樂演奏を開催して成功した。指揮者は音樂委員會

委員長のルイジイ・デ・ルカ氏が逝去した九月一日を、音樂部が悲しみと大きな損失を感じた日として茲に特記したい。彼の撓まざる而かも功績多き奉仕の跡は一九四一年九月二十九日の工部局月報に記載された工部局弔慰文に最もよく表明されてゐる。右月報の一節をこゝに再錄する。

「デ・ルカ氏が上海の社會のために眞摯な奉仕を始めたのはずつと以前のことで、それ以來同氏の奉仕はこと變れど撓むことなく同氏の存在は吾々に取つて忘却し得ないまでになつた。同氏の工部局音樂部に對する深甚なる關心と努力は、極めて多年に亘つて續けられた。同氏が一九三六年に音樂部事業の行政的方面を監督する事業小委員會委員長に就任して以來、吾々は常に同氏の許に物事を相談に行き、常に成功しないことはなかつたのである。工部局が有能にして一般市民のためを思ふ人にして初めて出來る助力若くは助言を必要とする時は何時も同氏に意見を徵したのである。」

管絃樂團の演奏作品目錄は既に非常な尨大なものとなつてゐるが、本年は新に演奏作品を加へ更に目錄が豐富となつた。ベートーベンの第九交響樂及びブラームスの第四交響樂の全奏に加へて、他の有名な作曲家に依る最も稱揚されてゐる交響樂又は其他古典近代を問はず各派各國人を問はず著名な作曲家に依る詩、組曲、コンツエルト・オペラの拔萃等を一九四一年度中に演奏した。以下の作品は上海において初めて演奏されたものである。

作曲家名	曲目
コウベルリン・ストラウス	舞踊組曲
ケルシユウイン	ラプソデイ・イン・ブルー
I・アイルランド	オーケストラ伴奏の第一ピアノ・コンツエルト
ゾルタン・コダリイ	ハリー・ツヤノス組曲
ゾルタン・コダリイ	テノール・ソロー、合唱並に管絃樂演奏のプサルムス・ハンガリカス
G・F・マリピエロ	ゴルドニイの三喜劇よりの交響樂スケツチ
モツアルト	オーケストラ伴奏のAメイヂヤーピアノ・コンチエルト
レスピイギイ	ピアノ及オーケストラ演奏のDトカタ
ロツヤー・デウカツセ	「マーガレットの庭」よりの間奏樂

音樂部長　マジエストロ・マリオ・パツチイ

第九款　華語研究及飜譯部

華語研究部――一九三〇年に改革された華語研究部の制度を踏襲して毎年好成績を收めてゐることは同慶の至りである。八十名以上にのぼる多數の教員を漸次最低數の半數にまで減員し得る可能性のあるのは授業時間中に於て學生のみならず教員に對する嚴しい監視の目が行き屆いてゐることに主因がある。右の監視は眞に統制を意味するもので全部の計畫を壞してしまはない限り緩和出來るものではない。卽ち監視は二百五十名以上の學生を教員が出張して教へることになつてゐる共同租界内の各所に散在する二十一ケ所以上の出講所にまで及ぶものである。然し僅か三名の監督官で毎日これ等の出講所を全部廻ることは出來ないのは勿論であるが、それでも監督官の訪問は確かに驚かされるため、不意を衝かれるといふ不安の念は物事を義務通り運ばせる好結果を生むことになる。然し乍ら現在の如き交通の不便及び一ケ所から他の一ケ所に迅速に移るにも乘物が無いため、監視及び監督は餘計に經費がかゝるやうになり、監督官を增員でもしない限り將來その効果を減ずるやうにならう。監督官を增員すれば今後も何時訪問されるかも知れないといふ不安の念が教室に漲つて、精神上從前通り効果が存續するであらう。

工部局の期間限度では學業を三學級に分ち三ケ年となつてゐるが、本年にこの期間限度を超過した者は僅かしかゐない。大多數の學生は規定の期間内に卒業試驗に合格し、或る者の如きは華語につき特別賞を授與され二年間に最終ボーナスを得た。改革された現行制度は目下完全に機能を發揮してをり、全體として當初計畫した時に豫想してゐたものよりも遙かに好結果を得てゐる。卽ち吾々は現在最低經費で最大効果を上げてゐるのである。今後監視に多少の經費を增額せねば現行制度を維持出來ないとしても、この方が適當な監視を缺いて既に確立された能率水準を破損するよりも遙かにましであらう。さもなければ學生が完全に修了するまで餘計の時日を要し、これはまた餘計の授業料を費すことにもなるのである。

飜譯部――本飜譯部は工部局と華人一般との間に取交はされる凡ての通信を飜譯する所である。卽ち飜譯部は行政部と全華人とを連繫する重要部署である。而して一般華人の必要とするものは、上海の如き大都會にあつては、社會經濟の凡ゆる部面に關係を有するものである。本飜譯部はその性質上一般的のものばかりでなく、特殊的な仕事もするが、これに加へて極めて多數の華文通信も常時取扱つてゐるのである。

經濟界の異常狀態のため、食糧品、物價その他一般問題を取扱ふ各種委員會が設立した結果、本飜譯部に餘計の負担を加重するやうになつた。然し本部の機構は、管理が良ろしきを得てゐると云ふよりも部員全部が眞摯な忠實さと欣然として仕事を引受けてゐるため、依然能

率的に活動してゐる。

第十款　圖書館

巡廻圖書部——家庭用圖書の貸出數は二一二、七二五冊であつた。その內容は次の通りである。

小說類	一三六、六九六
非小說類	五二、四七三
兒童用書籍	六、五六一
華文書籍	七、二一六
雜　誌	九、七七九

右を一九四〇年の借出書籍の數一七八、二八八冊に比較すれば三四、四三七冊の增加である。

本年度に於ける閱覽者及び入館者の記錄數は七四、三一六名であつた。本年末現在の閱覽者數は一、四八〇名で、一九四〇年の一、三三一名に比較すれば一四九名の增加となつてゐる。

購入——本年度新刊書購入豫算は四萬弗で、その豫算の二〇%は華文書籍購入費として指定された。

購入書籍は一、八三七冊で內譯は左の通りである。

英文書籍	七九二冊
華文書籍	一、〇四五冊

一般に興味ある現代流行書に加へて、科學に關する新刊書が增加し、またハーバード古典文庫及び支那古典文學の書籍が加へられた。

新家屋——一九四一年十二月一日本圖書館は福州路五六七號に開設された。新家屋は工部局所有財產たる福州路市場の最上階にあり、八千平方呎の場所を占めてゐる。

屋內は數個の讀書室、書庫、製本室、倉庫、事務所用として十分な場所を有するやうに改築された。而して、一般の意見は今回の新家屋は今までのうちで最も立派な圖書館であるといふことに一致してゐる。

寄贈圖書——全部で二五七冊の書籍が寄贈された。而して內二〇三冊の支那古典書はスウ・チュウ・ユエン氏の寄附にかゝるものである。

他の寄贈は、エリック・G・クラーク氏の好意によるもので、一九四一年にクラーク氏が圖書館に寄贈した個人の音樂書蒐集に追加して各種の作品が寄贈されたものである。

音樂書の大部分は本年中に區分され、新建物の內に特に造られた特別音樂室に備へ付けられた。

圖書館長　A・アヴシャロモフ

一九四一年度決算報告

一九四一年度決算

財務局長報告

一、財政概況

一九四一年度決算の概要は凡そ次の如し。

一般會計經常部

歳入	八六、七三三、〇〇八元
歳出	八三、二四八、四二一元
剰餘(綜合會計へ轉記)	三、四八四、五八七元

教育會計經常部

歳入	六、四四一、四五〇元
歳出	三、三八五、七〇八元
不足(綜合會計へ轉記)	三、〇五五、七四二元

綜合會計經常部

一般會計經常部剰餘	三、四八四、五八七元
教育會計經常部不足	三、〇五五、七四二元
一九四二年度へ繰越額	四二八、八四五元

一般會計臨時部

歳入	一二、四九〇、三三五元
歳出(額一、八三五、五四〇元を含む)	一〇、四五二、四六八元
一九四二年度へ繰越額	二、〇三七、八六七元

教育會計臨時部

歳入	一一七、七六二元
歳出	一一七、七六二元

(註)一九四二年度豫算より一般會計と教育會計の分離計上を廢し綜合會計を設くるに至りたるを以て、一九四一年度決算の帳尻は上記の如く一般會計經常部の剰餘と教育會計經常部の不足とを差引し其の純剰餘を以て一九四二年度への繰越額とし、臨時部勘定に於ては教育會計に過不足なきを以て、一般會計の分のみ其の剰餘を一九四二年度へ繰越したのである。

經常部勘定が豫算に於ては九四三、一七〇元の不足に見積られたのに對し決算に於ては四二八、八四五元の剰餘となつた次第は次表の通りである。

支出	超過額	剰餘額
義勇團		一三、〇五四元
消防隊	二四七、二一〇元	
警察部		
一般	二、三二九、六三八元	
ロシア人補助隊	二、三三、八二九元	
監獄及感化院		
義勇警官隊	一、一一四、〇七八元	
		三二、一五二元

衛生費		
衛生局		
一般		
局營病院	一二八、六〇九元	
寄附金及補助金	一一九、九一三元	
		一〇六、七五五元
工務局	一、一五一、一九五元	
音樂部	一一一、二一三元	
圖書館		七、九六二元
財務局	五三四、六〇八元	
總務局	二六二、五五四元	
工業社會部	四二、〇〇一元	
法務局	四二、五三九元	
華語研究翻譯部	二三、四四六元	
一般費	二、二三七、九三六元	
		九八、一六九元
利子、手數料其他		五九、〇八六元
貯藏品及備品		九、七四五、〇六八元
經常部歲入增加		
教育費	一一一、四六二元	
經常部勘定に於ける豫算不足額と決算剩餘額との相違となりたるバランス勘定	一、三七二、〇一五元	
計	一〇、〇六二、二四六元	一〇、〇六二、二四六元

二、經常部歲出

上記によりて明かなる如く、各部局の支出は二、三の例外を除き豫算見積に比し著しく超過するに至つた。これは言ふまでもなく全年を通じ當地の物價水準が漸騰歩調を辿り、職員支給の物價手當の增額を餘儀なくし、全體として支出增嵩を必至ならしめたからである。もう一つの原因は豫算編成時の基準に比し爲替が下落したことで、外貨建諸契約に付ては其の法幣拂が增加した次第である。本年中食料品價格が新高値に達した結果は警察部所管の監獄囚人並にロシア人補助隊員の賄費に關し著しき超過支出となつた。尤も職員中長期休暇をとる者の數は豫想より尠かつたため旅費及長期休暇爲替補償費は若干節約を見た。豫算に計上なきため丸々の超過支出となつたものとしては豫算通過に伴ひ設置せらるるに至つた課稅不均衡小委員會及び其後編成の必要を生じたる價格統制諸機構の費用である。尙ほ外國人職員に關しては豫期以上の爲替換算率の引下並に現金割增率の引上を必要とし、華人職員の場合は豫定以上の大量退職によりこの兩者が更に倍加されるに至つたので、恩給爲替補償、死亡、病氣及退職等諸手當につき多額の支出超過となつた。又、大東亞戰爭勃發により十二月三十一日支拂の恩給は支那及日本居住の恩給受領者以外に對しては支拂不可能となつた。從つて、豫算は世界の他の各地に住む恩給受領者への支拂分七五四、九七二元につき節約となつた次第であるが、若し本項目が支拂はれたとすれば前記の本年度剩餘四二八、八四五元は逆に三二六、一二七元の赤字となつた筈である。豫算と特に著しく相違するに至つた若干項目につき概括表示すれば次の如くである。

	支出超過	支出節減
物價手當	五、三〇二、二〇一元	
米手當	一、四八九、九五六元	
ロシア人補助隊賄費	一五三、三〇〇元	
監獄囚人食料費	九二〇、一七〇元	
旅費		八〇一、二六〇元
長期休暇爲替補償費		二九〇、六八〇元
恩給爲替補償費	一、二一四、七六〇元	
死亡病氣及退職手當	五〇九、九五〇元	
課稅不均衡小委員會	四三八、四三〇元	
價格統制	一九八、七七〇元	

三、經常部歲入

豫算見積以上九、七四五、〇六八元の收入超過を生ずるに至つた次第は次表の如くである。

	收入增	收入減
地租		八、二八八元
一般及特別戶別課金		
洋式家屋	三、一〇六、九七九元	
華式家屋	一、四六〇、五三四元	
特別廣告稅		四〇、四五六元
碼頭稅	二五四、一五五元	
鑑札料	一四五、五四九元	
一九四一年度決算		
局有財產賃貸料		四三二、八四九元
公共事業及局營事業收入	三、〇六七、九三四元	
娛樂稅	一、四八八、八一二元	
許可手數料其他		四五四、二三六元
雜收入		
學務部へ繰入增		四二五、九二四元
衛生局へ市場鑑札料繰入減		二四二、三四九元
	三五、四六一元	
前記收入超過額		九、七四五、〇六八元
計	一〇、四五三、七九七元	一〇、四五三、七九七元

收入增加を齎したる諸事情につきての說明は本報告の收納課の部に含まれてゐる。

四、臨時部歲入及歲出

本年度の臨時部歲出は一〇、四五二、四六八元に達した。

右歲出內容の概要は次の如くである。

一九四〇年度より繰越されたる臨時部勘定赤字額	一、八三五、五四四元
資本的性質の公共工事投資額	二、四〇九、〇〇六元
緊急支出	六五九、二四〇元
恩給基金	四三七、六二六元
一九四一年度局債割引額	六七五、〇〇〇元
局債償還費	四、四三六、〇五二元
計	一〇、四五二、四六八元

物價高騰により資本的性質の工事支出額は豫算に比し約四〇〇、〇

〇〇元の超過となつた。一九四一年度局債割引額は豫算に計上されてなかつた費目である。局債償還費については九五三、四六〇元の節約を見たが、これは同額の定期預り金が引出されずに更新されたことに基くものである。尤も右節約は一九三九年度磅債八、〇〇〇磅の償還支拂開始により法幣六〇二、四一一元の支出を必要とするに至つたため全く帳消しとなつた。

臨時部歳入については不用土地賣却よりの實際受入額が二一四、二九一元に過ぎず、豫算の一、〇〇〇、〇〇〇元には遙かに及ばかつた。併し、他方に於て、定期預り金よりの受入額は受拂差引の純計で三、二二九、三一九元に達した。但し其のうち二、〇〇〇、〇〇〇元は年度末にレスター・トラストより次回の工部局債に對する豫約申込分と見做すべき諒解の下に受入れたもので、右局債は既に發行せられた次第である。一九四一年度に起債すべき九、〇〇〇、〇〇〇元の局債に關しては、工部局は引受の成功を確保するため六分利、發行價格九十二元五角とし、特殊の抵當を提供し、且十年據置後年二回の償還とすべき旨勸告を受けた。右勸告は娯樂稅並に映畫館、劇場及其他の娯樂設備より受入れるべき鑑札料を特別充用の形で抵當に供することにより承認された。同時に一九四〇年度局債の抵當物件を二番抵當として差入れることとした。

五、教育會計

一般會計よりの教育會計繰入額は一般戸別課金の二%とそれに照應する地租（即ち〇・四%）との和に制限されてゐるのであるが、かくては教育費にミートするには二、九四四、二八〇元の不足を生ずべき筈であつた。然るに諸種の事情が全體として支出增嵩を齎すに至つたため、赤字は三、〇五五、七四二元に達した始末である。

六、娯樂義捐金

本項よりの受入は、四月末日を以て停止したが、これは五月一日より娯樂稅を課するに至つたためである。年度初に於ける手持殘金は二八、三六七元、受入額が一九九、九三〇元、從つて分配し得る額は二二八、二九七元であつた。右を處分すること次の如し。

避難民及乞食救濟團體への補助金	一二〇、〇〇〇元
避難民に直接支給せる病院費用分	四九、三〇六元
避難民に直接支給せる天然痘及コレラ費用分	二、九九五元
藥品藥材等支給費	一、五六一元
避難民救濟事業のため雇入れたる職員給與、キャンプ清掃の苦力賃及キャンプ敷地賃借料	二七、九二九元
救急醫院及避難民キャンプに對する課金免除額	二六、五〇六元
計	二二八、二九七元

七、會計制度

一九四〇年の經費節約委員會任命に隨伴して、工部局の全般的會計制度を調査し適當と認める勸告を行ふべき小委員會が設置されたのであるが、該委員會の報告は四月一日市參事會に提出され七月一日承認せらるるに至つた。

該小委員會は其の報告の實行に當つては財務局長代理の資格を以て其の職責に充てらるべき相當の專任職員を長期に亘り雇傭する必要を認めてゐる。市參事會は一面右提案の線に沿つて實行に當ると共に他面經費節約の必要をも考慮し、既存職員を使用して右事務を處理せしむることに決定し、財務局參事A・G・P・デューキング氏を財務局長代理に昇格せしめ、會計制度小委員會報告實行の仕事に當らしめるため九月よりその正規職務たる首席會計役を免じた。

八、銀行取極め

大東亞戰爭の勃發とそれに伴ふ工部局機關銀行香港上海銀行の正常機能停止により工部局一般出納事務を横濱正金銀行に移すこととし、十二月末日正金銀行に一勘定を開設した。尙ほ華興商業銀行に囘建及法幣建兩勘定を開設したのであるが、華興商業銀行董事岡崎嘉平太氏は名譽職として工部局財務顧問に招聘せられて居り、右措置に同意せられた次第である。

九、米穀

米穀に關し工部局の採りたる措置に付ては本報告の四頁より五頁までに說明されてゐる。米穀賣買のために非常な多額の金が動かされ、その事務を處理するために獨立の機關が設置された。年度末に至つては香港政廳米穀專賣局によつて調達せられた船腹の外工部局自身も亦二隻を傭船しより、多くの米穀供給を確保せんとした。尤も大東亞戰爭の勃發により右二隻は上海回航不可能となり、其の結果傭船のため支拂はれた經費は丸損となりしものの如くである。加之、工部局により註文せられた米穀五隻分が大東亞戰勃發のため上海に着荷するに至らなかつたことと關聯し或は損失に歸したかも知れない額がある。米穀勘定は工部局貸借對照表の中に傭船と關聯した損失豫想額に對する適當額の引當金を計上した。

米穀勘定に關しては若干の調整が必要と認められてはゐるが、これは一九四二年度に於て行はれる筈である。

十、收納狀態

本年度の經常部歳入は豫算に比し九、九五一、九五五元の超過となつた。

斯くの如き滿足すべき結果を見たるは主として一般戸別課金、碼頭稅、公共事業及局營事業收入及娯樂稅等の主要項下に於ける增收に基くものである。而して右はまた種々なる他の因子が當地の景況に惡影響を與へたに拘らず、一九四一年中に於ける商工業活動の漸次的恢復をも物語るものであらう。

各項下の一九四一年度豫算見積及實績と一九四〇年度豫算見積との概括的比較對照表は次表の如くであるが、各財源に關する說明は表の次に附して置いた。

一九四〇年實績		一九四一年（單位元） 豫算	實績
地租	X二五五九九八	⊗一九四五〇〇〇	⊗一九四五八二七七
一般戶別課金 洋式	X二四六九二〇	⊗三一九八〇〇〇	⊗三五三〇〇四九七
一般戶別課金 華式	X七五一九〇九一	⊗三五五九〇〇〇	⊗一四九六七九〇一
特別戶別課金 洋式	X一六〇一〇四四	⊗二七五六〇〇〇	⊗二七四〇四八二
特別戶別課金 華式	X二〇二三三六	⊗二五二〇〇〇	⊗二八三六三三
特別廣告稅	X五〇一〇八	一〇〇〇〇〇	五九五四四
碼頭稅	＋六九六九二〇	六二五〇〇〇	八七九一二五
鑑札料	X五一二〇四五三	一〇五〇三〇五〇	一〇六四七五九九
局有財產貸料	φ一一五〇一九〇	一一五一〇〇〇	一一五六三八四九
公共事業及局營事業收入	六九二六四一三	七五二六六九〇	一〇一五八四六二四
雜收入	一三八四五二	一〇五〇〇〇〇	六二四〇七六
許可手數料			四五四一三六
娛樂稅			一四八八八一三
合計	四六三七一八四五	七九一一九七四〇	八九〇七一六九五

（註）

X 一九四〇年七月一日實施の五〇%の特別附加稅を含む。

＋ 一九四〇年六月三十日迄の一〇%の特別附加稅を含む。

φ 市場鑑札料に對する特別附加稅を含む

一九四〇年六月三十日迄——一〇%
一九四〇年七月一日以降——五〇%

⊗ 一九四一年一月一日實施の四〇%の特別附加稅を含む。

地租——本稅の受入額は豫算に比し八、二八七元の超過であつた。この超過は開發未登記土地の新たな課稅繰込が尙ほ進捗したことによるものである。尤も若干の場合斯種土地に對する課稅に異議申立が行はれたが、さうした土地の所有者は全體としては共同租界の情勢變化により今や從來の不當な特權的地位を保持することは不可能で、その持分に對し工部局課稅を負擔するも亦已むを得ずと認めてゐる。

本年度と昨年度との全地租收入の地區別比較對照表は次表の如くである。

地租（單位元）

地區別	稅率	一九四〇年	一九四一年
中央區	六ヶ月間〇・九〇% 六ヶ月間一・三五%	四、三三〇、一六八	一・三五%＋附加稅四〇% 七、二七二、七六七
西部地區		三、三九六、四九二	五、七四六、四七六
北部地區		一、四二四、九五八	二、三九三、九七八
東部地區		二、三八八、三七〇	四、〇四五、〇六六
合計		一一、五三九、九八八	一九、四五八、二八七

一般戶別課金——本稅よりの受入額は豫算に比し差引純增收四、五三一、三九八元であつた。

全家屋の全般的再評價は進行中であるが、一九四一年四月十七日（木曜）開催の年次納稅者大會によつて採用せられたる課稅不均衡調査特別委員會の多數者報告記載の勸告に相應じて家賃評價額の修正は一九四一年四月一日より實施せられた。

即ち、一九四〇年六月中市參事會によりて任命せられたる再評價小委員會は自家用商工業家屋についてのみ再評價を行つたのであるが、一九四一年九月末日を以て右事業を完了した。同委員會は右期間中六百五十四件の土地を含む九百三十五戶につき評價修正を行ひ、一三、七〇〇、〇〇〇元に達する家賃年額の增加を齎した。

尙ほ同委員會とは別個に收納課の課稅評價係は自家用住宅家屋の再評價を行ひ、年度末に右事業を完了したのであるが、評價修正を見たるもの八百五十五戶、右による家賃年額の增加は八二九、一二二元に上つた。

本年度中共同租界內新築洋式建物にして課稅するに至りたるもの二百二十三、その總評價額は七一九、一九四元、他方消失するに至りたるもの百九十九、その評價額一二七、三二四元、華式家屋登記より洋式家屋登記に變更せられたるもの百六十、その評價額八一、〇七〇元であつた。

同一期間に共同租界內新築華式家屋にして課稅するに至りたるもの一千零五十三、その評價額八〇七、七六八元、他方消失するに至りたるもの六百八十一、その評價額二一七、三三〇元であつた。

一九四一年十二月三十一日現在の評價額及び稅收額の詳細は次表の如し。

一般戶別課金（洋式）

	課稅戶數 一九四〇年	一九四一年	稅率	評價額（單位元） 一九四〇年	一九四一年	稅收
居住家屋	一五八八一	一六八八〇	六月三十日迄一八%其の後二七%	五九九三八三〇	七七二五〇八	一四三六九二〇
空屋	二四九	二〇〇	一九四一年一月一日以降二七%＋附加稅四〇%	七七二七三〇八	三五七二八三六	二五三〇〇四九七
合計	一六二三〇	一七〇八〇				
建物數	一〇四五〇	一〇五四二				

一般戶別課金（華式）

	課稅戶數 一九四〇年	一九四一年	稅率	評價額（單位元） 一九四〇年	一九四一年	稅收
居住家屋	七一六三	七二七三	六月三十日迄一八%其の後二七%	四六二一二三四四	四六二一二三四四	一四九六七九〇一
空屋	一八〇一	一〇一三	一九四一年一月一日以降二七%＋附加稅四〇%	一三四六六六六六	一三四六六六六六	一四九六七九〇一
合計	七二四三	七二七三				
建物數	七二四三	七二七三				

特別戶別課金——本年度中の徵稅は滿足すべきもので、受入額は豫算に比し三六、一五五元の超過となつた。

本年度中の徵稅額竝に家屋數を一九四〇年度と此較對照するに詳細次表の如し。

特別戶別課金

	洋式家屋 一九四〇年	一九四一年	華式家屋 一九四〇年	一九四一年
北部地區				
居住家屋				
空屋	常態の收稅不能		常態の收稅不能	
合計 X	—	—		
評價額 X（單位元）	一〇〇〇五四	二三四八二	一〇〇三	一三三六

稅	收	西部地區	居住家屋	空屋	合計	評價額	稅收	稅率
	三〇〇一一		四一五六	三三	四三九八	一九六六〇六	三六一〇三五	%其六三十日返一の後二四
	三六七〇		四一二四	三六六	四四〇	一一〇一六一四五	三七〇七七三	%其加二三路%附捧一一四〇＋の稅四十外、加二月九四一四一％附後四％一ハ鑑稅四一日一加一〇＋日三道四％日返月繰〇＋以年稅七％附返月繰
	二四四		六四一	二八	六六九	一三三五六六	二一〇三	%其六月返一六%三〇日の後二四
	三五		六四九	七	六五四	一七〇七八	二六三三八	%其加二三路%附捧一一四〇＋の稅四十外、加二月九四一四一％附後四％一ハ鑑稅四一日一加一〇＋日三道四％日返月繰〇＋以年稅七％附返月繰

（ほ）

X　一九四一年十二月三十一日現在

特別慶告稅——本稅は豫算に比し四〇、四五六元の減收となつた。

碼頭稅——本稅の受入額は、豫算に比し二五〇、〇〇〇元の超過となり、一九四〇年度の實績に比すれば、約一八〇、〇〇〇元の增加であつた。

本年度中本稅の全受入額を四半期別に前四箇年度と比較するに次表の如くである。

碼頭稅（單位元）

	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
第一四半期	三一〇〇五	七六三一	一一九三四	一六〇一〇五	二二三五
第二四半期	三三六九	二六三五	一四三〇五	三二六八	二六六一
第三四半期	八五五六	四六六三	一三二三〇	一八四八〇	二六七九三
第四四半期		六二六三	七二八四	二〇六九〇	一六六三
合計	五六四〇	一四二四一	四五九〇	六六六〇	八七九一五

鑑札料——本年度の本料金受入額は豫算に比し一四五、五四九元の超過となつた。

凡ての要鑑札業務に對する鑑札料は、一九四一年一月二十三日及び二月五日開催の臨時納稅者大會に於て採用せられたる工部局經費節約委員會新財源小委員會の勸告に基き一九四一年一月一日より引上げられた。

鑑札料中家屋の部に於ては旅館、酒場、臨時バー、劇場、音樂堂、映畫館、煙草店及其他食料品商第六號（蛋業工場）よりの料金受入が激減したが、本年度中妓院に對する警察監視の强化及斯種設備の統制を行ひたる結果妓院よりの受入は增加し、差引豫算に比し增收となつた。

食料行商人よりの收入は豫算よりも減少したが、右は或る程度まで一九四一年十二月一日より實施したる新たな移動式飲食店鑑札に多くの行商人が包含せられるに至つたのに依るものと思はれる。

本年度中に試施せられたる新たな鑑札は一九四一年六月一日より施行の『危險性及可燃性液體取扱業』と一九四一年十二月一日より施行の『移動式飲食店』の二つである。

鑑札料中車輛の部では自轉車と自家用人力車が豫算より減少したが、右減收は自家用自動車及び貨物自動車の增收により償はれて餘りあつた。

本料金の各項別受入額明細は次の比較對照表の通りで、豫算と實績との相違も明かであらう。

鑑札料（單位元）

種別	一九四〇年實績	一九四一年 豫算	一九四一年 實績	一九四一年 增減
家屋				
撞球場・球戲場	一九七四	三一〇〇	三六四〇	四四〇
セルロイド工場		一一〇〇	二九三五	一七三五
華人下宿業	六一二九	一〇六〇〇〇	一〇九九六	一九六
華人倶樂部	三九九	六六〇〇	七二三五	四三五
料理店・飲食店	一三六〇一〇	一一〇〇〇〇〇	一一一七〇一	一一六〇一
各種の娛樂場	五七五三五	一一〇六〇〇〇	一一〇一三六六	
兩替店	一一四一八	四四〇〇〇	五〇六四四	七八四四
洋式食品店	三一三一	四一六〇〇	四三六一一	三六
果物店・同露店	七七〇八	一一〇〇〇	一一三六一一	三六一一
金銀細工店	四〇一一	六〇〇〇	六三〇六	三〇六
臨旗・時計・酒場	一六〇四三五	四九六一〇〇	四一三五八三	六一六一七
洋酒販賣業	五〇六六八	七四〇〇〇	七七八六	二八三六
麥酒店	一七四三	四〇七〇〇	四八九九	七九九八
洋式下宿業	三一一〇	八〇〇〇	一一八五〇	三八五〇
質店	六七一一三	一四九〇〇	一四九〇五〇	六七五〇
妓院	七七〇二	一四一〇〇〇	三三四四七	一六一四七
浴場	一四四〇	一〇〇〇〇	一〇一一〇五	四一〇五
茶館	一七三一	一三八〇〇	一六六三六	四三六
映畫場・畫舞踏館場	七〇一八	一一〇三七〇〇	一三九三六六	六四三六四
煙草店	一六〇九五	一三四〇〇〇	一三一三七七	一六六四三
華式酒店	八六九八	一七六〇〇〇	一八一三五五	四三五一
雜				
ペン類製造業		八一〇〇	八六九五	四九五
搾乳場		一六八〇〇	三〇一八〇	三八〇
危險物取扱業		一一四〇〇	一一九一五	五一五
製氷業		三〇〇〇	五四四〇	二四四〇
租界外業者ノ內販賣		五〇〇	五六一一	六一一
洗濯業		一一七〇〇	一一六三八	一三八
其他食料品 (一)	…六〇〇一一	一六六〇〇〇	一一一七一六	四一六四
(二)		九〇〇〇	九四四五	四四五
(三)		一一七〇〇	一一六九一	三九一
(四)		四一六〇〇	四一〇〇〇	六〇〇
(五)		一八〇〇〇	一一一六九一	三六九一
(六)		一六六〇〇〇	一一一三五五	一七六〇七
私設市場		一〇一一一〇	一一一六六五	三四四五
仕立屋		三〇〇〇	三一〇六四	六四
私設屠殺場		八	八四	四
危險性液體取扱業			一六〇	一六〇

一九四一年度決算

車輛					
自轉車	三三四八	六六〇〇〇	六三四〇三		六六九六
自家用馬車	三六〇	六〇〇	一三五〇	七五〇	
營業用馬車及馬車屋	四六八	九〇〇	三		八九七
荷車	三〇六一五三	六八〇〇〇	七三四三三	四四四三	
車輪・物配リヤ運ー用カー二	三五〇五四	一一三五〇〇	一三一一七六	一八六六	
自家用乘用車		一九八〇〇〇	二〇五一七五三	七一七五三	
業務用乘用車		二五五〇〇	二五一六二		三六
自動自轉車		三九〇〇〇	三九八九三	八三	
營業用自動車	一五三一七六	四二〇〇〇	四二七〇三一	七〇三一	
貨物自動車		一八〇〇〇〇〇	一八四〇〇〇	四四〇〇〇	
貨車庫		二四〇〇〇	二六五二一	二五二一	
登錄手數料		九五〇〇〇	九四八〇〇		二〇〇
自動車運轉手		二五〇〇〇〇	二五四五九	四五九	
自家用人力車夫	九五八四	二三五〇〇	二一〇八四	六五八四	
營業用人力車夫	二三三九	一九〇〇〇	一八三九四		六六
自家用同右登錄手數料	二五五三三	八三一〇〇〇	五六〇八五〇		四一二五〇
營業用人力車	三九八六〇	六八三七〇〇	六八三六四六		五四
手押車	一三一三六	二三〇〇〇	一八五七四		四四六六
船舶					
貨物船	二四一三九	二三五〇〇	一七五七三		四九七
洋式貨物船	九〇五九	二三五〇〇	二三四三五		六五
波船	五三三八	八一〇〇	八六一〇	五一〇	

一九四一年度決算

車輛					
自轉車(ホ)	四〇四四四	三七九八一	四四四七五	五四七四	五三三五
自家用馬車 馬(ハ)	二	一五	一三	七	九
自家用馬車 車(ハ)	一八	二二	一〇	七	九
營業用馬車 馬(ハ)	二七	二〇	一三	七	一
營業用馬車 車(ハ)	二七	二〇	一三	七	一
雜 (ホ)	三一	四七	五五	六六	七五
雜 (イ)	六七	八三	九六	八七	七六
雜 (ロ)	一六九	一二二	一八〇六	二一五六	二二五六
雜 (ハ)	四〇	四八	七二	一一五	一六八
華式酒店(ハ)	一五三八	一一九八	一五四三	一七九八	一八〇
草店(ハ)	一九八一	一五九九	一九六二	二一八五	二一四四
映劇場・舞踏館場(イ)	二九	二八	三五	三七	四二
茶館(ハ)	四一〇	二九九	三〇二	三三一	三四一
浴場(イ)	五〇	五三	六〇	六三	五九
妓院(ハ)	五六八	五八三	一一五五	一三三五	一九五四
賓店(ハ)	三五	二〇九	二六六	三一四	三六〇
洋式下宿業(ニ)	一五三	九九	一〇九	二一九	二六八
酒店(ハ)	四九	四七	二七	一一三	一六六
洋酒販賣業(ハ)	五八	四四	五三	五九	六〇
臨版時酒・酒場(ハ)	一六一	一一四	一七三	二一七	三一四
金銀細工店(ハ)	五九	六一	八三	一一三	一一六
果物店・同露店(ハ)	二二七	一六一	一八	一五四	二一〇

車輛					
小車(イ)	四一九七	二八六六	二三五六	一四五六	八二二
營業用人力車(イ)	九六〇九	九四九七	九四九六	九四九七	九四九五
登錄自家用人力車手數料	二三五二	四一六一	四一四六	四七二一	四二四八
自家用人力車(ニ)	九三四六	六四四三	七九七四	八九七七	八九九五
營業用人力車夫(ホ)	四一九九五	五二四〇八	四四七九五	四〇八一四	三六九二四
自家用人力車夫(ホ)	二三五二八	八八〇五	一〇七〇五	一一二五	一一一七八
登錄自動手式數料車輛	四一四七六	七六六八	六四四三	六五六六	六九六二
自動自轉車(ホ)	五五九	四七二	五〇二	五八五	六〇四
運轉手(ホ)	三五〇六二	三〇五七一	三八七四六	四四一四10	四〇七五五
自動車 車輛(ハ)	八九九	(ニ)六六三三〇 (ハ)二八六三	三六五四〇	三六一六〇	四一九六八
自動車 車庫(ハ)	九一	六九	七九	八九	10二
運輸三輪車又はリヤカー(ホ)	一	(イ)一六九九	三〇四一	四一一八	四九七一
荷車 續車(ハ)	一三一二四	一一三六二一	一七六二一	二〇一六三	一九六六六
荷車 手押荷車(ハ)	二四四六	一一五六	二四五四	二九一〇	三六〇四
荷車 馬車(ハ)	六	二	二	二	三
屋車馬貨(ホ)	10	七	七	六	一

船舶

華式貨物船(イ)	五四八	七二(ロ)一五六	一一二五	九六二
洋式貨物船(イ)	七六	一四二	一五一	一四六	一一七
帆船(イ)	四三一	九三二	一一四六	一一五八	一一四四
波船(イ)	五九	一六二	一〇七	二一八	二五九
ランチ(イ)	二六	二三七 (ハ)五六八	五六三	一〇五

九九

共他					
鮪板	二三九	三一五〇	四〇六二	九二	
ランチ	一〇四三	一五六〇〇	一七三九五	一七五	
銃砲火器	三四五七	九二〇〇〇	一一六七四四	一四七四	
犬	一四七一〇	三五〇〇〇	三四〇一四		一九六
食物行商人	一八八七一	二二〇〇〇	二六八四三		一四五七
計	四〇一七九三七				
匿札料金に對する特別附加料金					
一六月三十日迄 一〇〇%一	二〇四三五				
五七月一日以降 一〇〇%一	八八一四				
總計	五一二〇四五三	一〇五〇一〇五〇	一〇六四七九九	四八一〇五〇	三五四八一

左表は各項目別の匿札發給平均數につき最近五ヶ年の比較をなしたものである。

種別	匿札發給數 一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
家屋					
撞球場・球戲場(イ)	二〇	二四	二八	二六	二三
華人下宿業(ハ)	一九七	一六八	一七五	一八九	一九八
華人倶樂部(ハ)	四〇	三六	三一	三一	三六
料理店・飲食店(ハ)	三五三七	三五六五	四二五〇	四七一	五六八四
各種の娛樂場(イ)	四七	五四	五五	八一	八五
兩替店(ハ)	一一六六	八二三	八五五	七八	七二四
洋式食品店(ニ)	四三	一九	五二	八二	六六

紬	板(ロ)	一八	三〇三	四三九	三七七	四五一	
其の他							
犬	(ホ)	二六九	二三四九	二三七	二九六四	二七三二	
銃砲火器(ホ)		二三六	二三三五	二二四〇	二六〇九	三三七〇	
食物行商人(イ)		四〇八〇	六九九九	六三九七	七八七〇	八〇二二	

(註)

(イ) 毎月一回發給
(ロ) 隔月一回發給
(ハ) 年四回發給
(ニ) 年二回發給
(ホ) 年一回發給
(ト) 前年迄荷車として鑑札を受けてゐたもの

自動車——一九四一年十二月の後半に至り各種の自動車に制限が附された結果、各種共自動車鑑札は瞬く間に停止されるに至つた。左表は一九四一年十二月三十一日現在に於ける各種自動車の鑑札發給數を一九四〇年の同月同日のそれと比較したものである。

自動式車輛

種別	一九四〇年	一九四一年
自家用乘用車	六、一八四	四、七五二
營業用乘用車	一、〇四五	三三一
業務用乘用車	六六	四四
貨物自動車	三、一二六	二、〇〇二
自動自轉車	五六六	五七八
乘合自動車	三四〇	三五四
遊覽自動車	二八	一〇
救護車	三二	三一
合計	一一、三八七	八、一〇二

市場賃貸料——一九四〇年及び一九四一年度の各市場別實收額は左表の通りである。

市場賃貸料（單位元）

市場別	一九四〇年	一九四一年
西摩路市場	—	一八、八六一
虹口東部市場	一一	—
エルヂン路市場	六、五六六	一一、四五六
小沙渡路市場	一三、二九三	二二、〇六三
福州路市場	五〇、〇七一	八一、〇四二
虹口市場	八二、八四九	一七一、三三四
遼陽路市場	二、六九四	四、七〇七
モホーク路市場	六、一二〇	一〇、六四七
新開路市場	三〇、七〇二	五二、八五三
北福建路市場	六、六二〇	一一、七一二
北京路市場	三五、四〇三	五二、九八四
平涼路市場	六、八〇四	一四、六一三
パルドン路市場	八、三六二	一四、八四五
松潘路市場	三、二〇七	六、〇四四
齊々哈爾路市場	五八六	七〇八
匯山路市場	九、七三三	二一、一二三
梧州路市場	一、七五〇	三、五四六
楊樹浦路市場	—	—
合計	二六四、八七一	四九八、五三八

特別附加料金

六月三〇日迄	一〇%	一一、三五二	—
七月一日以降	五〇%	五九、七二八	—
總計		三三五、九五一	四九八、五三八

民事訴訟——本年度は主としては税金取立のため八十二名の債務者を告發した。斯くして取立てた税金の額は九九、一三二元三角九分に上つた。これらの事件に於てとられた法律的手續の内譯は次の如くである。

被告の提起した控訴	四件(全部却下)
拘引狀を得たるもの	四件
拘引狀を執行したるもの	四件
封印命令を得たるもの	二九件
封印命令を執行したるもの	一〇件
假差押を得て執行せるもの	二件

屠殺場手數料——本料金は一九四〇年の一五四、六五六元に對し一四一、九八三元に達した。

音樂會收入——收納課職員の取扱つた入場料は一九四〇年の五五、八四五元に對し六一、三六二元に達した。

一九四一年度決算

この内譯は次の通りである。

交響樂演奏(ライシヤム劇場)	五二、三七四元
野外演奏(クーカザ及ヂエスフイールド公園)	八、九八八元

公園入場券賣上——本年度中發行された公立公園の入場定期券數は一九四〇年の四三、八五〇枚に對し六七、六六三枚であつた。一九四一年六月一日より實施の改正料金は附加料品をも含めて次の如くであつた。

各公園共通券	五元
ヂエスフイールド公園以外の公園共通券	二元

部局勘定——本年度中收納課の受入れたる部局勘定一三、三三五口、その金額は三、七三二、四九九元一角八分であつた。

授業料——一九四一年の春季及秋季學期に收納課の受入れたる授業料は左表の通りである。

春季學期

學校名	生徒數(人)	授業料(元)
華童公學	五九七	四二、九八四・〇〇
格致公學	三九五	二八、四四〇・〇〇
育才公學	五七一	四一、一一二・〇〇
華人女子中學	五九四	三五、五六八・〇〇
喬中丞公學	三七二	二二、三二〇・〇〇
合計	二、五二九	一七〇、四二四・〇〇

秋季學期

華童公學	五六四	五八、〇九二・〇〇	一、二三二
格致公學	三九六	四〇、七八八・〇〇	三、四三八
育才公學	五三七	五五、三一一・〇〇	一、二八〇
華人女子中學	五六三	五七、九八九・〇〇	七九九
聶中丞公學	四〇五	三四、四二五・〇〇	一〇、一七三
合計	二、四六五	二四六、六〇五・〇〇	一、六二九

船舶入荷——船舶數二十二、工部局の各部局用荷物一、四九五個が通關し配給された。

外灘碼頭使用料——本收入は諸經費を差引き計六三五、三八三元一角六分に達し、豫算より二八五、三八三元一角六分の超過となつた。この增收は主として一九四一年九月一日より實施されたる料金十割引上に因るものである。

浮棧橋を使用した各種船舶の延隻數は九六、五一五隻であつた。

河南路福州路角自動車駐車場——本項の收入は年度中一五、九一八元六角に達した。

檢査狀況——左表は課稅家屋、要鑑札家屋及廣告揭示場等につき檢査員の活動狀況を示すものである。

	檢査數
建築中の洋式家屋	五八〇
新築完成の洋式家屋	七四四
增築及び改築の洋式家屋	一、〇三九
洋式家屋の取毀し	四二六
建築中の華式家屋	一、二三二
新築完成の華式家屋	三、四三八
增築及び改築の華式家屋	一、二八〇
華式家屋の取毀し	七九九
鑑札發給を申請した場所	一〇、一七三
鑑札發給ある場所の閉鎖	一、六二九
鑑札を有せずして營業してゐることを探知した場所	二、八六四
廣告板並にビラ貼場所	三、〇八九

一九三二年より一九四一年に至る經常部收入比較表を本報告に添付した。

財務局長　J・W・モーチヤー

自一九三二年至一九四一年經常部收入比較表（單位元）

年別	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
稅率（一般戶別課金）	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%	一四%	一六%	九月三十日迄一六% 十月一日以降一八%	一八%	二七%
地租	五四二、〇六四	六〇四、四八五	六九一、七〇〇	六九一、九七六	六九一、五三七	六九、七九、四四一	八〇二、四〇七	八、四〇三、〇三三	#二、五九、九八八	ϕ一、九四、八二七
戶別課金 一般	八九五、三六一	九五七、九五七	一〇、三五六、二三五	一〇、八四、四二四	九、六三、四〇二	八、七一、七〇六四	一〇〇、八二、一一九	二、九八二、一六八	#一八、九四六、〇一一	ϕ四〇、三六八、三九八
戶別課金 特別	五三二、三六	六三一、七一〇	七四二、四三七	七、七四、八八八	七、六二、七四四	六三三、九六五	八、四四、八六二	一、一三六、九二三	#一、八〇三、三〇〇	ϕ三、〇二四、二一五
特別廣告稅	二七、三九三	三三、三三三	三四、八一九	三三、六二〇	三三、六五九	二、五、三七九	二〇、七一四	二六、六五二	#五〇、一〇八	五九、五四四
碼頭稅	三六五、一九二	四八三、三八	四九二、七六二	四七〇、三一七	五五五、一二二	五四六、四七〇	一四三、七四一	四五九、九七〇	六六、九三〇	八七九、一五五
鑑札料	二、七九、三三四	二、九一、九、三三	三、〇九〇、六八六	三、〇七〇、〇八八	二、九四一、二七八	二、八〇二、九一三	X三、〇〇三、七六一	%三、九三七、四三一	†#五、二一〇、四五二	一〇、六四七、五九九
局有財產賃貸料	三三、七三三	三七、八〇三	三九、一〇五四	三九、一〇三五	三七、八七八	二、九九、八六四	六四九、四六九	八八六、一二八	ϕ一、一五〇、一九〇	一、五八二、八四九
公共事業及局營事業收入	一、七八一、三四六	一、九六〇、一六一	一、九八〇、一七〇	一、八九一、一〇五	一、九〇五、三四六	一、六六七、一三一	一、八四八、七七九	三四三、五八六	六、九三六、四一三	一〇、五八四、六二四
雜收入	一〇五四、七〇九	八一、九三六	一七、九七六	七三、五六七	五八四、三五六	三七、三三四	五七、八三五	三二四、二七六	一三、八四五二	ϕ六二四、〇六六
許可手數料										四五四、二三六
娛樂稅										一四八、八二三
經常部收入計	二、三六、一五八	二、二一、六六〇	二、九一七、三七九	二、九一四、四九八	二、三六五、一七一	二、六九九、五四一	三、〇四九、三九六	四六、七一、八四五	八九〇七一、六五五	

（註）

X　一九三八年七月一日ヨリ一〇%ノ附加稅（一三八、六三九元）ヲ含ム。

%　全年一〇%ノ附加稅（三四〇、九四六元）ヲ含ム。

#　一九四〇年七月一日ヨリ五〇%ノ特別附加稅ヲ含ム。

†　一九四〇年六月三十日マデ一〇%ノ特別附加稅ヲ含ム。

ϕ　市場賃料ニ對スル特別附加稅ヲ含ム　一九四〇年六月三十日迄——一〇%　一九四〇年七月一日以降——五〇%

ϕ　全年四〇%ノ附加稅ヲ含ム。

工部局一九四一年度一般會計歲入歲出決算總括表（單位元）

科目	豫算	決算
經常歲入		
一地租	一九四六〇〇〇·〇〇	一九四六二六七四八
一般特別稅		
華洋特別稅	二一一九八〇〇〇·〇〇	二五三〇〇四七四二
華洋特別稅	三五五九〇〇〇·〇〇	一四九七九〇〇七〇
華洋特別稅	二七三八〇〇〇·〇〇	二七四〇四八·五二
華洋特別稅	二五二〇〇〇·〇〇	二六三六三〇·〇二
華洋特別稅	一〇〇〇〇〇·〇〇	九五四四六六
華洋特別稅	六七九一〇〇〇·〇〇	七九一四六八二
華洋特別稅	一〇五〇二〇五〇·〇〇	一〇六四七九八九九·三
公共事業及局有財產收入	一一五一〇〇〇·〇〇	一一六八一四九九七
公共事業及局營事業收入	七五一六六〇·〇〇	一〇五四六四三〇
樂稅		一四八八二三〇〇
手續費		四五四三三六〇八
可數稅		六四〇六〇八
收入料	一〇五〇〇〇·〇〇	
上海市教育局札計繰入	九一一九四〇·〇〇	八〇七一六九八六
差生料繰入	三〇九七八〇〇〇·〇〇	三四〇一四九〇〇
引繰入	四九八五六二五	四八五三六二五
繰入ノ計	七四六四九〇·〇〇	八五三三六一
繰入額	一五〇〇〇·〇〇	一五〇〇〇·〇〇
計	六六九九七四〇·〇〇	一六八〇〇三七六
合計	一九四一年度決算報告	

科目	豫算	決算
經常歲出		
一警務費	一四五六〇〇·〇〇	三一五三二七四六
一警務費	一四八三〇·〇〇	一七三一四九三八
一警務費	五六六二三〇·〇〇	四七四二三〇·〇〇
一警務費	一九一九一六四〇·〇〇	三一五三二七四六
一警務費	一四八三〇·〇〇	一七三一四九三八
一警務費	一〇五〇〇·〇〇	六九九七七八二七
一警務費	一〇〇·〇〇	一〇七·二五
一警務費	四五〇·〇〇	四三〇〇
一警務費	一〇〇·〇〇	
一警務費	二〇〇·〇〇	五〇〇
一警務費	一〇〇·〇〇	
一警務費	一八六〇〇·〇〇	五一九六六·六二
一警務費	五〇〇·〇〇	四三〇〇
一警務費	六〇〇·〇〇	五〇四〇·五
一警務費	三一六〇·〇〇	一五〇六〇·五〇
一警務費	一八六〇〇·〇〇	一四八二七四
一警務費	一

工部局一九四一年度教育會計歲入歲出決算總括表

（單位元）

科目	豫算	決算
經常入會計	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
經常收割部	一〇〇,〇〇〇·〇〇	一〇〇,〇〇〇·〇〇
歲入總額	四〇〇,〇〇〇·〇〇	四〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	一〇〇,〇〇〇·〇〇	一〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	四〇〇,〇〇〇·〇〇	四〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	一〇〇,〇〇〇·〇〇	一〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	三〇〇,〇〇〇·〇〇	三〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	四〇〇,〇〇〇·〇〇	四〇〇,〇〇〇·〇〇
臨時費	一,〇〇〇,〇〇〇·〇〇	一,〇

工部局

十一月三十一日現在

負債資產對照表（單位元）

科目	金額
工部局負債部	
一九一一年度決算報告	
一右恩給基金計……金	一〇、八六六、〇〇〇·〇〇
附加一九一四年度債券一月十二日現在殘額……債券	一、九四〇、〇〇〇·〇〇
一九一四年度債券一月十二日現在殘額……債券	一、〇〇

減	
公工債券額	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
部債券額	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
局局面金	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
局局價投	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
債額資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

小債券額	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
共小カ工債券額資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
一右二中定小	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
般基金投合計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
期國預銀行金	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
ケ株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上海水道株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
消差差建	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計現土土現	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
貯藏品	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
差差	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
引引備品及裝置其他別表ニ所揭價額	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
引引現減在價	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
物地ニヨリ岸壁生其他別表ニシタル及ニル所諸道路揭償用定	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
現減在價表	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
耗	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
在價表	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
價價所	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
額却揭額却揭	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
品	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
額資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

恩	
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
公工債定横三非中定小チ土メ上中上上公工債退信	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海電話株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海土地株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海電力株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
公給部額分半他債券額資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工債基	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
部債券額	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
局局面金	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
局局價投	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
債額資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

受	
香港興濱崇建	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
小華橫	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
軍小同一九四〇年局債債額額定金行	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
法香華橫港興濱幣鉸	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
一上商正建	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
米海業金	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
米銀銀	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
特別米穀勘定行	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
雜勘産事業定	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
雜定資	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生合ヨ囚ンクリート製品製造所	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生合人産事業計	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
土地計チーイーマーテン株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地一土地區分第五七二號丙區ノ地券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上海水道株式會社株券	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
甲種株券金五拾圓法幣換算一圓ニ付二〇〇〇圓	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
乙種株券金二拾圓法幣換算一圓ニ付一〇〇〇圓	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
丙種株券金拾圓法幣換算一圓ニ付五〇〇圓	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
右ノ通法幣換算ニ付テハ九月一日ヲ基準トシテ換算シタル金額ヲ掲ケタリ	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
信託人ニ対スル債務ハ元本ニ付テハ九月一日ヲ基準トシテ換算シタル金額ヲ掲ケタリ	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海共同組合ノ債務ハ元本ニ付テハ九月一日ヲ基準トシテ換算シタル金額ヲ掲ケタリ	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海共同組合ノ債務ハ元本ニ付テハ九月一日ヲ基準トシテ換算シタル金額ヲ掲ケタリ	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上海共同組合ノ債務ハ元本ニ付テハ九月一日ヲ基準トシテ換算シタル金額ヲ掲ケタリ	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

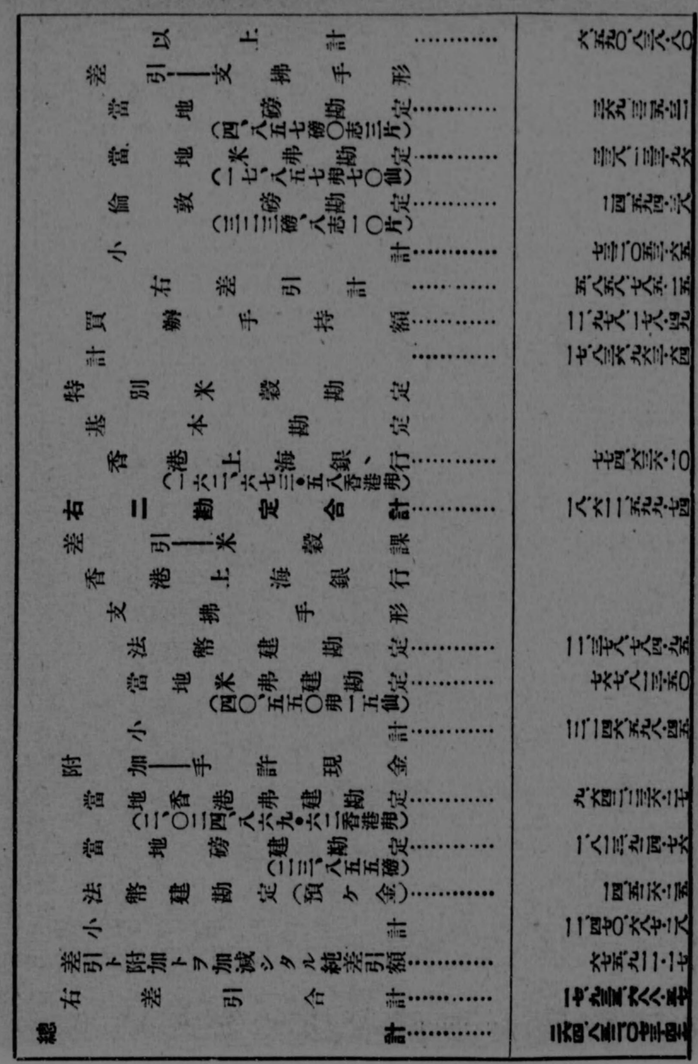

總	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
右差引ト附加トヲ加減シタル純差引額	六五九、二一七	七五九、二一七	八四四、六六六	一一四、〇六七、二八	一一四、〇六七、二八
小法幣建勘定（預ケ金）	一四五、六二五	一四五、六二五	一四五、六二五	一四五、六二五	一四五、六二五
小法幣建勘定（地香港弗建勘定）	一、三、八五五	一、三、八五五	一、三、八五五	一、三、八五五	一、三、八五五
小法幣建勘定（地香港弗建勘定）	二、〇二四、八六九、六二五	九四四、三六二、七	一、八三、九四七、六	一、八三、九四七、六	一、八三、九四七、六

教育	貯蔵品及備品	二、一五〇、八一八	一、九二一、二六八	一、九四九、四六八	三、九八一、三一六	六、九九九、八一〇				
		二、一五〇、八一八	一、九二一、二六八	一、九四九、四六八	三、九八一、三一六	六、九九九、八一〇	九·三一	七·九一	八·三二	七·九三	七·一〇
財務局	貯蔵品及備品	一、一〇一、二九五·〇	一、一二一、三七〇·〇	一、一五〇、〇六四·〇	一、八八八、八三三·〇	三、〇一〇、三一五·〇				
		六、四四、七四四	一、一〇一、〇〇〇	一、一二一、九一四·八	一、八八八、八三三·〇	三、〇一〇、三一五·〇	四·八六	四·九九	四·七四	四·一二	四·〇八
總務局	貯蔵品及備品	四、六七一、一〇〇·〇	四、七七〇、〇〇〇·〇	六、一二一、九三一·〇	八〇、一一六·三	一、一八八、三三三·九				
		一、三六、三四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九一九、九三一	八〇、一一六·三	一、一八八、三三三·九	一·〇三	一·九一	一·一〇三	一·八〇	一·四一
工業社會部	貯蔵品及備品	五、八〇五·九一	五、一一〇·三一	九、八一〇·六七	一三、一一九·六七	三三、〇〇一·一三				
		五、八一〇·九一	五、一一〇·三一	一〇、〇一一·六七	一三、一一九·六七	三三、〇〇一·一三	〇·一六	〇·一一一	〇·三四	〇·三五	〇·一六
法務局	貯蔵品及備品	一四、八五五·九九	一、一一一·一九	一九、五一一·三一	一、八一一·一〇·〇	四、三三、三八九				
		一四、八五五·九〇	一、一一一·一九	一九、五一一·三一	一、八一一·一〇·〇	四、三三、三八九	〇·六五	〇·六五	〇·六四	〇·六四	〇·三一
華語研究顧問部	貯蔵品及備品	九、八六六·七一	一〇、一八一·四一	一一、一八〇·一六	一、七一一、六六·四一	一四、八八〇·六〇				
		九、八六六·七一	一〇、一八一·四一	一一、一八〇·一六	一、七一一、六六·四一	一四、八八〇·六〇	〇·四一	〇·四一	〇·四一	〇·三九	〇·一七
一般利子手數料及他局債償還費		一、六六四、三一八	一、一八〇、九一八·一	五、〇一四、一四〇	九、六六四、三一八	一〇、四〇一、一四〇	七六·一一	一一·一一	一六·三一	一一·四四	一一·九九
		一、三一七、一八〇	一、六六〇、〇九九	一、一一一、四三一·三一	一、三一七、一八〇	五、〇〇〇、一〇一·〇九	六·三四	六·六一	七·三一	六·三四	五·一八
		一、三六〇、三一一	一、九一〇、〇六六	一、〇六〇、〇三一	一、三六〇、三一一	五、一一一、一一一·〇六	〇·六九	一·一八	一·一九	一·四〇	一·四九
經常部歳出合計		一四、九六三、三一六	一六、一四一、一四一·四一	一五、一八一、一一一·一一	四一、一一一、一一一·一一	八九、六四四、三一一·三一	一〇·三一	一〇·三一	一一·六六	一一〇·一一	九·三一
赤字		一一、一三一、三六六	一、〇六〇、〇九〇	九、〇八四、一一一	一四、一一一、一一一·一一	一、四八四、〇一八	九·三一	一·三一	一·六六	一一〇·一一	＋〇·四八
經常部歳入合計		一三、八一〇、八一四·〇九	一四、九八一、六六六·一一	一五、〇一一、一一一·一一	四一、一一一、一一一·一一	八九、六四四、三一一·三一	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇

＊教育會計ヘ割當ラレタル額ヲ含ム。
＋剰餘

一九四一年十二月三十一日現在局債未償還現在額

發行年度	發行許可額	實際發行額面	一九四一年十二月三十一日現在額未償還	利率	均發行價格平	期限	償還開始年月日	償還完了年月日
	兩	兩	兩					
一九二六年	九、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	六分	九八·〇〇〇	十年—二十年	一九三六年十二月三十一日	一九五六年十二月三十一日
	元	元	元					
一九四九年	一、六〇〇、〇〇〇	一〇、四〇四、七〇〇	一〇、四〇四、七〇〇	五分	一〇一·六八	十年—二十年	一九四四年十二月三十一日	一九五六年十二月三十一日
一九三六年	二、〇〇〇、〇〇〇	七、五七七、四〇〇	七、五七七、四〇〇	五分半	一〇〇·六七	十年	—	一九四六年十二月三十一日
一九三七年	二、三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	五分	九八·〇〇〇	十年—二十年	一九四七年十二月三十一日	一九五七年十二月三十一日
一九四〇年	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	六分	九五·〇〇〇	一年—十年	毎年六月三十日及ビ十二月三十一日ノ二回ニ抽籤償還ス	一九五〇年十二月三十一日
一九四一年	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	六分	九五·〇〇	一年—十年	同上	一九五一年十二月三十一日
		五一、九六二、一〇〇	五一、九六二、一〇〇					
		磅	磅					
一九三九年		四五、〇〇〇	四三、〇〇〇	三分半	パー	十年	六ヶ月前豫告	一九四九年九月三十日

工部局一九四一年十二月三十一日現在財產目錄（單位元）

一、土地

科目	在一九四一年一月一日現價格	附年加度額中	調整年度及中實地現減	一九四一年十二月三十一日現在價額
義本				
義勇團總部	四四五六·七三七·二元			四四五六·七三七·二元
消防署				
消防隊				
愛而考克路屯所	三九五·10五·00			三九五·10五·00
東區火藥庫	六三四·三四			六三四·三四
動員貯藏所	六·三六八·四六			六·三六八·四六
愚園路宿舍	三六九·九八0·00			三六九·九八0·00
小銃射擊場	二·00二·四00·00			二·00二·四00·00
靜安寺署	二三·二七五·00			二三·二七五·00
中央署	八三·七三0·二七			八三·七三0·二七
虹口署	二二七·九二二·八九			二二七·九二二·八九
宜昌路署	四七·五五三·三五			四七·五五三·三五
周家嘴分署	四七·四八四·二0		(一) 二四·00·二0	三三四·八0·00
新閘署	二四五·三六·六七			二四五·三六·六七
匯山分署	三六·六四三·三六			三六·六四三·三六
匯山分署成都路屯所	二0六·01三·九九			二0六·01三·九九
匯山分署楊樹浦署及犬舍	10三·三六四·四七			10三·三六四·四七
匯山分署隙園所休息及署宿舍備	八四九·0七六九			八四九·0七六九
匯山分署新閘路署	四四·六八·11			四四·六八·11
匯山分署普陀路署	七·七10·四九			七·七10·四九
匯山分署老閘路署	八六六·八五·三四			八六六·八五·三四
匯山分署虹口及署犬舍	三五八·二九三·七1			三五八·二九三·七1
匯山分署樣戈路署犬舍訓練所	八六三·四三九·七二			八六三·四三九·七二
匯山分署成都路署及宿舍	三三九·九·三三			三三九·九·三三
匯山分署中央署	大1·四四四·五四			大1·四四四·五四
匯山分署楊樹浦署及宿舍	一八四·三四·六六			一八四·三四·六六
匯山分署愛文義路宿舍	四七六·01			四七六·01
匯山分署楊樹浦分署	九三0·七六九			九三0·七六九
匯山分署吳淞分署	10五·1八六·00			10五·1八六·00
匯山分署虹口分署	三四·三六·七1			三四·三六·七1
匯山分署楊樹浦分署	一四·三四·六六			一四·三四·六六
匯山分署吳淞分署	四·三六·01			四·三六·01
宿舍				
輪河婦南宿舍看守所	三四·1七0·六六			三四·1七0·六六
西部燃病院煤地	六九·三四·五0			六九·三四·五0
結核療養所	八五·三四·00			八五·三四·00
芙蓉山療養所	一六·三三·三四			一六·三三·三四
神經病院煤地	三四七·四五·三六			三四七·四五·三六
精神病院	1四·三七0·六六			1四·三七0·六六
支那人避病院	三六0·四1·三六			三六0·四1·三六
外國人避病院	1七1·六0五·九九			1七1·六0五·九九
失恩醫院	七五10·00			七五10·00
病院				
衛生局				
教徒寺院	三三·三0·00			三三·三0·00
教徒火葬場	六七六·六三			六七六·六三
教徒宿舍	四1·大六·二八			四1·大六·二八
華德路監獄	1·三三·六六五·七三			1·三三·六六五·七三
監獄及感化院				
札周家嘴及檢查所	五三·六0·九五1			五三·六0·九五1
人力車所	七·六三·三七			七·六三·三七
婁倫路監獄				
車馬公路				
派出所				
支那人宿舍	六·九九·二二			六·九九·二二
匯山人印度所	六·九九·二二			六·九九·二二
彌勒路廠舍	八九九·七四1			八九九·七四1
卡德路宿舍	八·1六0·八四			八·1六0·八四
死體假置場	1六四六·七三			1六四六·七三
各員事務所	1四·三三0·四1			1四·三三0·四1
各市場	二八六六五·三六		(一) 六四·四七五六	二六1·六0四·六0
屠殺場	四四三五七·三五			四四三五七·三五
屠殺處置所	五1·七三五·八八			五1·七三五·八八
及獸肉冷凍倉庫	1三六六1五·三八			1三六六1五·三八
野外水泳場及涼亭	七六四0·00			七六四0·00
華德路豚屠殺場	1三七1六·0八			1三七1六·0八
福煦路屯積地	五八三五九·八五			五八三五九·八五
中央洗濯所	八·0七七0			八·10七七0
工務局				
派出所				
安東路派出所	1六六·五1·六1			1六六·五1·六1
培開爾路派出所	四·000·00			四·000·00
白利南路派出所	1七九五0·00			1七九五0·00
卡德路派出所	八三·九五五·0四			八三·九六五·0四
狄思威路派出所	九八·四九·六五			九八·四九·六五
怡和路派出所	四四五0·三五0			四四五0·三五0
婁倫路派出所	10八五0·三五1			10八五0·三五1
戈登路派出所(三)	10四·八11·1九			10四·八11·1九
麥根路派出所	六·1八八·八1			六·1八八·八1
北河南路派出所	1101·110九·九七			1101·110九·九七
克路派出所	九1·三四1·九五			九1·三四1·九五
吳淞派出所	四六·三四六·1六			四六·三四六·1六
安德路派出所	1八·三三四1·00			1八·三三四1·00
死體假置場	1六四六·七三			1六四六·七三
各員事務所	1四·三三0·四1			1四·三三0·四1
各市場	二八六六五·三六		(一) 六四·四七五六	二六1·六0四·六0
屠殺場	四四三五七·三五			四四三五七·三五
屠殺處置所	五1·七三五·八八			五1·七三五·八八
及獸肉冷凍倉庫	1三六六1五·三八			1三六六1五·三八
野外水泳場及涼亭	七六四0·00			七六四0·00
華德路豚屠殺場	1三七1六·0八			1三七1六·0八
福煦路屯積地	五八三五九·八五			五八三五九·八五
中央洗濯所	八·10七七0			八·10七七0

| | | |

| 区分 | 大西路 | 文化女子大学校 | 小学校 | 公園 | 公園 | 公園

| | | |

事業	什器及雜品	外國人學校	什器及雜品	公立トーマス男子學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	西區公學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	家事工藝學校	什器及雜品	公立トーマス女子學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	家事工藝學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品
工務課	什器及雜品	國立大學	什器及雜品	公立トーマス男子學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	西區公學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	家事工藝學校	什器及雜品	公立トーマス女子學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	家事工藝學校	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品	實驗器械	什器及雜品
工部局	醫藥器具	三六六·三四	七六八·九五	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇
工部局	醫藥器具	三六六·三四	七六八·九五	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇	三六六·三四	一七六·〇〇

合計	廟產	義塚	消防隊	合計	實驗器械	什器及雜品	華人補習學校	實驗器械	什器及雜品	華人女子中學	體操器械	手工實習設備	實驗器械	什器及雜品	格致公學	體育設備	手工實習設備	實驗器械	消防用具	什器及雜品	華中公學	實驗器械	什器及雜品	青年公學
三六〇·〇〇	一七六·〇〇	一七六·〇〇	一七六·〇〇	三六〇·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇
三六〇·〇〇	一七六·〇〇	一七六·〇〇	一七六·〇〇	三六〇·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇	一三六·〇〇

一九四一年各種生產事業會計明細表（單位元）

一、コンクリート製品製造所會計

（一）事業勘定

借方	金額	貸方	金額
一九四一年十二月三十一日現在在庫品		一九四一年十二月三十一日現在在庫品	
コンクリート製品	七四六·六七	コンクリート製品	一四一·六三·一〇
セメント	三六一·四一·三六	セメント	六六八·六三·七〇
補強鋼鐵	二一〇·九六·六四	補強鋼鐵	一四七·六一·六三
小計	四六六·六六·九六	小計	一·〇三六·八四·〇六
製造勘定		製造勘定	
コンクリート製品原價	一一〇·九四三·二六	一九四一年十二月三十一日現在在庫品	
補強鋼鐵	六八·〇二·〇六	補強鋼鐵	三七·二一〇·四四
小計	二九·八四·九六	小計	一一·九四·一六
合計	一·一四四·四三·二六	合計	一·一四四·四三·二六
總利益	二一〇·九四·九〇	總利益	二一〇·九四·九〇
職員給料	三一六·〇六·七一		

（二）貸借對照表

負債	金額	資產	金額
資本勘定	一·〇四四·四三	土地	三六·九三·七六
維持負債	九七·一一	建物	
一般準備金所屬現金	四〇一·六六·四四	一九四〇年十一月三十日現在殘額	八一·六六·六八
整理勘定	一六四·四一·三四	控除——減價償却	二一·四一·四一
		差引現在額	一六·三六·一六
		設備	
		製造及試驗機械等他	六六〇·一六·〇〇
		備品其他	五〇·〇〇
合計	一·一四四·九六·三一	合計	一·一四四·九六·三一

二、印人勞働會計

（一）事業勘定

借方	金額	貸方	金額
一九四〇年十二月三十一日現在在庫材料代金	六六〇·八六·九一	一九四一年十二月三十一日現在在庫材料代金	九三〇·七七·四六
總利益	一一七·四三·六七		
		賣却高	九三·一一·九六
合計	一·八九二·九七·一六	合計	一·八九二·九七·一六
總利益	三九六·六六·四〇	純利益	三九六·六六·四〇
華人職員給與	二四八·六六·八三		
管理費	三七·三九·二九四		
總務及會計費	七八·〇〇		
利子	四三·七六·六六		
減價償却費	七三·四四·二三		
維持費	五七·三二·七一		
運搬費	二八〇·七六·九九		

（二）貸借對照表

負債	金額	資產	金額
資本勘定	三一·七〇·二一·七	土地	四〇·一三九·一六
維持負債	五七·四〇·八	建物	
出獄給與及旅費基金	一七四·六四·四七	一九四〇年十一月三十日現在殘額	七一·三九·九
一般準備金所屬現金	一六八·八二·九七	控除——減價償却	五六·四〇
整理勘定	二八·五二·八三	差引現在額	六六·六六·五六
		設備	
		一九四〇年十一月三十日現在殘額三種	四·〇〇·一一
		控除——減價償却	七一·七五·八〇
		差引現在額	四一·八四四·一六
		小附加計	一〇六·三四·五六
		貨物自動車	一〇〇·〇〇
		一九四一年十二月三十日現在在庫品	九三·一一·九六
		資產計	一一〇·七四·六三·四一
合計	一·一四四·九六·三一	合計	一·一四四·九六·三一

三、生產事業——整理勘定

（一）貸借對照表

負債	金額	資產	金額
資本勘定	一·〇四四·四三	土地	三六·九三·七六
維持負債	九七·一一	建物	
一般準備金所屬現金	四〇一·六六·四四	一九四〇年十一月三十日現在殘額	八一·六六·六八
整理勘定	一六四·四一·三四	控除——減價償却	二一·四一·四一
		差引現在額	一六·三六·一六
合計	一·一四四·九六·三一	合計	一·一四四·九六·三一

（二）貸借對照表

負債	金額	資產	金額
資本勘定	三一·七〇·二一·七	土地	四〇·一三九·一六
維持負債	五七·四〇·八	建物	
出獄給與及旅費基金	一七四·六四·四七	一九四〇年十一月三十日現在殘額三種	七一·三九·九
一般準備金所屬現金	一六八·八二·九七	控除——減價償却	五六·四〇
整理勘定	二八·五二·八三	差引現在額	六六·六六·五六
		設備	
		一九四〇年十一月三十日現在殘額三種	四·〇〇·一一
		控除——減價償却	七一·七五·八〇
		差引現在額	四一·八四四·一六
		小附加計	一〇六·三四·五六
		貨物自動車	一〇〇·〇〇
		一九四一年十二月三十日現在在庫品	九三·一一·九六
		資產計	一一〇·七四·六三·四一
合計	一·一四四·九六·三一	合計	一·一四四·九六·三一

負債	金額	資產	金額
管理、總務及會計費	九六六·〇〇	殘物賣却	五三五·五〇〇
減價償却	二九一·四二	試驗料	一一二·三〇·五八
利子	六四一一·九一		
維持費	四三五·九六		
光熱費	五八六〇·二七		
小計	六四七一·八〇		
總計	一六一〇·三六六	合計	一·三七〇·五〇·四八

負債	金額	資產	金額
合計		小計	一一九·六一·四六
總利益（整理勘定へ振替）	二〇·七〇·四四·九四		
合計	二六·六六·四〇	合計	二六·六六·四〇

借方	金額	貸方	金額
經常部歲入振替據出金		囚人勞働	
囚人勞働	五〇〇〇〇〇〇〇〇	利益金繰越額	二八五四六八九
コンクリート製品監造所	五〇〇〇〇〇〇〇〇	本年度振替利益	二〇九七〇四九四四
小計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇	小計	三三八二五一八三
利益金繰越高		コンクリート製品製造所	
囚人勞働	二八八二五一八三	利益金繰越額	一五二一四〇五六
コンクリート製品製造所	二六三一七四二四	本年度振替利益	一六一〇三六六八
小計	五五一四五六〇七	小計	三一三一七四二四
一般準備金所屬現金		殘額	一一三三五〇八四一
囚人勞働	七三一八二一九七		
コンクリート製品製造所	四〇一六九六四四		
小計	一一三三五〇八四一		
合計	一七四九三四四八	合計	一七四九三四四八

一九四二年度豫算

一九四二年度豫算

茲に一九四二年度工部局歳入歳出豫算を一括して提出するのは一九三一年に採用せられたる教育會計を一般會計より分離計上する方針を放棄するのを得策と認めたため從來の慣行を取止めたのに基くものである。該豫算は最終的に左の如く編成せられた。

經常部歳入及歳出

經常部歳入豫算	一〇四、三二五、八五〇元
經常部歳出豫算	一〇四、五〇七、〇九〇元
經常部剰餘	一八、七六〇元

臨時部歳入及歳出

臨時部歳入豫算	一四、二一七、八七〇元
臨時部歳出豫算	一四、二〇一、八八〇元
臨時部剰餘	一五、九九〇元

一九四一年度及一九四二年度兩豫算の比較對照

次表は一九四二年度經常部歳入及歳出豫算を前年度と比較し其の增減を示したものである。而して變動に關しては説明書中の夫れ夫れの項下に記述した。(單位元)

經常部歳入	一九四一年度豫算	一九四二年度豫算	增加	減少
地租	一九四五〇〇〇	一八一七〇〇〇		二二九、八六〇
一九四二年度豫算				
一般戸別課金(洋式)	三二一九八〇〇〇	三二一九三〇〇〇		三六七九六〇
一般戸別課金(華式)	一三五三九〇〇〇	一四八九一三六〇		
特別戸別課金	二九八八〇〇〇	六八四八〇		二九一九五二〇
特別廣告稅	一〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇		二〇〇〇〇
碼頭稅	六三五〇〇〇	一五〇〇〇〇		四五五〇〇〇
鑑札料	一〇五三五〇五〇	一五五二一〇一〇		
局有財産賃貸料	六一七〇〇〇	一一六〇八四〇		
公共事業及局營事業收入	七五一六六九〇	七七一一一〇〇		
娯樂稅		四六五二〇〇〇		
許可手數料		三五〇〇〇〇〇		
雜收入(教育ヲ含ム)	一〇七四〇〇〇	一二七三〇三〇		
新稅				
物品小賣稅		五五〇〇〇〇〇		
電話稅		三五〇〇〇〇〇		
宿泊飲食稅		六〇〇〇〇〇〇		
一般準備金ヨリ繰入	一、五〇〇、〇〇〇			一、五〇〇、〇〇〇
前年度ヨリ繰越		四三八八五〇		四三八八五〇
合計	八〇、一〇九、七四〇	一〇四、五三五、八五〇	純增加 二四四一六一一〇	三〇八七八、四五〇 六、四六三、三四〇

經常部歳出	一九四一年度豫算	一九四二年度豫算	增加	減少
義勇團	八四四、一〇〇	二八二八四〇		五六一、二六〇
消防隊	三、二三五、九六〇	四〇四〇五六〇	九四四、六〇〇	

警察部				
一般	二九、一九二、六四〇	四一、八七一、六八〇	二二、六七九、〇一〇	
ロシア人補助隊	一四九、八一三〇	二、五八一、九八〇	一、〇八五、七七〇	
監獄及感化院	五八八、三七〇	一〇、一四三、八〇〇	四、三六〇、一〇〇	
保甲		一、一四六、七八〇	一、一四六、七八〇	
義勇警官隊	一〇七、六九〇	一一〇、〇〇〇	二、三七〇	
衛生局				
一般及病院	三、三六五、〇一〇	四〇、一一四、八二〇	七四九、八〇〇	
寄附金及補助金	一、一三三、三七〇	一、七一三、八一〇	五九〇、四四〇	
工務局	一〇、二一七、三八〇	一二、一六三、四〇〇	二、九四六、〇二〇	
工部局音樂部	三、七八、五四〇	二、五一、六〇〇		二六、九四〇
工部局圖書館	九七、三四〇	一〇一、五二〇	四、一八〇	
財務局	三、一二五、九一〇	三、七四〇、〇四〇	六四四、一三〇	
總務局	一〇、二一、七八〇	九、二〇、一一〇		一〇一、六四〇
工業社會部	二、八八、〇三〇	三、六九、一九〇	八一、一四〇	
法務局	四一一〇四〇	五、八八、七五〇		三、二、九〇
華語研究職譯部	二、三三、四三〇	二、四六、五一〇	二四〇、八〇	
教育費	四、五八〇、四六〇	四、七、三三〇、九〇	一八、二、六三〇	
一般費	九、三六、二〇、九〇	七、四四四、八二〇		一、九一七、二七〇
利子仲介料其他	三、七四五、三三〇	四、〇〇五、三五〇	二、六〇、〇二〇	
局債償還費	二、一四六、三六〇	三、一四六、三六〇	九〇〇、〇〇〇	
貯藏品及備品	三〇五、四九〇			三〇五、四九〇
合計	八一、〇五二、九一〇	一〇四、三〇七、〇九〇	二六、四九九、〇七〇	三、〇四四、八九〇
純增加				三三、四五四、一八〇

一、經常部歲入

經常部歲入豫算は全體として控目に編成せられたものと言へやうが、而も當地の一層の景況惡化が此の程度の徵稅成果の達成をも阻害するに至ることの無いやうに望むものである。

前掲の比較對照表によつて明かな如く各種財政の總計は一〇四、五二五、八五〇元と見積られたが、右は一九四一年度豫算に比し二四、四一六、一一〇元、卽ち三〇・四八％の增加である。

尙ほ右豫算には營業場所特別課金の受入は見積られてゐない。該課金は經濟狀況の先行不安に鑑み本年末に再考慮することとなつてゐる。

地租　一八、一七〇、一四〇元也

一九四二年度上半期は一九四一年度に引續き共同租界區域內土地（但し工部局局有土地及其他除外土地を除く）の見積價格に對する一・三五％プラス附加稅率四〇％（卽ち一・八九％）を課したが、七月一日からは之を二・五％に引上げた。而して全體として二〇％の減收を見積つたのは現在の狀況下に於て本稅種より受入れらるべき實際徵稅額を一應その程度に推測したためであつて、他方一九四二年中課稅せられるに至るべき開發非登記土地の新ロット下附も若干を見込んだ。

一般戶別課金（洋式家屋）　二一、九三〇、〇四〇元也

一九四二年度上半期の課稅率は一九四一年度に引續き賃貸し得べき洋式家屋（空屋並に工部局局有家屋及除外家屋を除く）の見積家賃額に對する二七％プラス附加率四〇％（卽ち三七・八％）であるが、七月一日より之を五〇％に引上げた。全體の見積家賃額は課稅不均衡調査特別委員會の多數者報告の勸告に基き自家用及賃貸家屋の再評價を廣範圍に行つたため、且新家屋の完成があつたため一九四一年に比し增加した。他方空屋に對する通常の準備控除に加へて、中央區及東區の見積家賃額については事業停止に伴ひ空屋となる虞ある商工業用洋式家屋に付夫れ夫れ五％及び七％の減額を見込んだ。

尙ほ一層確實性を增すため上記による稅收額に對し更に三〇％の天引を行つた。

一般戶別課金（華式家屋）　一四、八九一、三六〇元也

洋式家屋に付いて述べた說明は概ね華式家屋に於ても當てはまるものである。但し事業停止により空屋となるべき商工業家屋の家賃評價額を特に差引くことは取止めた。尙ほ起り得べき全體としての減收を見込んで二五％減を織込んだ。

特別戶別課金（洋式家屋）　六八、〇〇〇元也

同　（華式家屋）　四八〇元也

右二項は一九四一年度豫算に比し夫れ夫れ二五一、五二〇元の減收である。これは市參事會の決定により本年一月一日より滬西特別警察署の所管區域よりの徵稅を停止したためである。而して本件は一九四一年十二月十日の工部局及上海特別市政府間の取極事項の一項となつてゐた。

從つて本稅種より工部局の受入るべき收入は鐵道線路外の地域よりの徵稅に限られるに至つた。

特別廣告稅　八〇、〇〇〇元也

本豫想は昨年度豫算に比し二〇、〇〇〇元の減少である。これは戶外廣告契約の多くは期限切れとなるか或は更新せられないものと豫想せられることに基くものである。

碼頭稅　一五〇、〇〇〇元也

本稅種の收入は商業の盛衰によつて決定するもので豫測し難い。從つて右豫想は單なる名目的のものに過ぎない。

鑑札料　一五、五一一、〇一〇元也

本稅種よりの受入見込額は一九四一年度豫算に比し五、〇〇八、九六〇元の增加である。但し右の比較は必ずしも當らない。卽ち斯くの如き相違を生じたのは轉貸家屋に關し本年四月一日より實施せられた鑑札統制法によつて受入れらるべき見込額一、三五〇、〇〇〇元を含めたのによるものだからである。それどころか事態の急變により惹起された自動車使用の激減の爲この部面に於ける收入減は昨年度豫算に比し約四、〇〇〇、〇〇〇元に達したもので、右の減收は他の凡ての鑑札料金の引上げ並に代用諸車の鑑札下附要求增加によつて補塡せられ尙ほ若干の增加を見るに至つた次第である。全鑑札料金が實質的に增加せる次第は戶別課金、地租、碼頭稅並に鑑札料の表によつて明かであらう。

局有財產賃貸料　一、一六〇、八四〇元也

本種目下の最大項目はバンド前面碼頭設備の運用より生ずるものである。而して一九四二年度に於ける本財源よりの純受入見込額は六八七、八四〇元であるが、右豫想の實現如何は一般的には貿易狀況に依存し、且つ貨物及ひデルタ・ボートの荷積卸に對する許可制を今後共繼續許容さるや否やに依るものである。殘額の四七三、〇〇〇元は公設屠殺場等を含む局有財産の賃貸より受入れられるべき賃貸料見込額である。

公共事業及局營事業收入　七、七一一、一〇〇元也

本種目下の主要項目は公共事業會社の特許料で、其の內譯は上海電力五、六八二、〇〇〇元、上海製造電氣（電車）九一二、五〇〇元、上海電話六一五、〇〇〇元、上海瓦斯二五〇、〇〇〇元である。但し上海バスよりの特許料受入は含まれてゐない。

殘額二五一、六〇〇元は共同租界及佛租界電車會社の支拂ふ運轉哩數稅其他の料金一七六、六〇〇元及び工部局局營事業より一般基金勘定への繰入見込額七五、〇〇〇元の和である。

滬西電力會社よりの特許料は滬西當局へ支拂はれることとなつたから之を削除した。

娛樂稅　四、六五二、〇〇〇元也

本項は豫算面には初めて表はれて來た。本稅は娛樂義捐金に代つて一九四一年五月一日より賦課せられたるものである。而して本稅による收入は信託證書によつて一九四一年度局債の償還のための擔保に供されてゐる。本稅の稅率は本年五月八日より現在の一〇％を三〇％に引上げることとした。

許可手數料　三、五〇〇、〇〇〇元也

本稅は現在實施中若くは今後創始すべき價格、食料品及諸商品の統制によつて受入れられる新財源である。尤も右統制實施の諸費用に付いては豫算の他の個所に計上して置いた。

雜收入　一、二七二、〇三〇元也

本項下には糞尿汲取請負よりの收入の約半分一、一三七、〇三〇元が割當てられてある。右請負收入の殘額は豫算歲出の部中排水及下水の欄に受入額として殘され工務局所管該事業の本年度經費豫想額と見合になつてゐる。

新稅　一五、〇〇〇、〇〇〇元也

豫算の狀況は前述の如き地租、一般戶別課金及其他諸料金の本年七月一日よりの增徵による增收を以てしても尙ほ收支均衡するに至らない。そこで財源を探査する必要を生じたので左記の如き稅源を考慮することとし、之を上記の普通稅增徵案確認と共に工部局特別諮問委員會に諮つたところ其の承認を得た。即ち次の通りである。

（一）電話稅　三、五〇〇、〇〇〇元也

（イ）住宅用電話一本に付一ヶ月五元竝に事務所用電話一本に付一ヶ月一〇元の稅

（ロ）住宅用電話副線一本に付一ヶ月二元營業用電話副線一本に付一ヶ月四元の稅

（ハ）新取付一本に付五〇元の稅

（ニ）移轉一本に付二〇元の稅

但し一九四二年五月一日より實施

（二）宿泊料及旅館、レストラン、キヤバレー等に於ける飲食費に對する稅六、〇〇〇、〇〇〇元也

上記の建物內に於ける如何なる形式の接待に對する料金をも含む

全勘定書の一〇％課稅、但し五元以下の場合は免除す。

但し一九四二年五月八日より實施

（三）物品小賣稅　五、五〇〇、〇〇〇元也

共同租界內に於て一九四二年六月一日及び同日以後行はれる凡ての小賣に對し賣上價額の二％を課稅す。但し前記（二）に於て他の方法に依り課稅せられる販賣に對しては之を除外す。

二、各種租稅

市參事會は左記の諸稅の賦課を承認した。

地租（借地）　共同租界內にある一切の土地の評價額に付一九四二年一月一日より一・三五％に附加稅率四〇％を加へたる率及び一九四二年七月一日より當分の間は二・五％の率の課稅をなし、借地人より半年每に前納せしむるものとす。

地租（所有地）　共同租界內にある方簞、地奈其の他の土地所有權を證明する華人側の書類の存する總ての土地に對し、その評價額に付一九四二年一月一日より一・三五％に附加稅率四〇％を加へた率及び一九四二年七月一日より當分の間は二・五％の率の課稅をなし、土地所有者より半年每に前納せしむるものとす。

一般戶別課金　共同租界內にある建物の家賃評價額に付一九四二年一月一日より二七％に附加稅率四〇％を加へたる率及び一九四二年七月一日より當分の間は五〇％の率の課稅をなし、年四回居住者より前納せしむるものとす。

特別戶別課金　共同租界外鐵道線路以西にあつて公益事業施設其他の工部局の提供する恩惠を受けてゐる建物の家賃評價額に付一九四二年一月一日より當分の間一七％に附加稅率四〇％を加へたる率の課稅をなし、年四回居住者より前納せしむるものとす。

特別廣告稅　一九四二年一月一日より當分の間廣告一平方呎に付年三角三分乃至八角を許可申請者より半年每に前納せしむるものとす。

物品小賣稅　一九四二年六月一日より實施と共に當分の間

（イ）宿泊飲食稅の項下に別に課稅せらるる販賣

（ロ）登錄濟市場賣店及び有鑑札行商人により正規の商賣として行はれる市場取扱品及び食料品の販賣、竝に

（ハ）百平方呎未滿の場所を占有する市場賣店の販賣

を除き共同租界內に於て行はるる一切の小賣に對し二％を課し、每月納稅せしむるものとす。

電話稅　一九四二年五月一日より當分の間

住宅用電話一個に付一箇月五元

營業用電話一個に付一箇月一〇元

住宅用電話副線一個に付一箇月二元

營業用電話副線一個に付一箇月四元
新取付一個に付五〇元
移轉一個に付二〇元
を課税す。

宿泊飲食税　一九四二年五月八日より實施と共に當分の間
旅館、飲食店、酒場、下宿屋、茶館、店内賣り鑑札を有するビール小賣店、店内賣り鑑札を有する洋酒小賣店、キャバレー、喫茶店、料理屋等に於て飲食及び遊興に對し差出されたる一切の勘定書（但し五元未滿は除く）に對し一〇％
を課し、毎月納税せしむるものとす。

娯樂税　一九四二年一月一日より五月七日までは入場料の一〇％、一九四二年五月八日より當分の間は入場料の三〇％を課し、凡ての劇場、映畫館、音樂堂、小劇場及び曲馬場をして毎月納税せしむるものとす。

碼頭税　江海關を通過する寶石類を除く一切の貨物に對し關税額の一％を課す。寶石に對しては一、〇〇〇弗に付三角を課す。

一九四二年一月一日より當分の間、特別規定あるものを除き、左の如く前納せしむるものとす。

鑑札料

旅　館——店内賣鑑札　甲類（酒場あるもの）三ケ月毎に六七五元に、旅館の階級に從ひ一室につき三ケ月毎に三元乃至七・五元、一寢臺

に付三ケ月毎に一・五〇元乃至三・七五元を加算したるもの
乙類（酒場なきもの）三ケ月毎に前記の額に、旅館の階級に從ひ一室に付三ケ月毎三元に乃至五元、一寢臺に付三ケ月毎に一・五〇元乃至二・五〇元を加算したる額を課す。

貸切ホテル——店内賣鑑札＊三ケ月毎に二一元乃至五二五元
華人下宿屋　†三ケ月毎に一五元乃至八〇〇元
酒　場
酒類を備へる食堂　†三ケ月毎に五二五元乃至六七五元
映畫館劇場内の食堂　三ケ月毎に四二〇元
ダンスホール其他の娯樂場内の酒場　†三ケ月毎に五二五元乃至九〇〇元
臨時酒場　†一日に付三元乃至六〇元
飲食店
食事の時にのみ酒類を出すもの
甲類　二五人迄の許可されたる設備を有するもの三ケ月毎に二六〇元、二五人以上三ケ月毎に二六〇元に二五人を超過する人員一人に付三ケ月毎に一元を加へたるもの
乙類　二五人迄の許可されたる設備を有するもの三ケ月毎に二四三元、二五人以上三ケ月毎に二四三元に二五人を超過する人員一人に付三ケ月毎に七〇仙を加へたるもの　†三ケ月毎に二二・五〇元乃至二五二元
酒を備へぬもの喫茶店　三ケ月毎一〇五元
ビール小賣店
店内で飲ませるもの　三ケ月毎に五二・五〇元
店外で飲ませるもの
洋酒販賣業
店外で飲ませるもの——凡ゆる種類の洋酒の卸賣商、小賣商及びビール販賣商にして未だ小賣許可證を特たざる者より納付せしむ　＊三ケ月毎に二一〇元乃至一、〇五〇元
洋式下宿屋　†半年毎に一三・五〇元乃至三一・五〇元
家屋轉貸
第一級　‡四月一日より六月三十日迄は半年毎に一八元、七月一日以降は左の如し。
第二級　‡六室又は六室以下は半年毎に一八元
‡七室又は七室以上は半年毎に四八元
撞球場・球戲場　一臺或は一球道に付三ケ月毎に一五元
華式倶樂部　三ケ月毎に五二・五〇元

華式茶館　三ケ月毎に三元乃至三一五元
華式酒店
店内で飲ませるもの　†三ケ月毎に一二元乃至八四〇元
店外で飲ませるもの　†三ケ月毎に六元乃至四二〇元
煙草店又は同屋臺店　五月三十一日迄は場所により三ケ月毎に二〇元乃至八〇元、六月一日以降は左の如し。
煙草店　場所により三ケ月毎に二〇元乃至八〇元
煙草屋臺店　場所により三ケ月毎に四〇元乃至一六〇元
兩替店
外國貨幣を取扱ふもの　間口一二呎或はその端數に付三ケ月毎に一二〇元
其他　三ケ月毎に場所により三元乃至六元
金銀細工店　†三ケ月毎に一〇・五〇元乃至四二〇元
妓樓及歌女
妓樓　三ケ月毎に四八元
歌女　三ケ月毎に二四元
茶館　†三ケ月毎に一・五元乃至五〇〇元
華式食料品店——店外賣り　†三ケ月毎に一・五元乃至五〇元
飲食品屋臺店　†五月三十一日迄は三ケ月毎に一・五元

乃至一三〇元
廿六月一日以降は三ヶ月毎に三元乃至一六〇元
移動式飲食屋臺店　五月三十一日迄は三ヶ月毎に二五元
六月一日以降は三ヶ月毎に五〇元
果物店又は同屋臺店　五月三十一日迄は三ヶ月毎に一五元
六月一日以降は左の如し
果物店　三ヶ月毎に一五元
果物屋臺店　三ヶ月毎に三〇元
劇場・映畫館・音樂堂・小劇場及曲馬場　工部局に認許せられたる座席設備の等級及び入場料により一ヶ月毎に九〇元乃至六八四元
歌女・講談師　廿一ヶ月毎に四二元乃至四二〇元
以上列擧せる項目に入らざる市共他の公衆娯樂場　廿開場一日或は一夜に付一・五元乃至八四元
舞踏場　パートナーを雇傭せざるもの　五〇人迄の許可せられたる設備を有するもの一ヶ月に付一二〇元、五〇人以上のもの一ヶ月に付一二〇元に五〇人を超過するとき一人に付一ヶ月一元を加へたる額
パートナーを雇傭するもの　五〇人迄の許可せられたる設備を有するもの一ヶ月一二〇元、五〇人以上のもの一ヶ月一二〇元に五〇人を超過するとき一人に付一ヶ月一・五〇元を加へたる額
閉場時間延長許可證　＊一ヶ月毎に九〇元乃至三六〇元
質屋　＊毎年の貸付總額の千分の三或は千分の六を三ヶ月毎に支拂ふ
貨物船
洋式　廿一ヶ月毎に二・二五元乃至六・七五元
華式　二ヶ月毎に一・五〇元
渡船　一ヶ月毎に三元（請求拂）
小蒸氣船　廿三ヶ月毎に一三・五元乃至六三元
帆船　一ヶ月毎に〇・九〇元（請求拂）
舢板　二ヶ月毎に一・五元（請求拂）
一九四二年一月一日より一九四二年三月三十一日迄は左の如し。
自家用馬車驟車或は驢車　各種馬一頭に付三ヶ月毎に四・五〇元
車一臺に付三ヶ月毎に三六元
馬小屋　一年或はその端數に付三元
營業用馬車或は驟車　各種馬一頭に付三ヶ月毎に九元
車一臺付三ヶ月毎に四五元
營業用自動車車庫　廿三ヶ月毎に二一元乃至六〇〇元

自家用乘用車
凡ての標準設備をなした空車の重量が
一、〇〇〇封度を超過しないもの　半年毎に九六元
一、〇〇一封度乃至二、〇〇〇封度迄　半年毎に九元乃至二六元
（但し一〇〇封度增す毎に三元增加）
二、〇〇一封度乃至三、〇〇〇封度迄　半年毎に一三〇・二〇元乃至一六八元
（但し一〇〇封度增す毎に四・二〇元增加）
三、〇〇一封度乃至四、〇〇〇封度迄　半年毎に一七三・七〇元乃至二三五元
（但し一〇〇封度增す毎に五・七〇元增加）
四、〇〇一封度乃至五、〇〇〇封度迄　半年毎に二三五・五〇元乃至三〇〇元
（但し一〇〇封度增す毎に七・五〇元增加）
五、〇〇一封度乃至六、〇〇〇封度迄　半年毎に三一〇・五〇元乃至四〇五元
（但し一〇〇封度增す毎に一〇・五〇元增加）
六、〇〇一封度乃至七、〇〇〇封度迄　半年毎に四三〇元乃至五五五元
（但し一〇〇封度增す毎に一五元增加）
七、〇〇一封度及びそれ以上　別に規定す
營業用乘用車　自家用乘用車鑑札料に更にその百分の三〇を加算し、三ヶ月毎に支拂ふ
手荷物車或は幌車　半年毎に三六元
旅行用手押車　半年毎に五四元
來市者の自家用乘用車及び運轉許可證　車輛（期間に從つて）六元乃至三三元

運轉許可證三元
貨物自動車或は共他貨物運搬車輛
全重量が
二、〇〇〇封度を超えざるもの　三ヶ月毎に四五元
二、〇〇一封度乃至三、〇〇〇封度迄　三ヶ月毎に五二・五〇元
三、〇〇一封度乃至四、〇〇〇封度迄　三ヶ月毎に六〇元
四、〇〇一封度乃至一〇、〇〇〇封度迄　三ヶ月毎に八四・五〇元乃至一八七元
（但し一、〇〇〇封度增す毎に四・五〇元增加）
一〇、〇〇一封度乃至二〇、〇〇〇封度迄　三ヶ月毎に九六元乃至二七元
（但し一、〇〇〇封度增す毎に九元增加）
二〇、〇〇一封度乃至二五、〇〇〇封度迄　三ヶ月毎に一九元乃至三七元
（但し一、〇〇〇封度增す毎に一三元增加）
二五、〇〇一封度及びそれ以上　（全重量一、〇〇〇封度增す毎に三元增加）
營業用又は公用貨物自動車は右に規定したる額に照して、更にその百分の五〇を增徵す。又警視總監の認むるゴムタイヤを裝備せざる凡ての車輛からは百分の二〇を增徵す。
貨物運搬曳車
全重量が
四、〇〇〇封度を超えざるもの　三ヶ月毎に四三元
四、〇〇一封度乃至五、〇〇〇封度　三ヶ月毎に三六・五〇元

五、〇〇一封度乃至四五、〇〇〇封度　千封度增す毎に四五〇元增加し最大は三六五〇元

四五、〇〇一封度及びそれ以上のもの別に規定す

營業用又は公用貨物運搬曳車は右に規定した額に照して更にその百分の五〇を增徵す。又警視總監の承認するゴムタイヤを裝備せざる凡ての車輛は百分の二〇を增徵す。

遊覽自動車　廿三ケ月毎に二一〇元乃至四二〇元

營業用乘合自動車　ゴムタイヤを裝備したるバスはその運行距離一哩に付〇・〇一五元

ゴムタイヤを裝備せざるバスはその運行距離一哩に付〇・〇一七五元

特種輕型バスにして主として租界外路線を運行するものは毎季納稅額を本局より酌定す。

前述の鑑札料金は車輛の重量及び容量が增加せる場合は右の額に照して百分の一〇を增徵す。尙ほ四月三十日迄は基本料金の五〇%、それ以後來年の年次納稅者大會までは同じく九〇%の附加料金を併せ徵收す。

自家用乘合自動車　座席二〇名未滿のもの三ケ月毎に一二六元

一四〇

座席二〇名以上のものは別に定む

救急自動車　自家用乘用車に準ず

販賣用自動車輛　半年毎に二〇四元

自動自轉車及び自動三輪車　毎年八四元

自動自轉車

サイドカー付の自動自轉車又は自動三輪車にして空車重量八〇〇封度までのもの　毎年一二六元

但し貸車又は營業用運搬車の場合は毎年一八九元

八〇〇封度以上のもの　自家用自動車に準ず

但し貸車の場合は營業用自動車に準じ、貨物運搬車の場合は貨物運搬車輛に準ず

各種自動車の運轉手發給に當つて一五元、雇主變更、再交付及び更新の際は三元

各種自動車輛の登記又は所有者名義變更の登記　一回毎に一五元

荷馬車或は荷車　三ケ月毎に四五元

一九四二年四月一日より當分の間別に規定なき限り左記の如く前納せしむ。

自家用馬車驃車或は驢車　各種馬一頭に付三ケ月毎に一一・二五元

馬小屋　車一臺に付三ケ月毎に九〇元

營業用馬車或は驃車　一年或はその端數に付九元

各種馬一頭に付三ケ月毎に二二・五〇元

營業用自動車車庫　車一臺に付三ケ月毎に一一二・五〇元

自家用乘用車　廿三ケ月毎に二一一元乃至六〇〇元

凡ての標準設備をなした空車の重量が

一、〇〇〇封度を超えざるもの　半年毎に二四〇、〇〇元

一、〇〇一封度乃至二、〇〇〇封度迄　半年毎に二四七五元乃至三三五、〇〇元

（但し一〇〇封度增す毎に七五〇元增加）

二、〇〇一封度乃至三、〇〇〇封度迄　半年毎に三五五〇元乃至四七〇、〇〇元

（但し一〇〇封度增す毎に一〇・五〇元增加）

三、〇〇一封度乃至四、〇〇〇封度迄　半年毎に四四〇・二五元乃至五六〇・五〇元

（但し一〇〇封度增す毎に一四・二五元增加）

四、〇〇一封度乃至五、〇〇〇封度迄　半年毎に五八〇・二五元乃至七五〇・〇〇元

（但し一〇〇封度增す毎に一八・五元增加）

五、〇〇一封度乃至六、〇〇〇封度迄　半年毎に七六〇・二五元乃至一、〇一二・五〇元

（但し一〇〇封度增す毎に二六・二五元增加）

六、〇〇一封度乃至七、〇〇〇封度迄　半年毎に一、〇五〇・〇〇元乃至一三七五〇元

（但し一〇〇封度增す毎に三七五〇元增加）

七、〇〇一封度及びそれ以上　別に規定す

營業用乘用車　自家用乘用車鑑札料に更にその百分の三〇を加算し、三ケ月毎に支拂ふ

手荷物車或は幌車　半年毎に九〇元

旅行用手押車　半年毎に一三五元

來市者の自家用乘用車及運轉許可證　車輛（期間に從つて）一五元乃至八二・五〇元

運轉許可證三元

貨物自動車或は其他貨物運搬車輛

全重量が

二、〇〇〇封度を超えざるもの　三ケ月毎に一三五・〇〇元

二、〇〇一封度乃至三、〇〇〇封度迄　三ケ月毎に一五七五〇元

三、〇〇一封度乃至四、〇〇〇封度迄　三ケ月毎に一八〇・〇〇元

四、〇〇一封度乃至一〇、〇〇〇封度迄　三ケ月毎に一九三五〇元乃至二六一・〇〇元

（但し一、〇〇〇封度增す毎に一三五〇元增加）

一〇、〇〇一封度乃至二〇、〇〇〇封度迄	三ケ月毎に二六・〇〇元乃至五三・〇〇元（但し一、〇〇〇封度増す毎に二・〇〇元増加）
二〇、〇〇一封度乃至二五、〇〇〇封度迄	三ケ月毎に五六・〇〇元乃至七一・〇〇元（但し一、〇〇〇封度増す毎に三・〇〇元増加）
二五、〇〇一封度及びそれ以上	全重量一、〇〇〇封度増す毎に四・〇〇元

營業用又は公用貨物自動車は右に規定したる額に照して更にその百分の五〇を増徴す。又警視總監の認むるゴムタイヤを裝備せざる凡ての車輛からは百分の二〇を増徴す。

貨物運搬曳車

全重量が

四、〇〇〇封度を超えざるもの	三ケ月毎に二六・〇〇元
四、〇〇一封度乃至五、〇〇〇封度迄	三ケ月毎に二九・五〇元
五、〇〇一封度乃至四五、〇〇〇封度迄	千封度増す毎に一三・五〇元を増加し最大は六七九・五〇元
四五、〇〇一封度及びそれ以上	別に規定す

營業用又は公用貨物運搬曳車は右に規定した額に照して更にその百分の五〇を増徴す。又警視總監の承認するゴムタイヤを裝備せざる凡ての車輛からは百分の二〇を増徴す。

遊覽自動車　廿三ケ月毎に六三〇元乃至一、二六〇元

營業用乘合自動車　ゴムタイヤを裝備したる一階バスはその運行距離一哩に付〇・〇一七元

自家用乘合自動車　座席二〇名以上のものは別に規定す

救急自動車　自家用乘用車に準ず

販賣用自動車　半年毎に二〇四元

自動自轉車及び自動三輪車

自動自轉車　毎年二一〇元

サイドカー付の自動自轉車又は自動三輪車にして空車重量八〇〇封度までのもの　毎年三一五元

但し貸車又は營業用運搬車の場合は毎年四七二・五〇元

八〇〇封度以上のもの　自家用自動車に準ず

但し貸車の場合は營業用自動車に準じ、貨物運搬車の場合は貨物運搬車輛に準ず

各種自動車の運轉手　發給に當つて一五元、雇主變更、再交付及び更新の際は三元

各種自動車輛の登記又は所有者名義變更の登記　一回毎に三〇元

荷馬車・荷車‡　四月三十日迄は三ケ月毎に一三五元　五月一日よりは左記による

荷馬車・荷車或はトラック‡　馬一頭を含めて三ケ月毎に一三五元　一頭を増す毎に更に三ケ月毎に五〇元

馬或は騾により引くトラック‡　一月一日より四月三十日迄は左記により、五月一日以降は上掲『荷馬車・荷車或はトラック』の料金による

（甲）鐵輪車

五〇〇封度搭載能力	三ケ月毎に二四元
一、〇〇〇封度〃	三ケ月毎に六六元
二、二四〇封度〃	三ケ月毎に一四四元
三、〇〇〇封度〃	三ケ月毎に二〇〇元
三、〇〇一封度及びそれ以上	搭載能力五〇〇封度を増す毎に三〇元宛増加す

以上のほか馬、小馬或は騾一頭に付毎三ケ月四・五〇元を附加徴收す

（乙）ゴムタイヤ車

七五〇封度搭載能力	三ケ月毎に一三・五〇元
一、五〇〇封度〃	三ケ月毎に三六・〇〇元
一、八〇〇封度〃	三ケ月毎に四五・〇〇元
二、二五〇封度〃	三ケ月毎に五四・〇〇元

三、〇〇〇封度〃	三ケ月毎に七二・〇〇元
三、〇〇一封度及びそれ以上	搭載能力五〇〇封度を増す毎に一二元宛増加す

以上のほか馬、小馬或は騾一頭に付毎三ケ月四・五〇元を附加徴收す

一九四二年一月一日より當分の間特別の規定なき限り左の如く前納せしむるものとす。

荷車（人力による）‡

（甲）鐵輪車

第一類最大限五〇〇封度搭載	三ケ月毎に二四・〇〇元	
第二類同　一、〇〇〇封度〃	同	六六・〇〇元
第三類同　二、二四〇封度〃	同	一四四・〇〇元
二、二四一封度及びそれ以上	別に定む	

（乙）ゴムタイヤ車

第四類最大限七五〇封度搭載	三ケ月毎に一三・五〇元	
第五類同　一、五〇〇封度〃	同	三六・〇〇元
第六類同　一、八〇〇封度〃	同	四五・〇〇元
第七類同　二、二五〇封度〃	同	五四・〇〇元
第八類同　三、〇〇〇封度〃	同	七二・〇〇元
三、〇〇一封度及びそれ以上	別に定む	
貨物用三輪車又は附隨車	半年毎に六〇元	
營業用人力車（車所有主納付）	一月三十一日迄は毎輛毎月六元	

自家用人力車	二月一日以降は毎輛毎月一一元 半年毎に一二〇元
自家用人力車番號牌登記	三月三十一日迄に一回一・五〇元 四月一日以降は一回五元
營業又は自家用人力車夫	發給の際〇・四五乃至三元、書換は工部局の斟酌により決定、最大限三元まで
小車‡	毎月四元
自轉車‡	半年毎に二四元
二人乘自轉車‡	半年毎に六〇元
自家用乘用馬車*	半年毎に一五〇元
營業用乘用馬車*	半年毎に二〇〇元
馭者	毎年二元
爆發性及可燃性物の蓄藏	三ケ月毎に二一元乃至二一〇元
セルロイド其他危險性可燃性物を取扱ふ事業	工場五〇〇平方呎又はその端數に付九〇元
彈藥兵器爆藥	
輸入卸賣	三ケ月毎に三〇〇元
小賣	三ケ月毎に一五〇元
武器	
武器携帶鑑札	毎年四二元六月三十日以後發行の場合は二一元
武器保有鑑札	毎年一〇・五〇元
防彈衣	
輸入又は製造鑑札	毎年一〇・五〇元
販賣鑑札	毎年三七五元
所有又は着用鑑札	毎年七・五元
蓄犬	毎年（一年未滿も同じ）一二元
食料品行商	五月三十一日迄は毎月三元即日納付 六月一日以降は毎月六元
製パン及製菓業	
製パン業	工場五〇〇平方呎及び其の端數に對し半年毎に二四元
其他	半年毎に九元
搾乳業	
A級及びB級	乳牛一頭に付一ケ年一五元
A級（T・T・）	乳牛一頭に付一ケ年二〇元
共同租界外業者の租界内販賣	毎年（一年未滿も同じ）五〇元
洗濯店	半年毎に六元
仕立屋	半年毎に三元
氷販賣・製氷・冷凍所	工場五〇〇平方呎又は其の端數毎に半年に付四五元
氷製造及び冷凍所	五月三十一日以降は半年毎に六元 六月一日以降は半年毎に一二元
冷藏庫（市場内）	半年毎に一五元
冷藏庫（店内）	一年又は其の端數毎に七・五〇元
共同租界外業者の租界内販賣	廿半年毎に三元乃至六〇元
洋式食料品店（肉・魚・鳥肉等）	半年毎に一・五〇元
アイスクリーム及び清涼飲料製造或は販賣（其他食料品第一號）	第一級（製造—卸賣） 工場五〇〇平方呎或は其の端數に付半年毎に六〇元、但し最高四八〇元 第二級（製造—直賣） （イ）製造所内にて消費するもの半年毎に一五元 （ロ）製造所内及び外部にて消費するもの半年毎に四五元 第三級（小賣） （イ）製造所内又は外部にて消費するもの半年毎に二四元 （ロ）外部にて販賣するもの（容器並に匙をつけたもの）半年毎に二四元 （ハ）冷凍飲料水にして製造所又は店内にて販賣するもの半年毎に二四元 （ニ）同右店内にて消費するもの半年毎に四二元
買辨店・食料品店其他（其他食料品第二號）	廿半年毎に三元乃至六〇元
米屋（其他食料品第三號）	半年毎に一・五〇元
サイダー・蒸溜水・果汁製造販賣（其他食料品第四號）	製造所二〇〇平方呎又は其の端數毎に半年毎に一五元
豚油・ハム・腸詰製造（其他食料品第五號）	五〇〇平方呎又は其の端數に付三ケ月毎に三〇元
鳥卵パッキング其他工場（其他食料品第六號）	五〇〇平方呎又は其の端數に付三ケ月毎に三〇元 五月三十一日迄は一平方呎に付三ケ月毎に三〇元 六月一日以降は一平方呎に付三ケ月毎に〇・〇一五元
私設市場	
私設市場内の店	五月三十一日迄は毎月一・五〇元
店舗・屋臺店或は場所借	

六月一日以降は左の如し

店舗借人
(甲)廣さ一〇〇平方呎未滿の店毎月四元
(乙)廣さ一〇〇平方呎以上の店毎月二元
但し(乙)の店は物品小賣税を課せらる

屋臺店又は場所借　毎月四元
私設屠殺場　半年毎に九〇元
豚置場　半年毎に九〇元

家畜及び畜産物輸出檢査手數料

商品名	數量單位	檢査手數料
(甲)ハム・腸詰	一公担	二・二五元
鹽漬肉	同	〇・七五元
新鮮又は冷凍せる牛羊豚等の肉	同	〇・七五元
罐詰	同	〇・三八元
乾肉	同	一・八八元
豚油	同	〇・六五元
獸脂	同	〇・三五元
乾燥せる豚腸	同	一一・二五元
鹽漬の豚腸	同	八・八五元
乾燥せる羊又は山羊の腸	同	一一・二五元
鹽漬の羊又は山羊の腸	同	八・八五元
乾燥せる牛腸	同	五・六三元
鹽漬の牛腸	同	二・八三元
豚の大腸	同	〇・七五元
牛の大腸	同	〇・七五元
羊・山羊の大腸	同	〇・七五元
牛の舌	同	〇・七五元
牛の食道	同	〇・七五元
牛の膀胱	同	〇・七五元
牛の胃	同	〇・五三元
生牛	一頭	三・七五元
生羊・山羊	同	〇・三八元
鮮卵	一、〇〇〇個	〇・一五元
皮蛋	同	〇・一五元
冷凍卵	一公担	〇・三八元
濕性卵	同	〇・三八元
乾燥卵	同	一・五〇元
豚毛	同	五・一〇元
豚毛屑	同	〇・七五元
駱駝の毛	同	一・五〇元
山羊の毛	同	一・五〇元
山羊の廢毛	同	〇・二三元
山羊の毛屑	同	〇・二三元
鴨の柔毛	同	四・七三元
鵝の柔毛	同	四・七三元
野鴨の柔毛	同	四・七三元
綿羊毛	同	〇・四五元
豚の廢毛	同	〇・七五元
鷄の羽毛	同	〇・四五元
鴨の羽毛	同	〇・八八元
鵝の羽毛	同	一・六三元
野鳥の羽毛	同	〇・四五元
其他動物の羽毛	同	〇・四五元
鞣さない水牛皮		〇・七五元
鞣さない牛皮		一・一三元
鞣さない山羊皮		二・七五元
其他の皮革		〇・〇五元

(乙)衞生證書(二通)最低料金　二七・五〇元
(丙)衞生證書增發一通に付　三・七五元
(丁)衞生證書變更　三・七五元

市場賃貸料

五月三十一日迄は左の如し

店	八呎×六呎	毎月三八元乃至七五元
屋臺店	六呎×四呎	毎月四・五〇元乃至一六元
籃	四呎×二呎	毎月一・五〇元乃至三元

一九四二年度豫算

六月一日以降は左の如し

店	六呎×四呎	(甲)店の廣さ一〇〇平方呎未滿の場合は八呎×六呎の一單位又は其の端數に付毎月七六元乃至一五〇元 (乙)店の廣さ一〇〇平方呎及びそれ以上の場合は八呎×六呎の一單位又はその端數に付毎月三八元乃至七五元
屋臺店	六呎×四呎	(乙)の店舗は物品小賣税を課せらる 毎月九元乃至三二元
籃	四呎×二呎	毎月三元乃至六元

柩置許可料金

七日以上私宅に置くもの　許可證の更新　最初の一ヶ月又は一ヶ月未滿に一五元
第二ヶ月以後の一ヶ月又はその未滿に付七・五〇元

託柩所

五月三十一日迄は左の如し

檢視費	
第一等柩	一個に付一ヶ月〇・六〇元
第二等柩	一個に付一ヶ月〇・三〇元
第三等柩	一個に付一ヶ月〇・一五元
檢視費	六月一日以降は左の如し
第一等柩	一個に付一ヶ月一・〇〇元

第二等　柩　一個に付一ヶ月〇・五〇元
第三等　柩　一個に付一ヶ月〇・二五元

一九四二年一月一日より三月三十一日迄は左の如く前納せしむるものとす。

建築許可—設計審査手數料

(一) 華式家屋一軒に付　(二)の項參照
(二) 五、〇〇〇立方呎まで　五・〇〇元
高さ地面より二五呎以上は一呎增す毎に　百分の一增
最低料金　二五・〇〇元
(三) 認可濟のものの變更(容積增加なきもの)　一五元
(四) 認可濟のものの變更(容積增加あるもの)—(增築部分に對しては(二)に準據す)
最低料金　二五・〇〇元
(五) 認可濟のものにして再設計或は構造の模樣變へを含む設計の變更(變更の部面にのみ料金を課す)　(二)に準ず
(六) 現存家屋の內部改造(其他の場合の料金は(二)に準ず)　二五・〇〇元
(七) 境界壁一方(一〇〇平方呎)に付　二・〇〇元
最低料金　二五・〇〇元
(八) 再度不許可となりしものの重ねての申請一回　通常料金の五〇%
(九) 建築許可の更新一ヶ月に付　五・〇〇元

衞生裝置の新設又は增設—設計審査手數料

(一) 水洗便所又は便器一具に付　三・〇〇元
最低料金　二五・〇〇元
(二) 糞便溜槽　一〇元
(三) 許可濟設計變更にして便器增設をなさざるもの　一五元
(四) 許可濟設計變更にして便器の增設をなすもの(增設に付いては(一)に準ず)
最低料金　二二・五〇元
(五) 再度不許可の後に重ねて申請する場合　通常料金の五〇%
(六) 衞生設備許可證の更新一ヶ月に付　五・〇〇元

雜類許可手數料

(一) 小建築工事　四元乃至一〇元
(二) 小修繕及塗替　前面最初の一二呎に付四元
次の一二呎又は其の端數毎に二元
(三) 看板店燈の築造　四元
(四) 廣告看板の築造一方(一〇〇平方呎)又は其の端數に付　一〇元
(五) 竹籬長さ一〇〇呎又は其の端數に付　四元
(六) 住宅中庭の臨時筵日覆(四月より九月に限る)　五元
(七) 物置小屋の如き臨時構造物床面積一方(一〇〇平方呎)に付六ヶ月毎に　二元
(八) 堀拔井戸
イ、家庭用(水質試驗料をも加算して)　九五元
ロ、工業用　一五元
(九) 公道上の突出
イ、天蓋(長さ一呎に付年額一元の地役料をも納入すること。但し、地役料の最低料金は一四元とし隨時賦課する附加料金をも加算す)地面一平方呎に付　一元
ロ、ヴエランダ・バルコニー突出部分一平方呎に付　二元
ハ、張出窓又は類似の圍張突出部分一平方呎に付　四元
(一〇)歩道上或は道路を橫斷する式典アーチ
基本免許料を二五元とし別に構造物長さ一呎毎に五元を附加、有効期間一四日間として延長期間に對しては七日間毎に六〇元
(一一)歩道上のアンペラ掛日覆一方(一〇〇平方呎)に付一ヶ年　五元
最低料金　五元
(一二)歩道上の布日覆一方(一〇〇平方呎)に付一ヶ年　四元
最低料金　四元
(一三)建築或は修繕工事中道路の一部使用(但し建築規則の規定を遵守することを要す)一方(一〇〇平方呎)に付一日　〇・五〇元
(一四)道路面よりの高さ一〇呎(但し柱を除く)を下らざる箇所に於ける道路上に突出する臨時足代又は構臺一方(一〇〇平方呎)に付一日　〇・二五元
(一五)運搬許可料　三元
(一六)陸揚許可料　三元
(一七)雜類許可の更改料は有効期間一ヶ月に付　三元

一九四二年四月一日より當分の間左の如く前納せしむるものとす。

建築許可—設計審査手數料

(一) 華式家屋一軒に付　(二)の項參照
(二) 五、〇〇〇立方呎又は其の端數毎に　一五元
高さ二五呎以上は一呎增す毎に　百分の一增徵
最低料金　三五元
(三) 認可濟の設計變更(容積の增加せぬもの)　二〇元
(四) 認可濟の設計變更(容積の增加するもの)增加せる容積に付(二)の項參照
最低料金　三五元
(五) 認可濟の設計變更或は構造變更(許可料は變更部分に付徵收)　(二)に準ず
(六) 現存家屋の內部改造(內部改造に止まらざるものは(二)に準ず)　三五元
(七) 境界壁一〇〇方呎に付　六元
最低料金　三五元
(八) 再度不認可の後に重ねて審査を申請する場合

通常料金の五〇%

（九）建築許可證の書換許可期限一ケ月に付　一〇元

衛生裝置の新設又は增設—設計審査手數料

（一）水洗便所又は便器一個に付　七元
　最低料金　三五元

（二）糞便溜槽一個に付　三〇元

（三）認可濟設計の變更（便器を增設せざるもの）　二〇元

（四）認可濟設計の變更（便器を增設せるもの）（增設せる便器に付ては（一）に準ず）
　最低料金　三五元

（五）再度不認可となりし後重ねて申請する場合
　通常料金の五〇%

（六）衛生裝置認可の更改許可期限一ケ月に付　一〇元

雜類許可手數料

（一）小建築工事　五元乃至三〇元

（二）小修理及塗替　建物前面の最初の一二呎は七元、それ以上は一二呎又はその端數を增す毎に四元增徵

（三）看板・店燈・其他の設置　七元

（四）廣告看板一〇〇方呎或は其の端數毎に　三〇元

（五）竹籬一〇〇方呎或は其の端數毎に　六元

（六）住宅中庭の臨時アンペラ日覆（四月より九月迄）　一〇元

（七）物置小屋の如き臨時構造物床面積毎方（一〇〇方呎）六ケ月に付　六元

（八）井戸
　(1) 家庭用のもの（水質試驗料を含む）　一〇〇元
　(2) 工業用のもの　二〇元

（九）公道上の突出
　(1) 天蓋（別に地役料を一呎に付二元收む。但し地役料の最低料金は二〇元とし隨時賦課する附加料金をも含む）地面一平方呎に付　三元
　(2) ベランダ・バルコニー等突出部分一平方呎に付　六元
　(3) 張出し窓其他類似の園張突出部分一平方呎に付　三元

（一〇）公道上或は道路を横斷する式典アーチ
　基本料金六〇元及び構造物の長さ毎呎に付一〇元を增收。有効期間は一四日限り七日增す毎に二〇〇元

（一一）公道上の筵日覆毎方（一〇〇方呎）　年一五元
　〃　最低料金　一五元

（一二）公道上の布日覆毎方（一〇〇方呎）　年八元
　最低料金　八元

（一三）建築或は修繕工事中の公共道路の一部分を使用する場合（建築規則に規定する制限に依る）毎方（一〇〇方呎）一日に付　一元

（一四）臨時の建築足代或は構臺公共道路面を使用し、その高度一〇呎のもの（柱は除く）毎方（一〇〇方呎）一日に付　一元

（一五）運搬許可料　四元

（一六）陸揚許可料　四元

（一七）雜類許可の更改料は有効期間一ケ月に付　四元

（註）
　†† 廣さに依る
　〃 賃貸評價額に依る
　* 等級に依る
　†† 鑑札料を含まざる料金

三、經常部歲出

本豫算に於ける各部局及其他各課の要求經費を審議する前に全體に關係ある二、三の特徵に付き注意を喚起したい。即ち例へば現在長期休暇中の不在職員に對する人件費は計上しなかつたこと、本年度中に到來する定期昇給は凡べて之を除外したこと、且日本人及びロシア人以外の職員に對する長期休暇の經費は本年度は之を計上しなかつたこと等之である。更に最近の市參事會決定に依る職員俸給に對する大幅削減及び日本人職員俸給基準の改正等は織込濟である。

各部局の物件費豫算は主として車馬費、被服費及び其他の必需品に對する經費に付き著しい削減を加へた。而して右は嚴密に現在の物價水準を基礎として割出したものであるから恐らく該要求額は最少限度のものであらう。

尤も物價料金其他の昂騰に依り一九四一年度豫算額に比すれば增額した項目が多く經費の節約及び削減も到底及び得なかつた狀態である。但し、主なる數字は豫算編成に際しての物價基準に變動を生じない限りは之を維持し得るであらう。前揭比較對照表の通り、一九四二年度の支出見積額は合計一〇四、五〇七、〇九〇元で、一九四一年豫算に比して二三、四五四、一八〇元、即ち、二九・九四%の增加である。但し本報告書中の一九四一年度豫算數字の若干は、本年度豫算が一般會計及び教育會計を合併したので右と比較するため調整したことに留意せられたい。

義勇團　二八二、八四〇元也

市參事會は義勇團の教練停止を決定したので義勇團の豫算は全部修正され、現在其の大部分は同團の形體維持並に武器及射的場の維持に要する實費に過ぎない。

外人職員の定員に對する本年年初の二ケ月分の給與及び全華人職員に對する三ケ月分の給與は之を全額計上することを必要とした。人件費の殘額は本年度殘餘の期間中の基幹職員外人二名、華人書記數名及び射的場苦力數人のみに對する給與である。同團の職務を免ぜられた外人職員は同團に勤務せる以前に所屬した部局に夫々復歸せしめた。

尚ほ警務委員會に對して最初提示せられた同團豫算は合計八三八、一三〇元となつてゐた。

消防隊　四、〇七〇、五六〇元也

物件費中二四〇、〇〇〇元をホースの新規購入に振當てたが、隊長代理は現在全隊を通じてホースは極めて不備で右の巨額を以てしても到底之を完全に補給し得ない旨表明した。仍て經費節約上或程度の能率低下は止むを得ざるものと認めた。

警察部　五五、八四五、二八〇元也

警察部各課の一九四二年度要求額は合計五五、八五四、二八〇元で其の内譯は左の如くである。

一般費	四二、八七一、六五〇元
監獄費	一〇、二四三、八〇〇元
ロシア人補助隊費	二、九六八、九九〇元
保甲費	一、二四六、七〇元
義勇警官隊費	二〇〇、〇〇〇元
合計	五五、八五四、二八〇元

一般費四一、八七一、六五〇元は警視總監の要求に基いて承認せられた追加費計三、八五九、一一〇元を含み、且從來滬西地區特別警察署に派遣せられた警察官の本部復歸に依る費用一、六二四、九五〇元をも含むものである。

右豫算は俸給の削減及び情勢の變化に因るスタフの編成替を考慮に入れて調整せられた。他方物件費豫算も緊縮し、特に被服費、車馬費及び其他の費用に付ては著しく削減を行つた。尚ほ給食費の昂騰に依り、刑務所及びロシア人補助隊の給食費は著しい增額を必要とした。

右の點よりして華德路刑務所收容の多數囚人に對する厖大な食費、居住費及び被服費に關しては特に意を用ひた。事實嚴格な意味に於ては工部局本來の施設ではない刑務所に關する一四九二年度豫算は一〇、〇〇〇、〇〇〇元を超過するものである。之を囚人に對する食費のみに付いて見ても一九四一年度の二、一一〇、〇〇〇元に對し一九四二年度に於ては四、七二九、六二〇元を算し更に上昇の傾向にある。目下本施設の運營費削減に付いては研究中である。本年度經常豫算として最近組織せられた保甲制度に關する運營並に監督費一、一四六、七八〇元を計上した。但し警察事務中本課の管掌する機能は未だ確定するに至らないから、右の充當金も全く名目的のもので將來の必要を見越し一應計上したものである。保甲費に對する民間據出の義捐金額如何により增減するところが多い。

衛生局——一般費及病院費　四、〇一四、八二〇元也

工部局が責任を有するカントリー病院の赤字匡救である。右計畫とは左の如くである。

(一)カントリー病院の看護婦をヴイクトリア・ナース・ホームよりカントリー病院に移住せしめること

(二)外人避病院を現在の大西路に於る假病舍よりヴイクトリア・ナース・ホームに移轉すること

(三)結核病室をゼネラル・ホスピタルよりヴイクトリア・ナース・ホームに移轉すること

右措置に依れば衛生豫算の部に付てのみ之を見るときは却つて支出の增加となるが、寄附金及補助金の部に於けるカントリー・ホスピタルに對する補助金は減額されるから衛生局總豫算は結局に於て節約となる。

傳染病又は非常事態に對する豫備費は計上してない。

衛生局——寄附金及び工部局立外の病院に對する補助金　一、七二三、八一〇元也

右は一九四一年度に比し五九〇、四四〇元の增加である。カントリー及びゼネラルホスピタルの昨年度赤字は夫れ夫れ七四八、一三〇元及び一五六、四九〇元で一九四〇年度に比し夫れ夫れ四一六、〇五〇元及び四五、六四〇元の增加である。仍てカントリー・ホスピタルの經費節約に關しては最近對策を講じた。精神病者及び其他の患者に對する病院收容費は一九四一年度の共れに比して二八、九四〇元の增額を行つた。工部局立外の病院に對する補助金は昨年度豫算額に比して一一一、六〇〇元の增加である。尚ほ來る七月一日より增稅を實施するが病院に對する課稅免除額は約一一、七九〇元の減少となる見込で、右は滬西地區の徵稅權を市政府に移讓したためカントリー・ホスピタルの建物が徵稅簿より削除されるに至つたのに因るものである。

工務局　一三、一六三、四〇〇元也

物件費節約の緊急要求に應じ工務局長は同局の割當節約額六四二、八〇〇元に對し總計九六九、九〇〇元の節減を勸告した。右は室内裝飾の中止に依る三四〇、〇〇〇元(工部局割當額は一二、九〇〇元)、外部塗替の中止に依る九九、九〇〇元、建物維持費の節減に依る二〇〇、〇〇〇元及び街燈削減に依る三三〇、〇〇〇元等を含むものである。

右は人件費の節減及び其他の節減と共に豫算の削減に寄與したところ大である。

工部局音樂部　二五一、六〇〇元也(五ケ月分)

一九三六年の音樂部再建以來同部の存否問題は數回に亘り年次納稅者大會に提案せられた。而して其の最近の例は一九四一年にあり、右は市參事會が同部存否の決定を納稅者大會に諮るべきであるとの經費節約特別委員會の勸告を承認した後に起つた。樂師の契約期限は茲暫く每年五月三十一日に完了する取極になつてゐたが、右は其の必要ある場合は管絃樂演奏契期間終了後を以て之を廢棄するのに便宜なやうに定められたものである。當面せる情勢に依り再び同部の存廢論は擡頭するに至つた。

即ち現在の工部局の財政的窮乏を以てしては同部の維持は困難であるから、一九四二年五月三十一日を以て之を廢止することに決定した。仍て一九四二年度本豫算項目は五ケ月分を計上するに止めた。同音樂隊は近い中に日本人音樂財團に依つて引繼がれるであらう。

工部局圖書館　一〇一、五二〇元也

昨年度豫算に比して四、一八〇元の增加である。右につき說明を要するのは圖書委員會に於て承認せられた當分必要な新書購入にのみ限定し、圖書館の建設は行はないとの勸告だけである。

財務局(收納課及び買辨課を含む)　三、七七〇、〇四〇元也

昨年度豫算に比し六四四、一三〇元の增額である。

總務局　九二〇、一二〇元也

昨年度豫算に比し一〇一、六四〇元の減額である。右は磅建で俸給の支給を受けてゐた總務局長兼事務總長の辭任によるものである。

工業社會部　三六九、一九〇元也

一九四一年度豫算に比して八一、一四〇元の增額である。同部の擔當職務は特に今日重要な役割を有してゐる。

法務局　三七八、七五〇元也

昨年度豫算に比して三二、二九〇元の減額である。

華語研究飜譯部　二四六、五一〇元也

昨年度豫算に比して二四、〇八〇元の增額である。

學務部　四、七六三、〇九〇元也

先づ第一に銘記すべき點は教育豫算を別途會計として表示する從來の慣行を廢止したことである。右に依り恩給其他の退職手當、建物の維持及び一般修理、建物賃借料、利子及會計監査費等の部局外經費の諸項目は之を一般會計に吸收した。更に市參事會は一九三四年に教育費として計上せられるべき基金合計は家屋稅の二%に該當する額及び地租の之に相照應する率（〇・四%）に該當する額を限度とする原則を採擇したのであるが、特別學務委員會の勸告に於ては斯の如き制限は最早妥當ならざるものとして右原則は廢棄せられたものである。

右の提議に基く改革の必要は一九四一年度豫算に於て表はれた如く教育基金の割當を原則通り二%に制限する場合は教育會計に於て厖大な赤字を生じ一般會計に於て之に相當する厖大な繰入額を生ずる結果となつた事實によつても證明せられてゐる。

經費節約の方法としては公立トーマス・ハンブリー男學校及び滬西地區公立學校の合併に關する決定を實施した。又義勇團に勤務してゐた教師二名の復歸に對する經費を計上した。

一九四一年度豫算及び一九四二年度豫算編成の基礎としての生徒數の比較は左の通りである。

生徒數

	一九四一年度豫算	一九四二年度豫算	增減
外人學校	一、二八九人	九七八人	三一一人減
華人學校	八、四四八人	八、八四八人	四〇〇人增

授業料の收入は秋季學期を通じて實施中の改正料金に依つて豫算に計上した。猶ほ本豫算に於ては外人學校に對して昨年九月附加料率一五〇%より三一六%へ改正したことはよる收入增加中から一九四二年一月一日以降實施の給費擴大の爲に其の二〇%の代りに四〇%迄の承認せられた擔保貸を見積計上した。

外人及び華人學校に對する補助金は內譯の如何に拘らず一括して六二五、〇〇〇元を計上した。承認せられるべき實際額は何れ決定の筈である。因みに昨年度に於る補助金豫算は外人學校に對し四九五、〇〇〇元、華人學校に對し六〇五、〇〇〇元である。

一般費　七、四四四、八二〇元也

昨年度に比し一、九一七、二七〇元の減額である。

（一）部局外費　三、九〇〇、六六〇元也

本項目に依る支出は食糧品統制等に關する二、〇〇〇、〇〇〇元、課稅不均衡調査委員會に關する雜費六四三、八一〇元、物品小賣稅取締費四〇〇、〇〇〇元、戶口調査費二〇〇、〇〇〇元、信號所費半年分一一七、二六〇元、爲替手當費（華人）一〇〇、〇〇〇元、及び其他の雜費である。倫敦及び紐育代理事務經費は計上してない。食糧品統制當に關する經費二、〇〇〇、〇〇〇元は米及び小麥粉販賣に伴ふ財收に依つて一部回收せられる筈である。同時に右統制事務の擴大を見積つてゐるが、他部局より派遣の者の人件費に就いては其の性質上極めて漠然たるものであるから之を豫算に計上してない。尤も本項目に於る實際支出は年度末に於ては二、〇〇〇、〇〇〇元を超過する見込であるが、前記人件費の實際支出に關しては既に各部局勘定に計上されてあるものであるから移動によつて全豫算には影響しない性質のものである。

（二）恩給及其他の退職手當　二、〇三四、二二〇元也

昨年度に於る本項目の豫算は七、六一〇、五四〇元である。斯かる顯著な相違を生じたのは本項目に關する一九四二年度豫算の編成が專ら現金主義に依り且支給可能な範圍に居住する受取人に對する額のみ手當する諒解になつてゐるためである。尙ほ支拂に關し制限を附したが、其の未拂殘額は事態の平常に復した場合工部局が支拂の責任を有することを明かにした。

（三）補助金及課稅免除　一、二八九、五〇〇元

本項目中課稅免除額は四八六、二八〇元（昨年度に比し著しく增加せる理由は現課稅率の高いことに因るものである）、人力車夫互助協會に對する補助金は三四二、〇〇〇元、乞食救濟費一五〇、〇〇〇元、難民救濟費二〇〇、〇〇〇元、最近設置せられた特別補助金審査委員會に依つて決定せらるる各種補助金が一一一、二二〇元等である。

（四）家屋賃借料　二二〇、四四〇元也

本項は警察署七一、六〇〇元、學務九七、六五〇元、音樂隊演奏會場一九、八〇〇元等である。

利子仲介料其他　四、〇〇五、三五〇元也

右は昨年度豫算に比し二六〇、〇二〇元の增加である。

利子支拂引當金は法幣建局債による現存及び今後の負債、年金其他職員積立金等に對するものである。尤も外貨拂は事實不可能なるにより磅債四二七、〇〇〇磅に對しては利子支拂を準備してない。本工部局債は發行額は四三五、〇〇〇磅で工部局の以前の取引銀行に對し發行せられた債券によつて保證されてあるものである。

同樣の理由によつて上海水道會社の磅株の工部局特許契約持分に對する配當金受入も計上してない。但し工部局の法幣建證券に對する額は引續き受入れるものと假定して受入利子に計上した。

局債償還費　三、一四六、三九〇元也

償還費は長期債に對する通例の減債基金賦拂額と一九四〇年度及四一年度の兩短期債に對する一九四二年中の償還額（年二朔拂）とを含

むものである。この際銘記すべきは一九四〇年度及四一年度の兩短期債の償還は特許料及娯樂税を抵當とする信託證書によつて保證されてゐる事實である。

四、臨時部歳入

一九四一年度よりの繰越剰餘額二、〇三七、八七〇元を含め各種歳入は一四、二一七、八七〇元である。不用土地の賣却代及雜收入が夫れ夫れ一〇〇、〇〇〇元及び八〇、〇〇〇元の見込。局債及び臨時手段により調達すべき額は一二、〇〇〇、〇〇〇元と計量せられる。

五、臨時部歳出

護岸費　二〇、〇〇〇元也

本年中必要とすべき護岸費として名目的に小額を計上した。

排水費　五、〇〇〇、〇〇〇元也

本項は必要資金調達の見込つき次第實施することに原則的承認を得た西部、中央及北部地區の主要な洪水防止工事の費用の殘額である。尚ほ民間建築活動により要求せられる排水路延長費も含まれてあるが、右は大部分寄附金によつて回收されるものである。

下水費　四〇、〇〇〇元也

民間建築活動によつて要求せられる下水道延長費は一〇〇、〇〇〇元、其の中六〇、〇〇〇元の寄附金があると見て上記の如く計上した。右以外本年中に下水道延長工事は考慮されてゐない。

土地費　五三、〇〇〇元也

虹橋墓地の墓所追加のため土地取得及地盛費として四〇、〇〇〇元。便所敷地及び道路擴張延長の爲土地を購入するに際し收容すべき餘剰土地の代金として一三、〇〇〇元。

建物費　一八五、八五〇元也

昨年度豫算に比較し一九五、三二〇元の減額。本豫算に含まれる比較的重要なる項目は次の如くである。

(一)本廳々舍　二、〇〇〇元也

右項目はワクチン貯藏室の冷凍設備に對する補助冷却裝置の設備費に該當するものである。

(二)消防隊　一一、九〇〇元也

右金額は重油ボイラーを石炭ボイラーに改造するに要する費用及び其他の從屬的工事費を含むものである。

(三)警察部　八一、六〇〇元也

各署及び官舍の工事費を含むもので、其の内譯は、中央署及本部一三、二〇〇元、戈登路署二七、一〇〇元、老閘署三、〇〇〇元、楡林路署及補助隊一、三〇〇元、卡德路署一、三〇〇元、虹口署二、〇〇〇元、保定路兵舍二、五〇〇元で、其の殘額は重油ボイラーを石炭ボイラーに改造する費用一九、八〇〇元及び各種の從屬的工事費一一、四〇〇元を計上したものである。

(四)衛生局　五六、四五〇元也

右に關する主なる經費項目は覆道及び外人隔離病院の消毒小舍の建設費八、〇〇〇元、華人隔離病院のアンペラ日覆の建直し費三、五〇〇元、ヴイクトリア・ナース・ホームの防水工事其他の從屬的工事費一五、〇〇〇元、重油ボイラーを石炭ボイラーに改造するに要する費用一二、二〇〇元及び各種從屬的工事費及び改裝費一七、七五〇元である。

(五)工務費　一〇、〇〇〇元也

右は改築、入替及び從屬的改裝並に便所に關する工事費に該當するものである。

(六)財務局　二、五〇〇元也

右は黄浦灘路に於る收納課出張所の便所新設費に該當するものである。

(七)學務部　二一、四〇〇元也

右はエリス・カドリー公學校の食堂を改造して、新に二教室を設備するに要する費用五、〇〇〇元、新加坡路女子中學校に自轉車置場を新設する費用五、〇〇〇元、及び新加坡路小學校の運動場補裝費五、〇〇〇元で、其の殘額は小規模の修理費、重油ボイラーを石炭ボイラーに改造するに要する費用及び其他の從屬的工事費に充當するものである。

道路費　一、〇〇〇、〇〇〇元也

一九四一年度に於る道路費計上額一、〇五〇、〇〇〇元に比し本年度の計上額は一、〇〇〇、〇〇〇元で、右は道路の擴張及び延長に對する土地の取得に要する費用七〇〇、〇〇〇元及び該用地の道路工事並に砂利敷費三〇〇、〇〇〇元に該當するものである。既に承認せられた道路建設計畫線に基き現在如何なる時期又は場所が直に道路の建設着手を必要とし且つ其の爲に工部局がどの土地に借地權の設定を行ふべきかの見極を附けることは不可能であるから、右は名目上の計上である。

取得せられた道路用土地の工事及び砂利敷は當然該地域の發展と軌を一にするもので、從つて道路の建設に依る發展に伴ふ地價の騰貴が讓渡せられた土地に對する代價の査定を左右することは必然である。

裝置及備品　二、〇四五、二五〇元也

右に關する主なる項目は最近制定せられた保甲制度に付ての主なる設備費として假に一、二二七、一二〇元を計上したものである。其他の主なる項目は重大事に對する裝甲車、手押車、自動車、道具類並に工場備品、病院用備品、實驗室用備品、フアイル用キヤビネツト、タイプライター並に其他の事務所用具及び家具である。以上の中緊急を要するもの及び高價なるものに付ては既に市參事會の承認を經て購入又は入手したけれども茲には單に會計上之を計上したものである。

緊急措置　八二五、〇〇〇元也

右は緊急事態に際して惹起すべき諸支出事項に充當すべき總括計上額である。通常は右に關する經費の大部分は上海事變中に損害を被りたる工部局財産の復舊及び再建に消費せられるものである。昨年度に於る本項計上額は九八五、〇〇〇元であつた。

恩給基金　八五〇、〇〇〇元也

恩給基金の資本見積額の差額に對する上記計上費は該基金が最高水準に達する時期迄資本豫算に對して積立てる通常經費である。右基金は通常恩給に對して算定せられる爲替補償に關係なく基本恩給額に付き計上せられるものである。

公債償還金　四、一八二、七八〇元也

右は昨年度豫算計上額に比し六〇四、三二〇元の減少で、本年度中に生ずる定期預り金の償却に關するものである。右金額の主なる部分は書換に依り工部局に回收せられるものである。

工部局一九四二年度豫算總括表（單位元）

科目	金額
一九四一年度ヨリノ繰越額	四、八六、八五〇
合計	一〇四、五三、八五〇
經常部歲出	
義勇團	二八、二八四〇
消防隊	四、〇七〇、五六〇
警察部	
一般	四一、八七二、六五〇
ロシア人補助隊	二、五八一、九九〇
監獄及感化院	一〇、一四三、八〇〇
保甲	一、一四六、七八〇
義勇警官隊	一一〇、〇〇〇
計	五五、八五四、二八〇
衛生費	
衛生局	
一般	二、二五四、九〇〇
局營病院	一、七五九、九一〇
小計	四、〇一四、八一〇
局營以外ノ病院ヘノ寄附金及補助金	一、七三三、八一〇
計	五、七三八、六三〇

科目	金額
經常部歲入	
地租	一八、一七〇、一四〇
一般戶則課金	
洋式家屋	二一、九三〇、〇四〇
華式家屋	一四、八九一、三六〇
特別戶別課金	六八、四八〇
特別廣告稅	八〇、〇〇〇
碼頭稅	一五〇、〇〇〇
鑑札料	二五、五一一、〇一〇
局有財產賃貸料	一、一六〇、八四〇
公共事業及局營事業收入	七、七一一、一〇〇
娛樂稅	四、六五一、〇〇〇
許可手數料	三、五〇〇、〇〇〇
雜收入	一、一五一、〇三〇
新稅	
物品小賣稅	五、五〇〇、〇〇〇
電話稅	三、五〇〇、〇〇〇
宿泊飲食稅	六、〇〇〇、〇〇〇

支那語研究………	二四六五一〇
外國人學務………	二七八七五〇
行政費………	一四六六〇
學校………	一八一〇一三〇
法學會………	二七六〇一〇
工部局………	二七九一九〇
總務………	九二〇一二〇
計………	三七七〇〇四〇
買收經費………	一四六六二〇
辦納理費………	二三七九一九〇
空課………	一四六六二〇
課………	一〇四二三〇
局………	一〇一五二〇
館………	二五一六〇〇
部………	三一六三四〇〇
計照………	一六三二九〇
明持道………	三四〇七六〇〇
掃………	三七五〇九〇〇
水………	一六〇〇〇
川………	三四三四〇
物………	三六五五〇〇
般………	三六五〇七〇

臨時部………	二九四〇〇六〇
臨時部………	一〇四二三〇
臨時部………	一二六九五〇〇
臨時部………	三一〇四〇
臨時部………	七四四六一〇
臨時部………	四〇〇五三五〇
臨時部………	三一四六二九〇
臨時部………	一〇四五〇七〇九〇
臨時部………	一六七〇
臨時部………	一〇四五二六〇
不用土地收………	一〇〇三七〇
一九四一年度剩餘繰越額………	一〇〇〇〇〇
雜………	六〇〇〇〇
調局費其他ノ臨時費ニ收入………	一一〇〇〇〇〇
合計………	一四三七六〇
合………	一〇四五二六〇
合………	一六七〇
合………	一〇四五〇七〇九〇
合………	三一四六二九〇
合………	四〇〇五三五〇
合………	三一〇四〇
合………	一二六九五〇〇
合………	一〇〇四〇三一〇
合………	三六五九〇六〇

合計………	一四三七六〇
臨時費………	一九五〇
臨時費………	一〇四二一六〇
臨時費………	四一六〇七六〇
臨時費………	六〇〇〇〇
臨時費………	六〇〇〇〇
臨時費………	一〇四三一六〇
臨時費………	六三〇〇〇
臨時費………	一〇〇〇〇〇
臨時費………	一六六〇

工部局一九四一年十二月三十一日現在恩給表（單位元）

氏名	規定年額	支拂金額
義勇團		
W. T. Rose, Ex-Quartermaster Sergeant	一、六二〇	一、六二〇
消防隊		
Capt. J. G. Dyson, Ex-Chief Officer	四、五六〇	
R. O. Jackson, Ex-Stores Officer	一、四八〇	一、四八〇
S. M. Vincent, Ex-District Officer	一、六二〇	
警察部		
J. G. Adams, Ex-Superintendent	二、七五〇	
A. H. Aiers, Ex-Superintendent	二、四四〇	
A. H. Aiers, Ex-Assistant Commissioner	二、一五〇	
前特別警視副總監赤木親之未亡人	七、四四〇	三、一六〇
Capt. E. I. M. Barrett, Ex-Commissioner	五、六〇〇	
C. F. Beale, Ex-Inspector	一、六二〇	
J. Bourke, Ex-Superintendent	二、六八〇	二、六八〇
C. J. Bull, Ex-Superintendent	二、四八〇	
W. Champney, Ex-Sub-Inspector	一、六八〇	
T. Crookdake, Ex-Superintendent	二、七二〇	
R. J. Crouch, Ex-Superintendent	二、六七〇	
C. Dewing, Ex-Assistant Commissioner	二、七七〇	
P. J. Dunne, Ex-Chief Inspector	一、五八〇	
E. A. Eva, Ex-Inspector	一、四六〇	
E. W. Everson, Ex-Inspector (£500)	五、六〇〇	
W. E. Fairbairn, Ex-Assistant Commissioner	五、五六〇	
T. Foley, Ex-Chief Inspector	二、〇〇〇	
J. F. Franklin, Ex-Head-Gaoler	二、六四〇	二、六四〇
前巡査部長 福井信太郎	一、一八〇	一、一八〇
前監察官 福本芳平	二、七五〇	二、六六〇
M. Ganly, Ex-Sub-Inspector	一、二八〇	
M. J. Gibson, Ex-Inspector	一、〇一〇	
G. W. Gilbert, Ex-Deputy Commissioner	五、四二〇	二、六四〇
D. Ginnance, Ex-Chief Inspector	一、四二〇	
T. P. Givens, Ex-Deputy Commissioner	二、五〇〇	
A. G. W. Groves, Ex-Inspector	一、五七〇	
G. H. Hall, Ex-Sub-Inspector	九四〇	
G. Hermitage, Ex-Inspector	一、一五〇	
前監察官平井德次郎	二、七五〇	二、〇四〇
G. C. Holt, Ex-Inspector	一、一七〇	
W. H. Howell, Ex-Chief Inspector	一、五七〇	
前監察官岩下固官	二、六五〇	二、六四〇
J. W. Jackson, Ex-Deputy Superintendent of Gaols	二、五七〇	
H. J. Jefferson, Ex-Inspector	一、四二〇	
前監察官 簡 鄙 司	二、〇〇〇	二、六六〇
W. W. Kay, Ex-Superintendent	二、一六〇	
T. Kerrigan, Ex-Assistant Commissioner	四、五七〇	
H. S. Kim, Ex-Office Assistant	一、五一〇	一、五一〇
W. R. Kinipple, Ex-Superintendent	一、五八〇	
A. J. Knight, Ex-Inspector (£85)	八五〇	
J. Knight, Ex-Chief Inspector	一、七一〇	
P. Lavelle, Ex-Sub-Inspector	一、六六〇	
C. H. Lilley, Ex-Inspector	一、五五〇	
E. J. Ling, Ex-Chief Inspector	一、六四〇	
Widow of the late Liu Yung-kuei, Ex-Superintendent	二、四四〇	二、四四〇
A. G. Long, Ex-Inspector	一、四八〇	
J. F. Lovell, Ex-Superintendent	二、五一〇	
A. Mackintosh, Ex-Superintendent	二、七五〇	
C. Maguire, Ex-Chief Inspector	二、〇七〇	
R. M. J. Martin, Ex-Extra Commissioner	五、五六〇	
J. Mason, Ex-Superintendent	二、七七〇	
K. J. McEuen, Ex-Commissioner (£1,500)	一六、七六〇	二、六四〇
W. McGillivray, Ex-Chief Inspector	二、四八〇	
W. D. McGillivray, Ex-Inspector	一、四四〇	
T. McKenna, Ex-Honorary Assistant Commissioner	四、〇一〇	
D. McKenzie, Ex-Head Gaoler	一、四八〇	
J. McPhee, Ex-Sub-Inspector	一、八〇〇	
C. Mills, Ex-Inspector	一、六六〇	
J. F. W, Milne, Ex-Inspector	一、一〇〇	
F. Mitchell, Ex-Superintendent	二、七一〇	
前監察官中三末藏	二、七五〇	二、七五〇
前監察官中條健之助	二、七〇〇	二、五五〇
R. Ockwell, Ex-Sub-Inspector	一、二七〇	
J. O'Toole, Ex-Honorary Assistant Commissioner	二、七五〇	
H. E. Peck, Ex-Assistant Commissioner	四、四五〇	
C. G. Phillips, Ex-Inspector	一、八四〇	
C. Powell, Ex-Superintendent	二、四一〇	
J. W. Prince, Ex-Chief Inspector	一、七六〇	
P. W. Reeves, Ex-Superintendent	一、六八〇	
W. Robertson, Ex-Superintendent	二、四七〇	
前警視 殷 鴻 順	二、二一〇	二、二一〇
H. J. Schmidt, Ex-Inspector	一、五四〇	
J. Shaw, Ex-Chief Inspector	一、八〇〇	
R. Shellswell, Ex-Superintendent	二、四〇〇	
前監察官 謝江椿藏	二、六八〇	二、〇四〇
J. Sinclair, Ex-Superintendent	二、六一〇	
M. O. Springfield, Ex-Deputy Commissioner	二、五八〇	
F. C. Stubbings, Ex-Superintendent	二、八一〇	
Widow of the late Tan Shao-liang, Ex-Superintendent	二、二七〇	二、二七〇
T. I. Vaughan, Ex-Superintendent	二、〇一〇	
F. L. Wainwright, Ex-Assistant Commissioner	二、二一〇	
C. Weatherhead, Ex-Assistant Commissioner	二、二一〇	
E. F. Walker, Ex-Chief Inspector	二、八八〇	
E. J. Webb, Ex-Chief Inspector	一、四一〇	
J. E. Wheeler, Ex-Assistant Commissioner	五、五八〇	
W. Whiting, Ex-Superintendent	二、七四〇	二、七四〇
前警部補 山口宗義未亡人	一、六〇〇	一、六〇〇

R. W. Yorke, Ex-Deputy Commissioner	[illegible]	
S. C. Young, Ex-Deputy Commissioner	[illegible]	
衛生處		
F. W. Ambrose, Ex-Superintendent	[illegible]	
Miss A. Ashbridge-Thomlinson, Ex-Matron	[illegible]	
H. Bland, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
H. G. Brewster-Gow, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
Dr. C. N. Davis, Ex-Commissioner	[illegible]	
Miss L. M. Dawson, Ex-Senior Matron (now Mrs. L. M. Jones)	[illegible]	
G. H. Flatt, Ex-Superintendent	[illegible]	[illegible]
J. S. Graham, Ex-Senior Assistant	[illegible]	
Miss A. Harding, Ex-Nurse	[illegible]	
D. Heathcote, Ex-Superintendent	[illegible]	
E. Kilner, Ex-Senior Chief Inspector	[illegible]	
G. Mingozzi, Ex-Sanitary Overseer	[illegible]	
Miss M. M. Murphy, Ex-Matron	[illegible]	
W. Palmer, Ex-Custodian	[illegible]	[illegible]
B. T. Prideaux, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
Miss E. Rice, Ex-Matron	[illegible]	[illegible]
H. V. Starling, Ex-Superintendent	[illegible]	
Miss E. A. M. Stillwell, Ex-Matron	[illegible]	
Miss E. Summerskill, Ex-Matron	[illegible]	
W. J. Terrill, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
G. J. Turnbull, Ex-Departmental Secretary	[illegible]	
P. Veit, Ex-Superintendent	[illegible]	[illegible]
F. G. C. Walker, Ex-Chief Analyst	[illegible]	

Miss E. L. Warren, Ex-Senior Matron	[illegible]	
Miss L. Williams, Ex-Nurse (£156)	[illegible]	
E. O. Wilson, Ex-Chief Analyst	[illegible]	
工務處		
C. S. Aitken, Ex-Chief Inspector	[illegible]	[illegible]
F. P. Bartley, Ex-Assistant Land Surveyor	[illegible]	
W. J. Bidgood, Ex-Assistant Building Surveyor	[illegible]	
A. C. Brennan-Craddock, Ex-Senior Assistant Engineer	[illegible]	
A. W. C. Browne, Ex-Custodian	[illegible]	
A. J. Cleaments, Ex-Highways Engineer	[illegible]	
H. C. Clements, Ex-Workshops Engineer	[illegible]	
H. H. Cox, Ex-Senior Clerk of Works	[illegible]	
G. W. B. Dainton, Ex-Architectural Assistant	[illegible]	
H. E. Denny, Ex-Sewerage Engineer	[illegible]	
A. Diercking, Ex-Accountant	[illegible]	[illegible]
A. C. Dobbie, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
P. Gaunt, Ex-Chief Sanitation Chemist	[illegible]	
C. W. Clover, Ex-Senior Assistant Engineer	[illegible]	
C. Harpur, Ex-Commissioner	[illegible]	
R. J. Harris, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
W. Harvey, Ex-Accountant	[illegible]	
A. J. Hayler, Ex-Inspector	[illegible]	
F. G. Helsby, Ex-Deputy Commissioner	[illegible]	
A. J. R. Hodges, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
C. H. Hopkins, Ex-Senior Assistant Engineer	[illegible]	
L. J. Hughes, Ex-Senior Assistant Land Surveyor	[illegible]	

M. C. Jensen, Ex-Architectural Assistant	[illegible]	
J. Johnstone, Ex-Chief Inspector	[illegible]	[illegible]
W. C. Johnstone, Ex-Accountant	[illegible]	
H. E. Jones, Ex-Senior Clerical Assistant	[illegible]	
W. J. Kerr, Ex-Superintendent of Parks and Open Spaces	[illegible]	[illegible]
G. E. Knight, Ex-Assistant	[illegible]	
W. A. B. Leach, Ex-Clerk of Works	[illegible]	
E. McIntyre, Ex-Senior Assistant	[illegible]	
J. E. Morgan, Ex-Chief Inspector	[illegible]	[illegible]
J. E. Needham, Ex-Extra Commissioner	[illegible]	
W. A. L. Pardoe, Ex-Highways Engineer	[illegible]	
G. H. Rendall, Ex-Departmental Secretary	[illegible]	
R. P. Roberts, Ex-Assistant Land Surveyor	[illegible]	
W. E. Sauer, Ex-Land Surveyor	[illegible]	[illegible]
R. E. Scatchard, Ex-Assistant Land Surveyor	[illegible]	
H. Schultz, Ex-Custodian	[illegible]	[illegible]
R. A. Thomas, Ex-Senior Clerk of Works	[illegible]	[illegible]
R. C. Turner, Ex-Architect	[illegible]	[illegible]
J. D. Watt, Ex-Architect	[illegible]	
J. Weldman, Ex-Inspector	[illegible]	[illegible]
A. C. Wheeler, Ex-Senior Assistant Architect	[illegible]	
R. C. Young, Ex-Building Surveyor	[illegible]	
樂隊		
R. Dramis, Ex-Musician	[illegible]	[illegible]
A. de Kryger, Ex-Assistant Conductor	[illegible]	
R. Santos, Ex-Musician	[illegible]	

財務處—稅務處		
J. C. Bosustow, Ex-Deputy Treasurer and Comptroller	[illegible]	[illegible]
Major J. T. Ford, Ex-Treasurer and Controller	[illegible]	
T. H. Hutchison, Ex-Accountant	[illegible]	
G. O. Jackson, Ex-Accountant	[illegible]	
L. D. Lemaire, Ex-Assistant Accountant	[illegible]	
A. W. Macphail, Ex-Deputy Treasurer	[illegible]	[illegible]
H. E. Middleton, Ex-Assistant Treasurer	[illegible]	[illegible]
S. J. Williams, Ex-Assistant	[illegible]	[illegible]
財務處—專賣處		
E. L. Allen, Ex-Commissioner	[illegible]	
V. H. Bourne, Ex-Deputy Treasurer—Revenue	[illegible]	[illegible]
A. Dahl, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
F. George, Ex-Inspector	[illegible]	
J. H. Inwood, Ex-Inspector	[illegible]	[illegible]
J. A. J. Johannson, Ex-Chief Inspector	[illegible]	[illegible]
E. A. Lake, Ex-Chief Inspector	[illegible]	
D. McAlister, Ex-Inspector	[illegible]	[illegible]
E. Mellows, Ex-Inspector	[illegible]	
C. H. Ridgway, Ex-Inspector	[illegible]	
D. Sullivan Ex-Assistant Inspector (now R. Randells)	[illegible]	
A. S. Sullivan, Ex-Inspector	[illegible]	[illegible]
T. E. Wilson, Ex-Inspector	[illegible]	
總督處		
Mrs. R. E. Ede, Ex-Secretary General's Secretary (now Mrs. E. R. Fraser)	[illegible]	[illegible]
S. Fessenden, Ex-Secretary General	[illegible]	[illegible]

J. W. Fraser, Ex-Chief Assistant	11,400	11,400
Major A. H. Hilton-Johnson, Ex-Commissioner General	3,350	
J. R. Jones, Ex-Secretary	3,350	11,250
J. M. McKee, Ex-Deputy Secretary	3,350	11,250
學務部—		
L. C. Healey, Ex-Superintendent	3,250	
Mrs. R. E. Lane, Ex-Stenographer and Typist	1,110	
一般人學校		
G. M. Billings, Ex-Headmaster	11,150	
Miss M. C. Cardwell, Ex-Assistant Mistress	250	
Mrs. A. Davey, Ex-Assistant Mistress	1,200	
S. Hore, Ex-Senior Assistant Master	2,150	
Mrs. H. G. Hunter, Ex-Assistant Mistress	11,220	
Miss J. Patterson, Ex-Headmistress (£147)	1,350	
J. J. Pope, Ex-Assistant Master	11,440	
R. Ross, Ex-Headmaster	3,100	
Miss M. C. Rudge, Ex-Assistant Mistress	1,250	
Miss A. A. Samson, Ex-Assistant Mistress	1,250	
A. J. Steward, Ex-Headmaster	3,110	
Miss G. M. Ware, Ex-Headmistress	2,250	
H. G. Whitcher, Ex-Senior Assistant Master	2,150	
一支那人學校		
Mrs. A. M. Burke-Scott, Ex-Assistant Mistress	11,150	
W. C. Divers, Ex-Assistant Master	11,010	
D. Drake, Ex-Assistant Master	11,350	
G. S. F. Kemp, Ex-Headmaster	2,310	

L. Kershaw, Ex-Headmaster	2,210	
Mrs. A. M. Kirk, Ex-Assistant Mistress	2,000	11,250
L. H. Turner, Ex-Headmaster	2,110	
瓦斯課		
H. J. Andrews, Ex-Storekeeper	11,010	11,010
C. H. Bailey, Ex-Office Assistant	1,250	1,250
M. P. Baker, Ex-Meter Testing Engineer	2,310	
S. T. Clarke, Ex-Turbine House Superintendent	11,150	11,150
M. Conlon, Ex-Storekeeper	1,310	
P. B. Critchley, Ex-Mechanical Assistan	1,350	
W. F. Dearn, Ex-Assistant Installation Inspector	1,300	
A. J. Emery, Ex-Transport Mechanic	1,340	
G. Ewart, Ex-Consumers' Engineer	2,350	
W.J.Furness. Ex-Senior Installation Inspector	1,150	
O.L.Ilbert, Ex-Assistant Distribution Engineer	1,150	
C. Knight, Ex-Assistant Engineer—Distribution	11,350	
A. Mitchell, Ex-Maintenance Assistant	1,210	
Widow of the late T. Moodie, Ex-Charge Engineer (£150)	1,350	
T. Murphy, Ex-Meters Assistant	11,010	11,010
V. Olsen, Ex-Meter Engineer	2,150	
F. W. Snape, Ex-Senior Meter Inspector	1,350	
年度內退職ニ對スル恩給費總額		11,250
合計		110,250

（註）恩給信託證書ノ規定ニ據リ年間11磅大片ノ費額等ニテ英貨建恩給ハ法幣ニ換算シタ。

索引

イ

位置——上海……四三
一九四一年度局價割引額……九一
一九四一年度剩餘繰越額——臨時部……一六〇
一九四一年度よりの繰越金——經常部……一九九
一九四〇年度局價值却積立金……一〇九
一九四〇年度局價割引額——臨時部……一〇六
一九四〇年度より繰越された臨時部勘定赤字額……九一
一九四〇年度よりの繰越不足——臨時部……一〇六
一般及特別戶別課金……九一
一般會計よりの收入剩常額——教育會計……一〇七
一般基金……一〇九
一般基金投資……一一一
一般戶別課金……九四・一〇四・一三一・一三二・一三五・一五九
一般準備金……一一〇
一般日用品小賣價格……六一
一般費……九〇・一〇五・一一四・一三三・一四四・一六〇
一般防疫事務表……六五
移動許可制……五

ウ

埋立及排水工事……六三

エ

映畫檢閱……一五
營業用自動車……一八
營業用人力車……一九
英國婦人協會保養所……五三
衛生局……一三・一三三
衛生局——一般費及病院費……一三
衛生局——寄附金及び工部局立外の病院に對する補助金……一五三
衛生狀態……六六
衛生裝置の新設又增設——設計審査手數料……一四八・一四〇
衛生費……九〇・一四〇・一九九
エリス・カドーリー公立華人學校……七六
エリック・G・クラーク……八五

オ

岡崎勝男……二
移動式飲食店……九六
醫藥材料……六
インフルエンザ……四四

カ

J・W・カーター……一
回歸熱……四六
家屋稅……三
價格統制……四
課金賦課のための建築物評價……七三
華興商業銀行……九三・一一〇
華語研究部……八三
華語研究翻譯部……九〇・一〇五・一一四・一三一・一五四・一六〇
火災に依る損害……三三
貝島周……一九
英子バン……六
華人公學校……六六
華人工藝通常公學校……六六
華人死亡率……四三
華人小學校……七・一〇七
華人小學校教員夏期講習會費補助金……八八
岡崎庶平太……九三
岡本一頌……一・二・三
N・F・オールマン……一
卸賣物價……九
音樂會收入……一〇一
音樂部——經常部勘定……九〇
恩給基金……九二・一〇六・一〇九・一五七・一六一
恩給基金投資……一一〇

華人女子中學校……七七
瓦斯消費制限……一八
瓦斯配給……一八
瓦斯販賣量……一八
課稅不公平調査特別委員會……三、九四
ガソリン……一〇
家畜及び畜産物輸出檢査手數料……一四六
脚氣……四六
河南路福州路角自動車駐車場……一〇三
貨幣貸銀指數……一三
貨物自動車……二八
假釋放——刑務所……三六
爲替割當……五
棺及屍體の處理……四二
感化院……三六
管轄地域外に對する出動——消防隊……二四
鑑札家屋……三五
鑑札規則……三九
鑑札料……九一、九四、九六、一〇三、一〇四、一三一、一三三、一三六、一五九
鑑札料金……三
監視——工部局補助金交附學校……三六
糎狀菌赤痢……五三
外國爲替……九
外國人死亡率……四三
外國人男子學校の合併……五五
外人小學校……一〇七
學務委員會……七九
學務費……一六〇
學務部……一五四
學校身體檢査に依る要監視兒童の處置……五五

キ

危險性液體の製造又に使用に關する鑑札……二四
危險性及び可燃性液體取扱業……九六
危險物取締……四
寄贈圖書……八五
敎育——經常部歲出……九〇、一一四、一三一
恐水病……四六
强制買上……六
共同租界內の人口——推定……四二、九四、一〇三、一〇四、一三一、一三四、一五九
許可手數料……九一
許可手數料其他……四二
居住家屋數……一三
局債償還費……九一、一〇五、一〇六、一三一、一五五、一六〇、一六一
局債其他臨時手段に依る調達額……一〇六
局債其他の臨時手段によりて調達せらるべき額……一六〇
局有財產收入……一〇四
局有財產賃貸料……九一、九四、一〇三、一三一、一三三、一五九
J・D・キャリーエ……一、二
江一平(E. Y. P. Kiang)
規律——刑務所……一
緊急支出……三五
緊急措置……九一
緊急費……一五七
義勇團……一〇六、一六一
牛肺疫及口蹄病……七二
行政費——敎育會計……一四八、一四九
行列……一〇六、一六〇
現金……一一一
減價基金……一〇九
減債基金投資……一一一
原料費——瓦斯……一八

ク

A・グラーテ……一

ケ

警察部……八九、一〇四、一一三、一三一、一五九
輕症患者……五五
刑事訴訟……三九
係爭中の訴訟……三五
經費節約……三五
經費節約委員會……九、九二
經費節約委員會報告……九
警報回數……三五
ケーク……六
W・J・ケズウイック……一、三
結核……四四、五九
結核菌檢査……五八
結核巡廻診班……五三
血吸蟲病……四六
缺席兒童の家庭訪問……五五
檢査——消防隊……二五
檢査狀況——課稅家屋、要鑑札業務及廣告揭示場……一〇二
建設勘定……一一〇
建築規則違反……七二
建築許可——敎計審査手數料……一四八、一四九
下水費……一〇六、一六〇
現金……一一一
減價基金……一〇九
減債基金投資……一一一
原料費——瓦斯……一八

コ

公園入場券賣上……一〇二
公園入場者……七二
江岸發電所……一九
公共事業及局營事業收入……九一、九四、一〇五、一〇四、一三一、一三四、一五九
工業社會部……九〇、一〇五、一一四、一三一、一五四、一六〇
公債償還金……一五八
膠州公園……七一
控訴……五六、五八
洪水……六九
洪水防止……六九
洪水問題……四
交通規則違反事件數……二八
交通訓練……二八
購入書籍……九五
工部局音樂部……一〇四、一一三、一三一、一五七、一六〇
工部局學校……五四
工部局局債——一一五頁參照……一〇九
工部局經費節約委員會……三
工部局經費節約委員會新財源小委員會……九六
工部局公設市場……六〇
工部局財務顧問……九三
工部局圖書館……一〇五、一一三、一三一、一五三、一六〇
工部局の物價對策……一〇
工部局補助金交付華人私立學校……五六
工部局米……五
工部局立學校……五五
工務局……九〇、一〇四、一一三、一三一、一五三、一五九
小賣價格の統制……四
公立トーマス・ハンブリー學校……七
乞食收容所……二八
滬西鐵路地區……二四
滬西越界路地區警察權……二七
滬西地區特別警察署……三、二七、三三
滬西地區問題……四
戶別課金……一〇三
小麥粉……五、六、一〇
米……四、五、三三
米問題……三四
コレラ……四五、四六、五三
コレラ樣下痢……四六
コレラ豫防注射……六二
コレラ豫防注射數一覽表……六六
コンクリート道路……六九
護岸費……二七
郭順(W. Godson)……一〇六、一六〇
娛樂稅……九一、九三、九四、一〇五、一〇四、一三一、一三四、一五六、一五九

サ

再評價小委員會……九五
砂糖……一〇
財務局……九〇、一〇五、一一四、一三一、一六〇
雜勘定……一一〇
雜勘定及假拂金……一一一
雜收入……九一、九四、一〇三、一〇四、一三一、一三四、一五九
雜收入——敎育會計……一〇七
雜收入——臨時部……一〇六、一六〇
雜類許可手數料……一四八、一五〇

シ

奚玉書(Yulin Hsi)……一
死傷——火災に依る……二四
市場賃貸料……一〇〇、一四七
執行停止判決……三九
資本的性質の公共工事投資額……九一
死亡率……三六、四一、四三
嗜眠性腦炎……四六
C・J・シャープ……三
上海水道株式會社株券……一一〇
上海牲畜市場……五九
許建屏(Jalrin Hsu)……一
囚人作業……三七
宿泊飲食稅……一三一、一三五、一三六、一五九
殊勳章……二七
出生……四三
種痘……六三
種痘一覽表……六六
消火設備……二五
猩紅熱……四四
消防隊……八九、一〇四、一一三、一三一、一五九
職員の新規採用……三五
職員俸給問題……四
食蚊魚……六四
植物油……一〇
食糧問題……四
處罰——消防隊……二五
新家屋……八五
新建築物許可申請……七三
新稅……一三四
信託基金投資……一一〇
新聞其の他の刊行物……三四
自家用自動車……六
自家用自動車の營業行爲……二八
自家用人力車……二九
自家用馬車……二九

補助金交附審人名簿……一一一
保釋——刑務所……三六
保證……三六
法務局……一四一・一四四・一四四・一四四

補助金交附學校……六
補助金交附殘算……六
虹口公園……七
香港上海銀行……九三・一〇・一一
香港米……四
譯譯部……八三
牧牛に對する獸醫檢査……六九
T・S・ボウエル……一・二
F・A・ボロック……二
ポンプの使用……二四

マ

R・G・マクドナルド……一
R・T・マクドネール……一
R・J・マクマレン……一
麻疹……四四
碼頭稅……九一・九四・九六・一〇三・一〇四・一四一・一三三・一三六・一五九
マラリア……四三・四七
マラリア病の調査……六四
マルガリン……一〇

ミ

未決勘定……一一〇
G・E・ミッチエル……一・一二
未登錄土地に對する課稅……四
民事訴訟……九九・一〇一

ム

無鑑札牛乳の販賣……一七

ヤ

夜間技術學校經營費補助金……六六
野外演奏會……七一
矢島安造……一
家賃紛爭に對する調停委員會……六

ユ

袁履登(L. T. Yuan)……一
有鑑札牧場……九六
有鑑札牧場明細表……九六
有罪の比率……九九
魏治卿(Yn Ya Ching)……一
輸入業者組合……五
輸入商及製造業者協議會……一〇

ヨ

幼蟲驅除劑、殺蟲劑及噴霧器……六四
橫濱正金銀行……九三・一一〇・一一一

ラ

ラード……一〇
癩病……四六

リ

利子手數料其他……九〇・一〇五・一〇〇
利子仲介料其他……一三一・一三五
J・H・リデール……一
流行性腦脊髓膜炎……一三
流行性腦膜炎……四六
領事團法廷……三九
臨時市參事會……一・三
隣接消防隊……二六

ル

ルイジイ・デ・ルカ……八二

レ

冷藏所……九九
煉炭……六

ロ

勞働時間……一三・一四
ロールパン……六

昭和十七年六月二十日印刷納本
昭和十七年六月三十日發行

（定價金八圓）

著作兼發行人　上海江西路二〇九號　寺岡洪平
印刷人　上海海寧路三〇〇號　蘆澤駿之助
印刷所　上海海寧路三〇〇號　蘆澤印刷所
發行所　上海江西路二〇九號　上海共同租界工部局
販賣所　上海施高塔路十一號　合資會社　內山書店
振替福岡一七八六〇番